

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2026年4月 第2回訂正分)

犬猫生活株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価等
等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2026年4月15日に関東財務局
長に提出し、2026年4月16日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2026年3月23日付をもって提出した有価証券届出書及び2026年4月7日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集330,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し371,500株（引受人の買取引受による売出し280,000株・オーバーアロットメントによる売出し91,500株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2026年4月15日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

2 【募集の方法】

2026年4月15日に決定された引受価額(2,750.80円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第 1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格2,990円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「438,702,000」を「453,882,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「438,702,000」を「453,882,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集並びに「第 2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第 2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除及び 6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1.」を「2,990」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1.」を「2,750.80」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3.」を「1,375.40」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4.」を「1株につき2,990」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。
- 発行価格等の決定に当たりましては、仮条件(2,790円~2,990円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
- 当該ブックビルディングの状況につきましては、
- ①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
- ②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
- ③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
- 以上が特徴でありました。
- 上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、2,990円と決定いたしました。
- なお、引受価額は2,750.80円と決定いたしました。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(2,990円)と会社法上の払込金額(2,371.50円)及び2026年4月15日に決定された引受価額(2,750.80円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は1,375.40円(増加する資本準備金の額の総額453,882,000円)と決定いたしました。
4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき2,750.80円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
- 引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

2. 引受人は新株式払込金として、2026年4月22日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき2,750.80円)を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき239.20円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 上記引受人と2026年4月15日に元引受契約を締結いたしました。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。また、当該販売委託分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「877,404,000」を「907,764,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「866,404,000」を「896,764,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額896,764千円に「1 新規発行株式」の(注)3.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限251,698千円を合わせた、手取概算額合計上限1,148,462千円については、下記のとおり充当する予定であります。

・ 広告宣伝費

当社の主たる事業であるペットフードの販売は、高い継続率に支えられたサブスクリプション型モデルを基盤としており、中長期的な収益の柱となる定期会員数を着実に積み上げ、事業規模の拡大を行うには、継続的な新規顧客獲得への投資が不可欠であります。

そのため、ブランド認知度の向上及び新規顧客獲得を目的とし、広告宣伝活動として1,148,462千円(2027年4月期：550,000千円、2028年4月期：598,462千円)を充当する予定であります。具体的には、ターゲット層に合わせたオンライン広告を予定しており、これによって、サブスクリプションモデルの特性を活かした定期会員数を積み上げ、中長期にわたる安定的な売上高の成長を見込んでおります。当社の主要製品は高い継続率を維持しており、獲得した新規顧客が長期間にわたって収益に寄与する構造となっていることから、投下した広告宣伝費に対するLTVの最大化を通じて、将来的な営業キャッシュフローの確実な創出に直結いたします。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2026年4月15日に決定された引受価額(2,750.80円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格2,990円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「809,200,000」を「837,200,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「809,200,000」を「837,200,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1. (注)2. 」を「2,990」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2. 」を「2,750.80」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2. 」を「1株につき2,990」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3. 」を「(注)3.」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 元引受契約の内容

金融商品取引業者の引受株数 株式会社SBI証券 280,000株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき239.20円)の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と2026年4月15日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「264,435,000」を「273,585,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「264,435,000」を「273,585,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにともない、その需要状況を勘案した結果、株式会社SBI証券が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2. に記載した振替機関と同一であります。

(注)5. の全文削除及び6. の番号変更

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1. 」を「2,990」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2. 」を「1株につき2,990」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2026年4月15日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である佐藤淳(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2026年3月23日及び2026年4月6日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式91,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

| | |
|----------------------|---|
| 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 91,500株 |
| 募集株式の払込金額 | 1株につき2,371.50円 |
| 割当価格 | 「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。(注) |
| 払込期日 | 2026年5月26日(火) |
| 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 払込取扱場所 | 東京都新宿区新宿三丁目4番1号 株式会社みずほ銀行 新宿中央支店 |

(注) 割当価格は2026年4月15日に2,750.80円に決定いたしました。

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当てまたは下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から2026年5月21日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数(91,500株)を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2026年4月 第1回訂正分)

犬猫生活株式会社

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2026年4月7日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2026年3月23日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集330,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し371,500株(引受人の買取引受による売出し280,000株・オーバーアロットメントによる売出し91,500株)の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項を、2026年4月6日開催の取締役会において決議したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

3. 上記とは別に、2026年3月23日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式91,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. の番号変更

2 【募集の方法】

2026年4月15日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2026年4月6日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(2,371.50円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(略)

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額(円)」の欄：「838,695,000」を「782,595,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」の欄：「838,695,000」を「782,595,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「453,882,000」を「438,702,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「453,882,000」を「438,702,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件(2,790円～2,990円)の平均価格(2,890円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は953,700,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額(円)」の欄：「未定(注2.)」を「2,371.50」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、2,790円以上2,990円以下の範囲とし、発行価格は、需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2026年4月15日に引受価額と同時に決定する予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(2,371.50円)及び2026年4月15日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額(2,371.50円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「株式会社SBI証券293,400、岩井コスモ証券株式会社6,100、岡三証券株式会社6,100、極東証券株式会社6,100、東海東京証券株式会社6,100、松井証券株式会社6,100、マネックス証券株式会社6,100」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(2026年4月15日)に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。また、当該販売委託分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「907,764,000」を「877,404,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「896,764,000」を「866,404,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(2,790円～2,990円)の平均価格(2,890円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額866,404千円に「1 新規発行株式」の(注) 3.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限243,280千円を合わせた、手取概算額合計上限1,109,684千円については、下記のとおり充当する予定であります。

・ 広告宣伝費

当社の主たる事業であるペットフードの販売は、高い継続率に支えられたサブスクリプション型モデルを基盤としており、中長期的な収益の柱となる定期会員数を着実に積み上げ、事業規模の拡大を行うには、継続的な新規顧客獲得への投資が不可欠であります。

そのため、ブランド認知度の向上及び新規顧客獲得を目的とし、広告宣伝活動として1,109,684千円(2027年4月期：550,000千円、2028年4月期：559,684千円)を充当する予定であります。具体的には、ターゲット層に合わせたオンライン広告を予定しており、これによって、サブスクリプションモデルの特性を活かした定期会員数を積み上げ、中長期にわたる安定的な売上高の成長を見込んでおります。当社の主要製品は高い継続率を維持しており、獲得した新規顧客が長期間にわたって収益に寄与する構造となっていることから、投下した広告宣伝費に対するLTVの最大化を通じて、将来的な営業キャッシュフローの確実な創出に直結いたします。

なお、上記調達資金は、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「837,200,000」を「809,200,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「837,200,000」を「809,200,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 売出価額の総額は、仮条件(2,790円～2,990円)の平均価格(2,890円)で算出した見込額であります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2.に記載した振替機関と同一であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「273,585,000」を「264,435,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「273,585,000」を「264,435,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 5. 売出価額の総額は、仮条件(2,790円～2,990円)の平均価格(2,890円)で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である佐藤淳(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2026年3月23日 及び2026年4月6日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式91,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。


| | |
|----------------------|---|
| 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 91,500株 |
| 募集株式の払込金額 | 1株につき2,371.50円 |
| 割当価格 | 未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。) |
| 払込期日 | 2026年5月26日(火) |
| 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 払込取扱場所 | 東京都新宿区新宿三丁目4番1号 |
| | 株式会社みずほ銀行 新宿中央支店 |

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当てまたは下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から2026年5月21日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。



新株式発行並びに株式売出届出目論見書
2026年3月

犬猫生活株式会社

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式 838,695 千円（見込額）の募集及び株式 837,200 千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式 273,585 千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を 2026 年 3 月 23 日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。したがって、募集の発行価格及び売出しの売価等については今後訂正が行われます。なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。
2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

犬猫生活株式会社

東京都新宿区市谷船河原町9番地1

1. 経営理念

すべての動物とその家族の幸せな生活のために

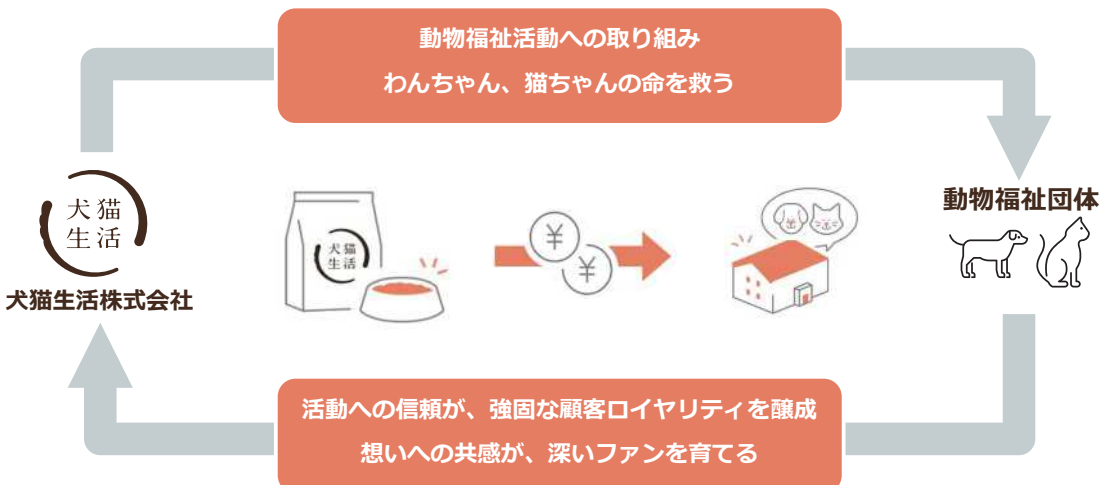
当社は、代表取締役佐藤淳が、栄養不足により痩せ細った1頭の妊娠中の野良猫を保護したことからはじまります。

必死で生き、命をつなごうとするこの子たちに健康によいものを食べさせてあげたいという思い、さらには、同じように懸命に生きる多くの命を救いたいという理念のもと、2018年5月に創業し、事業を開始いたしました。以来、当社は「すべての動物とその家族の幸せな生活のために」を経営理念に掲げ、事業を展開してまいりました。



動物福祉活動への取り組み

当社は、一般財団法人犬猫生活福祉財団をはじめとした動物福祉団体への寄付を行い、わんちゃん、猫ちゃんの殺処分ゼロを目指す活動を支援することを方針としております。この取り組みを通じて、お客様や従業員、株主、取引先の皆様といった多様なステークホルダーとの関係を深め、共に社会的責任を果たすべく、積極的に動物福祉活動に取り組んでおります。



2. 事業の内容

当社の事業構成は**生活販売**、**生活サービス**、**エンターテインメント**の3つの領域を軸としております。

生活販売

当社の主力商品である**犬猫生活ブランド**のオリジナルペットフードを、自社ECサイト、他社ECサイト及び卸販売の3つのチャネルを通じて販売。

自社EC

当社のECを通じて商品を販売。うち、約95%（2025年4月期）がサブスクリプションモデル（定期購入）

他社EC

Amazon、楽天市場、Yahoo! ショッピング等大手ECモールにおける販売

卸販売

卸業者を經由してホームセンターや小売店、または直接ペットサロン等のリアルな店舗で当社商品を販売



主要な商品

ブランド戦略として、**犬猫生活ブランド**そのものの認知を最優先するため、商品ごとの独自名称は設定せず、シンプルなカテゴリ名に統一して展開。わんちゃん、猫ちゃん用の総合栄養食、サプリメント、おやつ、トッピング等の多様な製品を販売。

ドライフード



手作りごはん



デンタルふりかけ



生活サービス

動物病院とトリミングサロンを運営。

運営を通じてわんちゃん、猫ちゃんに有益なケアを提供するとともに、**犬猫生活ブランドの認知拡大とペット領域における専門家としての信頼性の向上**を目指す。



往診クリニック

通院が苦手なわんちゃん、猫ちゃん向けの予防医療専門の往診動物病院。

益田ペットクリニック

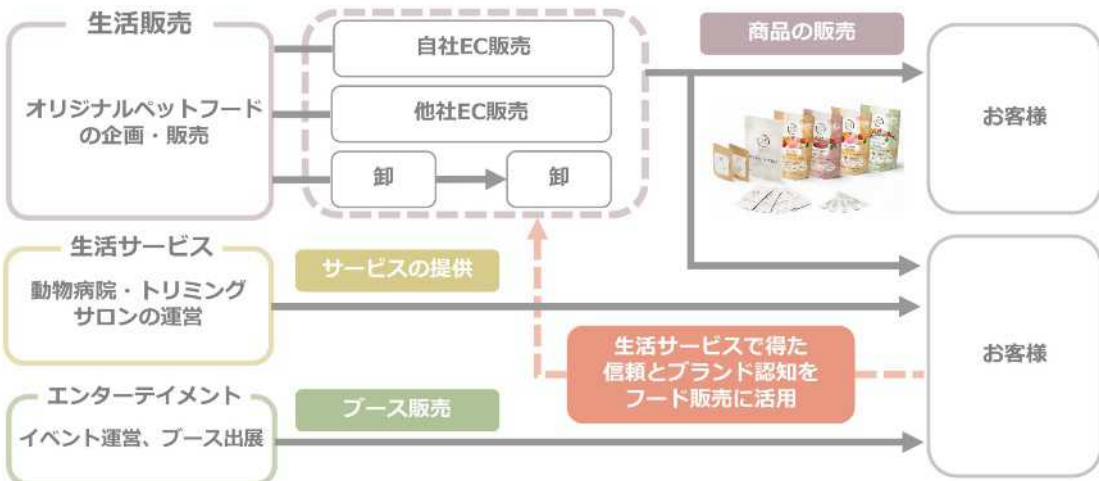
1988年に島根県益田市に開業のペットクリニックを2025年5月事業譲受。

Inu to Town

2024年6月事業譲受。トリミングサロン「Inu to Town」を都内で運営。

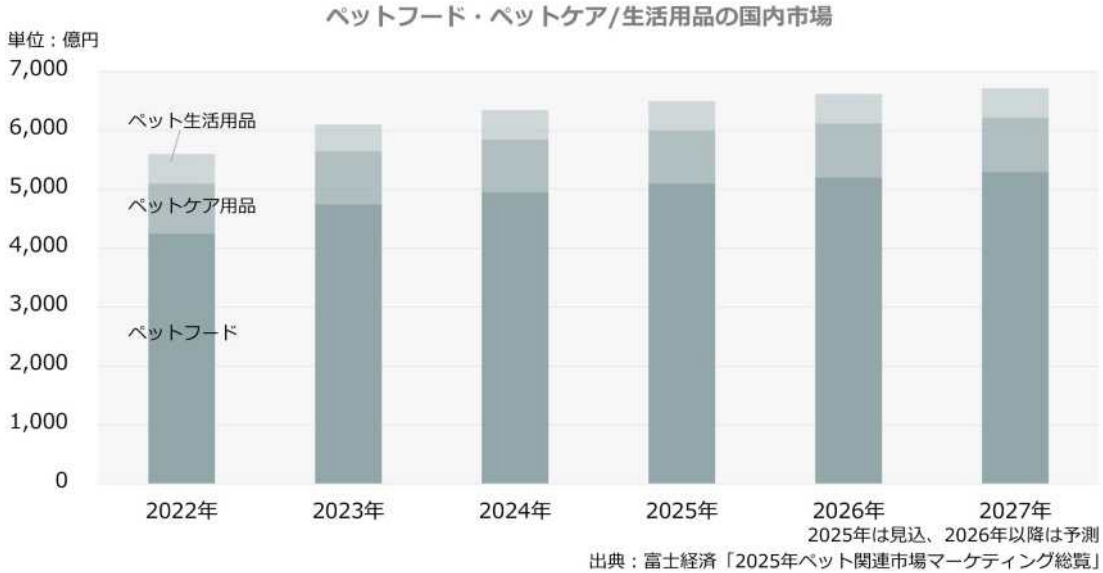
エンターテイメント

ペット関連イベントへのブース出展を積極的に実施。お客様と直接コミュニケーションをとることで、当社ブランドの商品の魅力伝え、認知拡大と顧客満足度の向上に努める。



3. 市場環境

国内市場規模推移



ペットの家族化の進展により、高価格帯のプレミアムフードをはじめとした高付加価値商品の需要が増加。飼育頭数が減少する中でペット関連市場規模は拡大を続ける。

4. 市場規模と実績

7年で売上29億円（2025年4月期）
6,500億円市場という「100倍以上の伸びしろ」

2025年4月期 売上

29億円

創業7年で売上高は29億円へ。実証済みの成長モデルを、国内6,500億円の巨大な未開拓領域へと展開。

2025 市場予測

6,510億円（ペットフード、ケア用品、生活用品）

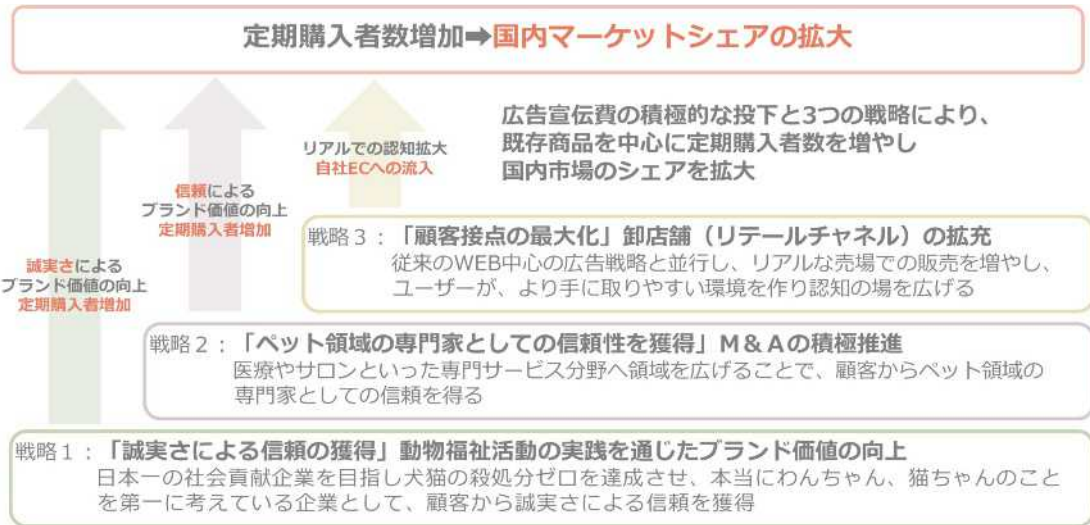
5. 経営戦略

国内マーケットシェアの拡大

主軸とする自社ECサイトでの「犬猫生活」ブランドの展開を支える成長戦略として、

- ・「誠実さによる信頼の獲得」動物福祉活動の実践を通じたブランド価値の向上
- ・「ペット領域の専門家としての信頼性を獲得」M&Aの積極推進
- ・「顧客接点の最大化」卸店舗（リテールチャネル）の拡充

を掲げ、国内マーケットシェアの拡大および海外市場への展開を目指す。



海外展開

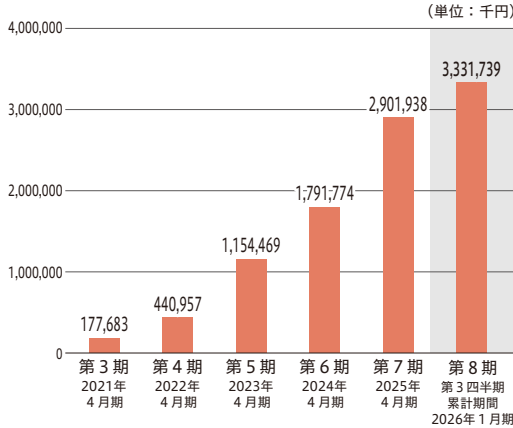
2025年5月から台湾で

わんちゃん向け「手作りごはん」の販売を開始

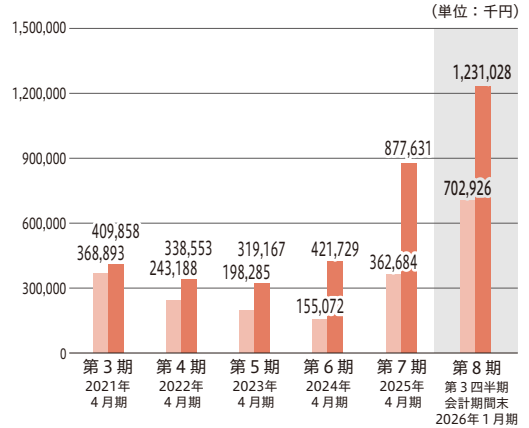
台湾でのシェアを拡大しつつ、世界最大のペットフード市場である米国での展開を進める。



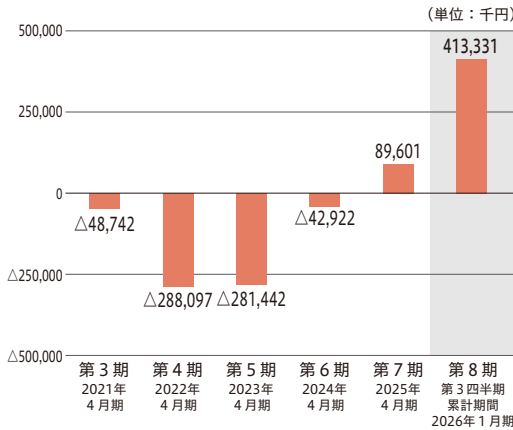
売上高



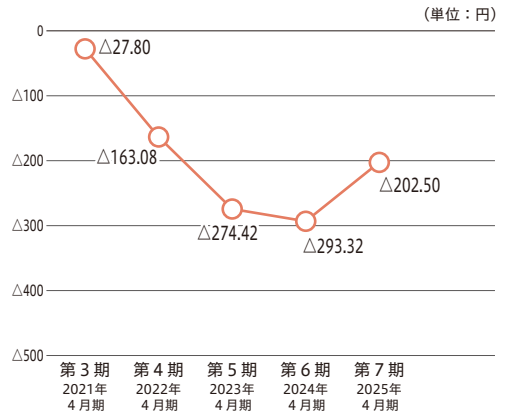
純資産額／総資産額



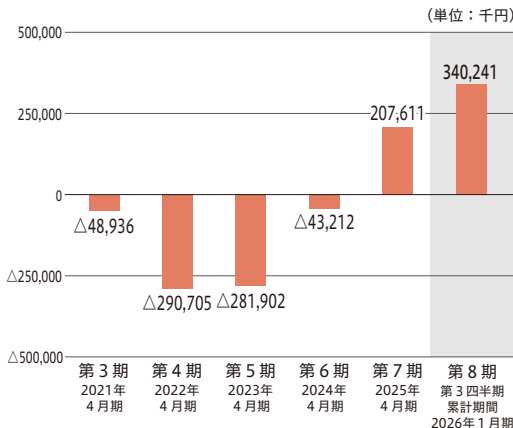
経常利益又は経常損失(△)



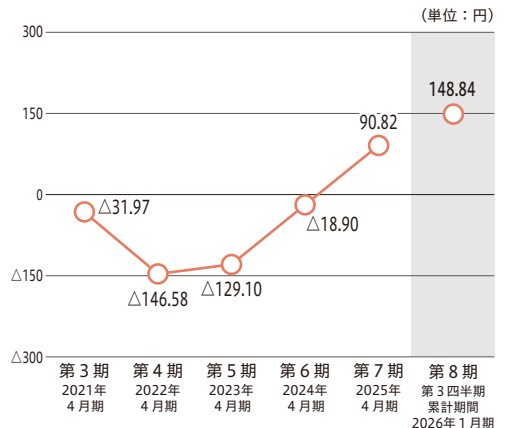
1株当たり純資産額



当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)



(注) 1. 当社は、2025年1月31日付で株式1株につき10株の割合で株式分割を、2026年1月1日付けで株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
 2. 第3期から第5期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくOAG監査法人の監査を受けておりません。

目 次

| | 頁 |
|--|----|
| 【表紙】 | 1 |
| 第一部 【証券情報】 | 2 |
| 第1 【募集要項】 | 2 |
| 1 【新規発行株式】 | 2 |
| 2 【募集の方法】 | 3 |
| 3 【募集の条件】 | 4 |
| 4 【株式の引受け】 | 5 |
| 5 【新規発行による手取金の使途】 | 5 |
| 第2 【売出要項】 | 6 |
| 1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】 | 6 |
| 2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】 | 7 |
| 3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】 | 8 |
| 4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】 | 8 |
| 【募集又は売出しに関する特別記載事項】 | 9 |
| 第二部 【企業情報】 | 11 |
| 第1 【企業の概況】 | 11 |
| 1 【主要な経営指標等の推移】 | 11 |
| 2 【沿革】 | 13 |
| 3 【事業の内容】 | 14 |
| 4 【関係会社の状況】 | 19 |
| 5 【従業員の状況】 | 19 |
| 第2 【事業の状況】 | 20 |
| 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 | 20 |
| 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 | 28 |
| 3 【事業等のリスク】 | 29 |
| 4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 | 39 |
| 5 【重要な契約等】 | 47 |
| 6 【研究開発活動】 | 47 |
| 第3 【設備の状況】 | 48 |
| 1 【設備投資等の概要】 | 48 |
| 2 【主要な設備の状況】 | 48 |
| 3 【設備の新設、除却等の計画】 | 48 |

| | | |
|-----|----------------------|-----|
| 第4 | 【提出会社の状況】 | 49 |
| 1 | 【株式等の状況】 | 49 |
| 2 | 【自己株式の取得等の状況】 | 55 |
| 3 | 【配当政策】 | 56 |
| 4 | 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 | 57 |
| 第5 | 【経理の状況】 | 69 |
| 1 | 【財務諸表等】 | 70 |
| 第6 | 【提出会社の株式事務の概要】 | 115 |
| 第7 | 【提出会社の参考情報】 | 116 |
| 1 | 【提出会社の親会社等の情報】 | 116 |
| 2 | 【その他の参考情報】 | 116 |
| 第四部 | 【株式公開情報】 | 117 |
| 第1 | 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】 | 117 |
| 第2 | 【第三者割当等の概況】 | 118 |
| 1 | 【第三者割当等による株式等の発行の内容】 | 118 |
| 2 | 【取得者の概況】 | 119 |
| 3 | 【取得者の株式等の移動状況】 | 119 |
| 第3 | 【株主の状況】 | 120 |
| | 監査報告書 | 巻末 |

【表紙】

| | |
|-------------------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2026年3月23日 |
| 【会社名】 | 犬猫生活株式会社 |
| 【英訳名】 | INUNEKO-SEIKATSU Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 佐藤 淳 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都新宿区市谷船河原町9番地1 NBCアネックス市谷ビル6階 |
| 【電話番号】 | 03-6698-7040 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役兼管理部長 岩見 真人 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都新宿区市谷船河原町9番地1 NBCアネックス市谷ビル6階 |
| 【電話番号】 | 03-6698-7040 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役兼管理部長 岩見 真人 |
| 【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集(売出)金額】 | 募集金額 ブックビルディング方式による募集 838,695,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 837,200,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 273,585,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

| 種類 | 発行数(株) | 内容 |
|------|----------------|---|
| 普通株式 | 330,000株(注) 2. | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。 |

- (注) 1. 2026年3月23日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、2026年4月6日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
4. 上記とは別に、2026年3月23日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式91,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

2026年4月15日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2026年4月6日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

| 区分 | 発行数(株) | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|------------------|---------|-------------|-------------|
| 入札方式のうち入札による募集 | — | — | — |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | — | — | — |
| ブックビルディング方式 | 330,000 | 838,695,000 | 453,882,000 |
| 計(総発行株式) | 330,000 | 838,695,000 | 453,882,000 |

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2026年3月23日開催の取締役会決議に基づき、2026年4月15日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,990円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は986,700,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

| 発行価格 (円) | 引受価額 (円) | 払込金額 (円) | 資本 組入額 (円) | 申込株数 単位 (株) | 申込期間 | 申込 証拠金 (円) | 払込期日 |
|--------------|--------------|--------------|------------------|-------------------|------------------------------------|------------------|---------------|
| 未定 (注) 1. | 未定 (注) 1. | 未定 (注) 2. | 未定 (注) 3. | 100 | 自 2026年4月16日(木) 至 2026年4月21日(火) | 未定 (注) 4. | 2026年4月22日(水) |

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2026年4月6日に仮条件を決定し、需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2026年4月15日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2026年4月6日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2026年4月15日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2026年3月23日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2026年4月15日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする事、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2026年4月23日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。))の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、2026年4月8日から2026年4月14日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|------------------|-----------------|
| 株式会社みずほ銀行 新宿中央支店 | 東京都新宿区新宿三丁目4番1号 |

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 (株) | 引受けの条件 |
|-------------|---------------------|--------------|--|
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | 未定 | 1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2026年4月22日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。 |
| 岩井コスモ証券株式会社 | 大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号 | | |
| 岡三証券株式会社 | 東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号 | | |
| 極東証券株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号 | | |
| 東海東京証券株式会社 | 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 | | |
| 松井証券株式会社 | 東京都千代田区麹町一丁目4番地 | | |
| マネックス証券株式会社 | 東京都港区赤坂一丁目12番32号 | | |
| 計 | — | 330,000 | — |

- (注) 1. 引受株式数は、2026年4月6日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(2026年4月15日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。また、当該販売委託分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 907,764,000 | 11,000,000 | 896,764,000 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,990円)を基礎として算出した見込額であります。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
 3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額896,764千円に「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限251,698千円を合わせた、手取概算額合計上限1,148,462千円については、下記のとおり充当する予定であります。

・ 広告宣伝費

当社の主たる事業であるペットフードの販売は、高い継続率に支えられたサブスクリプション型モデルを基盤としており、中長期的な収益の柱となる定期会員数を着実に積み上げ、事業規模の拡大を行うには、継続的な新規顧客獲得への投資が不可欠であります。

そのため、ブランド認知度の向上及び新規顧客獲得を目的とし、広告宣伝活動として1,148,462千円(2027年4月期:550,000千円、2028年4月期:598,462千円)を充当する予定であります。具体的には、ターゲット層に合わせたオンライン広告を予定しており、これによって、サブスクリプションモデルの特性を活かした定期会員数を積み上げ、中長期にわたる安定的な売上高の成長を見込んでおります。当社の主要製品は高い継続率を維持しており、獲得した新規顧客が長期間にわたって収益に寄与する構造となっていることから、投下した広告宣伝費に対するLTVの最大化を通じて、将来的な営業キャッシュフローの確実な創出に直結いたします。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2026年4月15日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類 | 売出数(株) | | 売出価額の総額 (円) | 売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称 |
|----------|-----------------------|---------|----------------|--|
| — | 入札方式のうち入札 による売出し | — | — | — |
| — | 入札方式のうち入札 によらない売出し | — | — | — |
| 普通株式 | ブックビルディング 方式 | 280,000 | 837,200,000 | 東京都港区麻布台1丁目3番1号 株式会社前澤ファンド 250,000株 東京都豊島区 佐藤 淳 30,000株 |
| 計(総売出株式) | — | 280,000 | 837,200,000 | — |

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,990円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

| 売出価格 (円) | 引受価額 (円) | 申込期間 | 申込株数 単位 (株) | 申込証拠金 (円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び 氏名又は名称 | 元引受契約 の内容 |
|------------------------|--------------|--|-------------------|--------------|---------------------|----------------------------------|--------------|
| 未定 (注) 1. (注) 2. | 未定 (注) 2. | 自 2026年 4月16日(木) 至 2026年 4月21日(火) | 100 | 未定 (注) 2. | 引受人の本 店及び営業 所 | 東京都港区六本木一 丁目6番1号 株式会社SBI証券 | 未定 (注) 3. |

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2026年4月15日)に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

| 種類 | 売出数(株) | | 売出価額の総額 (円) | 売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称 |
|----------|-----------------------|--------|----------------|---|
| — | 入札方式のうち入札 による売出し | — | — | — |
| — | 入札方式のうち入札 によらない売出し | — | — | — |
| 普通株式 | ブックビルディング 方式 | 91,500 | 273,585,000 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 91,500株 |
| 計(総売出株式) | — | 91,500 | 273,585,000 | — |

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにともない、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。従ってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,990円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

| 売出価格 (円) | 申込期間 | 申込株数 単位 (株) | 申込証拠金 (円) | 申込受付場所 | 引受人の住所 及び氏名又は 名称 | 元引受契約 の内容 |
|-------------|------------------------------------|-------------------|--------------|-----------------------|------------------------|--------------|
| 未定 (注)1. | 自 2026年4月16日(木) 至 2026年4月21日(火) | 100 | 未定 (注)2. | 株式会社SBI証券 の本店及び営業所 | — | — |

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 株式会社SBI証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所グロス市場への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所グロス市場への上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である佐藤淳(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2026年3月23日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式91,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

| | |
|----------------------|---|
| 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 91,500株 |
| 募集株式の払込金額 | 未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。) |
| 割当価格 | 未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。) |
| 払込期日 | 2026年5月26日(火) |
| 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 払込取扱場所 | 東京都新宿区新宿三丁目4番1号 |
| | 株式会社みずほ銀行 新宿中央支店 |

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当てまたは下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から2026年5月21日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である株式会社前澤ファンド、売出人かつ貸株人である佐藤淳、当社株主かつ新株予約権者である近藤誠人、当社株主である株式会社シンクロ及び当社新株予約権者である岩見真人は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2026年10月19日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式(当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。)の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、株式分割及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2026年3月23日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)を行わない旨合意して

おります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

4. 目論見書の電子交付

引受人は、本募集及び引受人の買取引受による売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供を、原則として、書面ではなく、電子交付により行います。目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます（金融商品取引法第27条の30の9第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の2第1項）。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 |
|---------------------------|------|------------|-------------|-------------|-----------|------------|
| 決算年月 | | 2021年4月 | 2022年4月 | 2023年4月 | 2024年4月 | 2025年4月 |
| 売上高 | (千円) | 177,683 | 440,957 | 1,154,469 | 1,791,774 | 2,901,938 |
| 経常利益又は経常損失(△) | (千円) | △48,742 | △288,097 | △281,442 | △42,922 | 89,601 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) | (千円) | △48,936 | △290,705 | △281,902 | △43,212 | 207,611 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 | (千円) | - | - | - | - | - |
| 資本金 | (千円) | 227,600 | 310,100 | 428,600 | 99,000 | 99,000 |
| 発行済株式総数 | (株) | 984 | 1,059 | 1,143 | 1,143 | 11,430 |
| 普通株式 | (株) | 572 | 572 | 572 | 572 | 5,720 |
| A種優先株式 | (株) | - | - | - | - | - |
| B種優先株式 | (株) | 412 | 412 | 412 | 412 | 4,120 |
| C種優先株式 | (株) | - | 75 | 75 | 75 | 750 |
| D種優先株式 | (株) | - | - | 30 | 30 | 300 |
| E種優先株式 | (株) | - | - | 54 | 54 | 540 |
| 純資産額 | (千円) | 368,893 | 243,188 | 198,285 | 155,072 | 362,684 |
| 総資産額 | (千円) | 409,858 | 338,553 | 319,167 | 421,729 | 877,631 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | △55,596.45 | △326,168.04 | △548,831.56 | △293.32 | △202.50 |
| 1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) | (円) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) | (円) | △63,938.65 | △293,166.85 | △258,208.85 | △18.90 | 90.82 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 | (円) | - | - | - | - | - |
| 自己資本比率 | (%) | 90.0 | 71.8 | 62.1 | 36.8 | 41.3 |
| 自己資本利益率 | (%) | - | - | - | - | 80.2 |
| 株価収益率 | (倍) | - | - | - | - | - |
| 配当性向 | (%) | - | - | - | - | - |
| 営業活動による キャッシュ・フロー | (千円) | - | - | - | 33,615 | 154,266 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー | (千円) | - | - | - | △10 | △129,788 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー | (千円) | - | - | - | 48,570 | 117,068 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | (千円) | - | - | - | 101,895 | 243,441 |
| 従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 | (名) | 9 〔1〕 | 16 〔1〕 | 17 〔3〕 | 27 〔5〕 | 41 〔12〕 |

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
4. 第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。また、第4期から第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。さらに、第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であることから、期中平均株価の把握ができないため、記載しておりません。
5. 第3期から第6期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 第3期から第5期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないためキャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
8. 前事業年度（第6期）及び当事業年度（第7期）の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、OAG監査法人の監査を受けております。なお、第3期から第5期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくOAG監査法人の監査を受けておりません。
9. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第4期の期首から適用しており、第4期以降に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
10. 当社は、2024年12月13日の取締役会決議に基づき、2025年1月31日付で普通株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式につきまして1株につき10株の割合で株式分割を行っております。そのため、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。
11. 2025年12月15日付でB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価としてB種優先株主、C種優先株主、D種優先株主及びE種優先株主にB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、当社が取得したB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式について、2025年12月15日開催の定例取締役会決議により、同日付で会社法第178条の規定に基づき、すべて消却しております。なお、当社は、2025年12月23日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
12. 当社は、2025年12月15日の取締役会決議に基づき、2026年1月1日付で株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。そのため、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。
13. 当社は2024年12月13日開催の取締役会決議に基づき、2025年1月31日付で株式1株につき10株の株式分割を、2025年12月15日開催の取締役会決議に基づき、2026年1月1日付で株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第3期、第4期及び第5期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、OAG監査法人の監査を受けておりません。

| 回次 | | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 |
|-------------------------------|-----|---------|----------|----------|----------|----------|
| 決算年月 | | 2021年4月 | 2022年4月 | 2023年4月 | 2024年4月 | 2025年4月 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | △ 27.80 | △ 163.08 | △ 274.42 | △ 293.32 | △ 202.50 |
| 1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) | (円) | △ 31.97 | △ 146.58 | △ 129.10 | △ 18.90 | 90.82 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 | (円) | - | - | - | - | - |
| 1株当たり配当額 | | - | - | - | - | - |
| (1株当たり中間配当額) | (円) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) |

2 【沿革】

当社は、代表取締役 佐藤淳が、栄養不足により痩せ細った1頭の妊娠中の野良猫を保護したことから始まりま
す。必死で生き、命をつなごうとするこの子たちに健康によいものを食べさせてあげたいという思い、さらには、
同じように懸命に生きる多くの命を救いたいという理念のもと、2018年5月に創業し、事業を開始いたしました。
創業以来、当社は「すべての動物とその家族の幸せな生活のために」を経営理念に掲げ、事業を展開してまいりま
した。

当社の事業の変遷は、次のとおりであります。

| 年月 | 概要 |
|----------|--|
| 2018年5月 | ペットフードの企画・開発・販売企業として、東京都豊島区にオネストフード株式会社（資本金5,000千円）を設立 |
| 2019年2月 | グレインフリーレシピ（注1）のペットフード「レガリエ」の販売を開始 総合栄養食（注2）「レガリエ キャットフード（オールステージ用）」の販売を開始 |
| 2019年7月 | 総合栄養食「レガリエ ドッグフード（オールステージ用）」の販売を開始 |
| 2021年1月 | 株式会社前澤ファンドを引受先として第三者割当増資により資本金（資本準備金含む）を450,200千円に増資 |
| 2021年6月 | 本社を現在の東京都新宿区に移転 |
| 2021年8月 | 会社名を犬猫生活株式会社に変更 |
| 2021年9月 | 主力商品のリブランディング（ブランド名を「レガリエ」から「犬猫生活」に変更） サプリメント商品「デンタルふりかけ（口腔ケアサプリ）」の販売を開始 一般財団法人犬猫生活福祉財団（代表理事：佐藤淳）を設立 |
| 2022年3月 | 定期会員数（注3）1万人突破 |
| 2022年10月 | 冷凍の総合栄養食「犬用手作りごはん」の販売を開始 |
| 2023年12月 | 新サービス「犬猫生活 往診クリニック」を開設 |
| 2024年6月 | 事業譲受によりトリミングサロン「Inu to Town」の運営を開始 |
| 2025年5月 | 事業譲受により動物病院「益田ペットクリニック」の運営を開始 定期会員数（注3）6万人突破 台湾にて「犬用手作りごはん」の販売を開始 |

- (注) 1. グレインフリーレシピとは、小麦、大麦、トウモロコシ等の穀物を使用せず、代わりに芋類や豆類を炭水化物源として使用したレシピを指します。
2. 総合栄養食とは、米国飼料検査官協会（AAFCO）が定める栄養基準を満たし、犬、猫が必要とする栄養素を適切に含有する主要な食事を指します。本基準を満たしたフードは、当該フードと水のみの摂取により、成長段階に応じた健康維持が可能となるよう栄養バランスが調整されております。
3. 定期会員数とは、自社ECサイトにおいて定期購入サービスを契約している会員数を指します。なお、初回お試しサイズを販売している商品については、お試しサイズの購入後に定期購入サービスを契約している「2回目以降の購入会員数」を集計対象としており、それ以外の商品については、初回から定期購入サービスを契約している会員数を集計対象としております。

3 【事業の内容】

当社は、「すべての動物とその家族の幸せな生活のために」を経営理念とし、グローバル総合ペットケアブランドとしてペット関連事業を運営しております。

なお、本書において使用する「わんちゃん」「猫ちゃん」という表現は、当社の経営理念に基づき、動物への愛情を込めて用いている呼称であります。

これは、当社の理念「すべての動物とその家族の幸せな生活」に基づくものであり、すべての動物と、共に暮らす家族の皆様にご喜びと安心を提供したいという、当社の心からの願いを込めております。

ペット関連事業は、オリジナルペットフードの販売を主とした生活販売を中心に、動物病院及びトリミングサロンの運営等の生活サービス、わんちゃん、猫ちゃん向けイベントの開催・ブース出展等を行うエンターテインメントの3つの領域を軸としております。

(1) 生活販売

当社の主力商品である「犬猫生活」ブランドのオリジナルペットフードは、自社ECサイト、他社ECサイト（モール）及び卸販売の3つのチャネルを通じて販売しております。

① 自社ECサイトによる販売

当社は、商品の販売開始当初より自社ECサイトを運営し、当社のECサイトを通じて商品の販売を行っております。

自社ECサイトによる販売は、卸などを介さずに顧客に直接販売を行うD2C（Direct to Consumer（消費者直接取引））モデルを採用しており、2025年4月期時点で当社売上高の約91%が自社ECサイトによるものであります。なお、注文の約95%（2025年4月期）は、定期的に購入・配送されるサブスクリプションモデルとなっておりますが、当社は、このサブスクリプションモデルを採用することにより、需要予測の精度向上、安定した生産・売上の確保が可能となります。（定期購入のお届けサイクルは、最大90日まで設定可能となっておりますが、多くのお客様が約4週間に1回の頻度で購入いただいております。）

また、わんちゃん、猫ちゃんはごはんやおやつを気に入った場合、基本的に同じ物を食べ続けるという特徴があり、また、消費量もある程度一定であることから、定期購入・配送のサブスクリプションモデルと非常に相性が良く、買い忘れや購入者の買い物の手間が省けるといった付加価値も提供しております。

当チャネルの収益構造はサブスクリプション会員による定期購入を基盤としており、会員数の拡大及び顧客継続率増加を目的としたオンライン広告などのプロモーション活動や商品開発を積極的に推進しております。

なお、2025年4月末日時点での定期会員数は約5万6千人となっております。

② 他社ECサイト（モール）による販売

Amazon、楽天市場及びYahoo!ショッピングなどのECプラットフォームを通じた販売を行っております。これにより、当社ホームページに訪れたことのない顧客にも当社商品を認知していただき、購入につなげることができるため、当社商品の認知度向上及び商品体験の拡大に寄与しております。

③ 卸販売

ホームセンター、トリミングサロン、ペット同伴可能な飲食店といった小売店向けに、直接または卸業者を介して当社商品を販売しており、実店舗での販売を通じて、オンラインでリーチできなかった顧客への認知拡大及び商品体験の提供を図っております。

なお、2025年4月末時点でののお取引先数は、ホームセンター等の大型店舗で5店舗、トリミングサロン、ペット同伴可能な飲食店等の中・小規模店舗で43店舗となっております。

また、卸販売においては、オンラインでは販売していない卸販売専用の小ロットの商品も販売しており、また、犬猫生活の商品をご存じない方でも、より気軽に当社商品を体験できるように努めております。

④ サポート体制

当社は、自社カスタマーセンターを設置し、平日11時から18時まで、商品説明や自社ECサイトの操作説明等、医療関連等の専門性が必要な事項を除く問い合わせ対応を行っております。

⑤ 海外展開

当社は、グローバル総合ペットケアブランドとして『世界中のわんちゃん、猫ちゃんに「犬猫生活ブランド」の商品をお届けする』という目標を掲げ、2025年より海外への展開活動を行っております。

a 台湾での展開について

台湾におけるペットの飼育頭数は増加傾向にあり、特に都市部を中心に室内飼育に適した猫ちゃんの飼育数が著しく伸長しています。同時に、ペットフード市場においてはプレミアム化が進行しており、健康志向の高まりやペットを家族の一員と捉える飼い主の増加を背景に、高品質・高価格帯のペットフード需要が拡大しており、具体的には、無添加、オーガニック、小麦、米、トウモロコシなどの穀物を使用しないいわゆるグレインフリー、特定の健康ニーズに対応したフードへの関心が高まっております。

これらのことから、台湾のペット市場は、日本のペット市場と極めて類似した傾向を示しており、消費者ニーズや市場環境の類似性から、海外展開における最初の重点拠点として最適であると判断いたしました。

当社はまず、日本国内で高い評価を得ているわんちゃん向け「手作りごはん」を、台湾国内にて製造・販売することで市場参入しております。高品質な食材と栄養バランスを重視した本製品は、現地のプレミアム志向のニーズに合致すると確信しております。

台湾市場における売上動向、消費者ニーズ、競合状況などを詳細に分析し、現地でのマーケティング活動を最適化しながら、次なる商品展開や市場拡大の機会を積極的に検討し、具体的には、猫ちゃん向け製品の開発や、台湾市場のニーズに合わせたローカライズ戦略の推進を視野に入れていきます。

b 米国での展開について

米国におけるペットの飼育頭数は増加傾向にあり、わんちゃん、猫ちゃんともに飼育数が増加しています。また、ペットフード市場においては、米国は世界最大のペットフード市場であり、その規模と消費者の購買力が市場の発展を牽引している状況にあります。ペットフードに関する研究開発も盛んであり、栄養学、獣医学、食品科学などの専門家が連携して、高品質なペットフードの開発に取り組み、食品医薬品局（FDA）などの政府機関がペットフードの品質基準を厳格に管理し、安全で高品質な製品が提供されています。

当社は、近年高成長が続いているペット向けサプリメント需要に注目し、日本の高度な技術力と厳格な品質管理に基づいた安心安全な日本製という優位性を強みに、既存ブランドとの差別化を図りシェア拡大を目指すこととしております。まずは越境ECにて展開し、データに基づいた顧客ニーズの深掘りや、米国ペット市場における確固たる地位を確立してまいります。

⑥ 商品について

a 当社商品の特徴

当社商品は開発段階で獣医師から栄養設計等のアドバイスを受けており、また、カスタマーサポートセンターに寄せられた顧客の反応や要望を商品の企画・開発に反映させる仕組みを構築しております。

なお、商品の主な特徴は以下のとおりです。

〔無添加〕

当社商品には、合成保存料、合成香料、合成着色料を一切使用しておりません。

毎日摂取する食事であることを考慮し、不要な添加物を加えないこととしております。

〔国内製造〕

取扱商品の製造は、日本国内の工場で行う国内製造にこだわることであり、これにより品質の劣化リスクを最小限に抑え、商品の鮮度を保ちながら迅速な配送を行っております。

また、製造工場には契約前に視察を実施し、製造環境及び生産能力を確認した上で製造に関する契約を締結しており、契約後は年に一度、内部監査を通じて製造環境の適正性を確認しております。

なお、台湾で販売している商品につきましては、台湾の工場にて製造しております。

[ヒューマングレード素材]

人が食べる食品に使用されるものと同じ、厳選された新鮮な鶏肉、牛肉、魚肉、野菜等の原材料を使用し、わんちゃん、猫ちゃん用のごはん、サプリ、おやつ等を製造しております。

なお、「ヒューマングレード素材」とは、一般的に「人間が食べられる品質の食材」を意味しており、当社は、ヒューマングレード素材を使用することで、安全性が高く、栄養価に優れたペットフードを提供しております。

b 商品ラインナップ

当社は、「犬猫生活」ブランドがメインとなるように、商品ごとの独自名称は設けておらずシンプルなカテゴリ名での展開としております。

主要な商品

(2025年4月30日時点)

| カテゴリ | 商品名 | 商品の特色等 | 商品イメージ |
|------------|-------------------------------|---|--|
| 総合 栄養食 | ドライフード (わんちゃん用、猫ちゃん用 各3種) | 獣医師共同開発の国産無添加・グレインフリー・ノンオイルコーティングのプレミアムドライフード。金沢港で獲れる旬の魚や鶏肉・牛肉・鶏レバー等を使用し最適な栄養バランスで設計。 |  |
| | 手作りごはん (わんちゃん用) | わんちゃんの料理研究家と獣医師が共同開発した国産無添加・グレインフリーの冷凍の総合栄養食。 |  |
| サプリ メント | デンタルふりかけ (わんちゃん用、猫ちゃん用) | 自然派原料のマスティック樹脂を使用した獣医師共同開発の添加物不使用の口腔ケアサプリメント。 |  |
| | デンタルピュール (わんちゃん用、猫ちゃん用) | 「デンタルふりかけ」をピュール状にした商品。 | |
| | エイジングケアピュール (わんちゃん用、猫ちゃん用) | 株式会社再春館製薬所と共同開発したエイジングケア用のピュール状サプリメント。 |  |
| | シルク腎ケアサプリ (わんちゃん用、猫ちゃん用) | 特許製法の天然シルク成分を使用した腎臓の健康維持のためのサプリメント。 | |
| おやつ | おやつピュール (猫ちゃん用) | 無添加・ヒューマングレード・グルテンフリーの猫ちゃんピュール。 |  |
| | 高エネルギーピュール (わんちゃん用、猫ちゃん用) | 栄養、カロリーを摂取できるピュール状のおやつ。 | |

(2) 生活サービス

動物病院（犬猫生活往診クリニック、益田ペットクリニック）及びトリミングサロン（Inu to Town）を運営しております。

専門性の高い実店舗運営のサービスを通じてペット領域における専門家としての信頼性の向上を図るとともに、各店舗の利用顧客に対する当社商品の案内を通じて「犬猫生活ブランド」の認知拡大も図っております。

① 動物病院

（犬猫生活往診クリニック）

当社は、予防医療に特化した往診型の動物病院サービスを提供しております。本サービスは、経験豊富な獣医師がおお客様のご自宅に訪問し、わんちゃん、猫ちゃんの健康診断やワクチン接種などの予防医療を実施するものです。通院が苦手なわんちゃん、猫ちゃんでも、慣れ親しんだご自宅というリラックスした環境でストレスを最小限に抑えた診察を受けることができます。

本サービスの立ち上げの背景として、当社はこれまで国産無添加のペットフードを通じて、わんちゃん、猫ちゃんの健康寿命と真摯に向き合っていました。このような活動を通じて得た知見と想いから、わんちゃん、猫ちゃんの健康をさらに深くサポートし、予防医療の重要性を社会に広めることを目的に、本往診クリニックを立ち上げました。当社は、単なる利益追求ではなく、わんちゃん、猫ちゃんのために事業を推進していくことを理念として掲げ、これからもお客様とわんちゃん、猫ちゃんのより良い生活を支援してまいります。

（益田ペットクリニック）

当社は、2025年5月よりM&Aにより島根県益田市にある益田ペットクリニック（以下、本クリニック）の事業を譲り受け、運営しております。

本クリニックでは、予防医療から一般診療、外科手術に至るまで、幅広い診療ニーズに対応しており、将来的には、数年おきに獣医師が移動するローテーション勤務の仕組みを視野に入れ、特定の地域に永続的に勤務する「後継者」という従来の概念とは異なる形で獣医師を確保し、地域医療への貢献と、獣医師が多様な経験を積めるキャリアパスの両立を図ってまいります。本事業譲受に関しては、取得後に既存のお客様から好意的なお声を頂戴しております。

② トリミングサロン（Inu to Town）

当社は、2024年6月にM&AによりInu to Town株式会社からトリミングサロン事業を譲り受け、運営を開始いたしました。サロン内では、オリジナルブランド商品を販売する他、当社ブランド商品の販売も行っており、プレミアムドッグフードをはじめとする自社商品の認知拡大を図っております。トリミングサービスを通じてお客様との接点を増やし、商品の魅力を直接お伝えすることで、ブランド価値の向上と顧客満足度の向上を目指しております。

(3) エンターテイメント

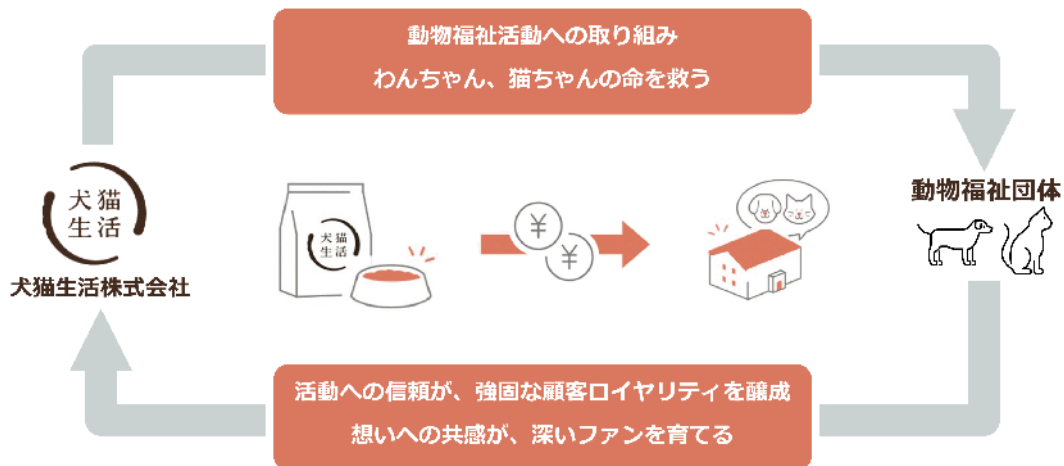
当社は、ペット関連イベントへのブース出展を積極的に行っており、お客様と直接コミュニケーションをすることで、当社ブランドの商品の魅力を伝え、認知拡大と顧客満足度の向上に努めております。

また、保護犬猫の譲渡会等の社会貢献活動も定期的に支援しております。特に、一般財団法人犬猫生活福祉財団と連携し、命の尊さや里親の重要性を広める活動を支援しております。

これらの活動は、単なる販売促進にとどまらず、企業の社会的責任を果たす重要な取り組みとして、地域社会への貢献を目指しております。当社は、事業の成長を支えるとともに、社会貢献活動としての意義を一層高めてまいります。

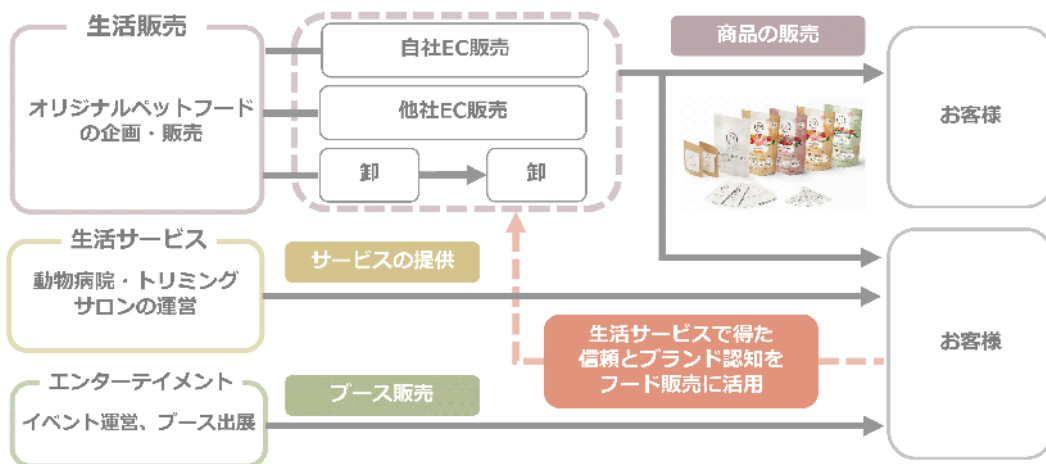
動物福祉活動への取り組み

当社は、一般財団法人犬猫生活福祉財団をはじめとした動物福祉団体への寄付を行い、わんちゃん、猫ちゃんの殺処分ゼロを目指す活動を支援することを方針としております。この取り組みを通じて、お客様や従業員、株主、取引先の皆様といった多様なステークホルダーとの関係を深め、共に社会的責任を果たすべく、積極的に動物福祉活動に取り組んでおります。



[事業系統図]

当社の事業系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2026年2月28日現在

| 従業員数(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|---------|---------|-----------|------------|
| 57 (14) | 36.7 | 2.3 | 4,796 |

| 事業部門の名称 | 従業員数(名) |
|---------------|------------|
| マーケティング部 | 26 (13) |
| C R M / 商品開発部 | 5 (-) |
| C S / 運用部 | 20 (1) |
| 全社(共通) | 6 (-) |
| 合計 | 57 (14) |

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への受入出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー社員を含み、嘱託社員、派遣社員を除いております。
4. 当社は、単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。
5. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門及び内部監査の従業員であります。
6. 最近日までの1年間において従業員数が19名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したこと及び2025年5月の事業譲受による益田ペットクリニック従業員の受入によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「すべての動物とその家族の幸せな生活のために」を経営理念とし、わんちゃん、猫ちゃんが健康で豊かな生活を送り、おいしい食事を楽しめるよう、そしてそのご家族の幸せにつながるよう、日々取り組んでおります。

この理念のもと、当社は単なる商品の製造・販売にとどまらず、オンラインを主軸とするオリジナルペットフードのD2C (Direct to Consumer) 販売 (生活販売事業) と、オフラインのリアル拠点である動物病院及びトリミングサロンの運営 (生活サービス事業) を融合させた独自の企業構造を構築しております。

また、動物福祉の向上にも積極的に取り組み、社会的責任を果たすことで、これにより、商品提供と専門的な獣医療・ケアサービス、動物福祉の各面から顧客にアプローチし、高い顧客エンゲージメントを確立することで、お客様からの信頼を深めるとともに、当社ブランド「犬猫生活」をペット用品市場におけるトップブランドへと成長させることを目指しております。

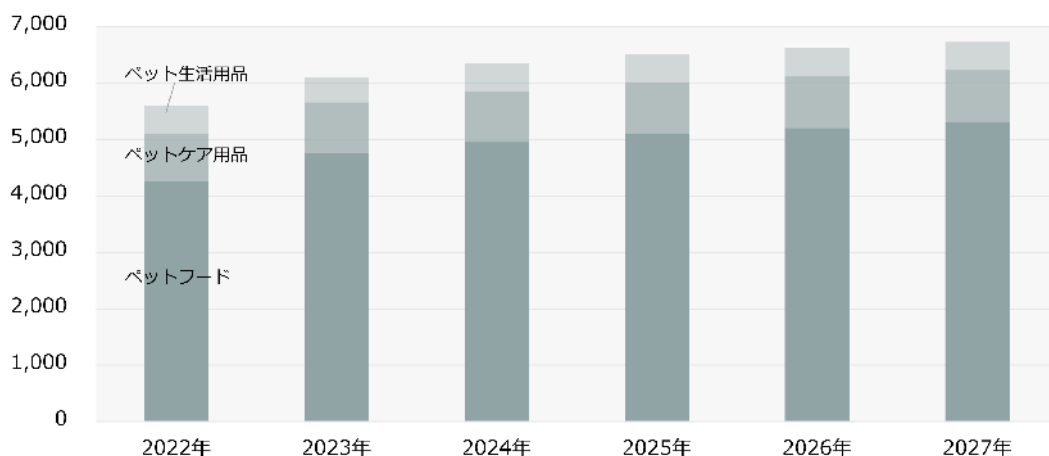
(2) 経営環境

① 事業を行う市場の状況

当社の属するペット関連市場について、調査会社の株式会社富士経済が2025年5月に発表した調査によると、ペット関連商品の2024年の国内市場は前年比+3.7%の6,332億円であり、内訳はペットフード(わんちゃん用、猫ちゃん用、プレミアムフード、スナック、サプリメントなど10品目)が同+4.5%の4,931億円、ペットケア用品(猫砂、トイレ、おむつ、消臭剤、シャンプー類など10品目)が同+1.3%の917億円、ペット生活用品(首輪、ケージ、食器、玩具、衣類など10品目)が同+0.4%の483億円となっております。前年の伸びは下回ったものの、ペットフードが、市場拡大をけん引し、ペットケア用品、ペット生活用品も堅調に推移しました。2025年以降もプレミアムフードやスナックを中心としたペットフードの伸びや、ペットケア用品とペット生活用品の堅調な需要により拡大が続くとみられ、2025年の市場予測は、ペット関連市場全体で6,510億円(うち、ペットフード市場は5,094億円)となっております。

単位：億円

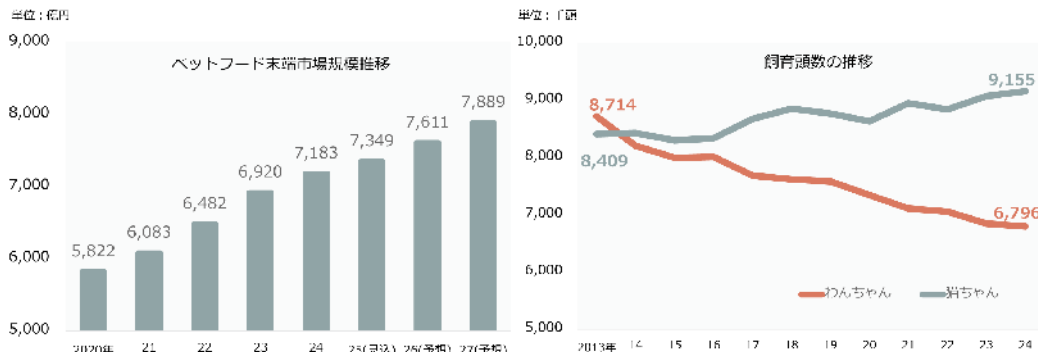
ペットフード・ペットケア/生活用品の国内市場



※2025年は見込み、2026年以降は予測。

出典：富士経済「2025年ペット関連市場マーケティング総覧」

一方で、一般社団法人ペットフード協会の「全国犬猫飼育実態調査（2024年）」によると、国内におけるわんちゃんの飼育頭数は減少傾向が続いており、2024年は前年比0.7%減の679万頭となり、2013年と比較すると22.0%の減少となっております。国内における猫ちゃんの飼育頭数は増加傾向にあり、2024年は前年比1.0%増の915万頭に達し、2013年比では約8.9%増加しておりますが、わんちゃん、猫ちゃん全体の飼育頭数としては年々微減傾向にあります。

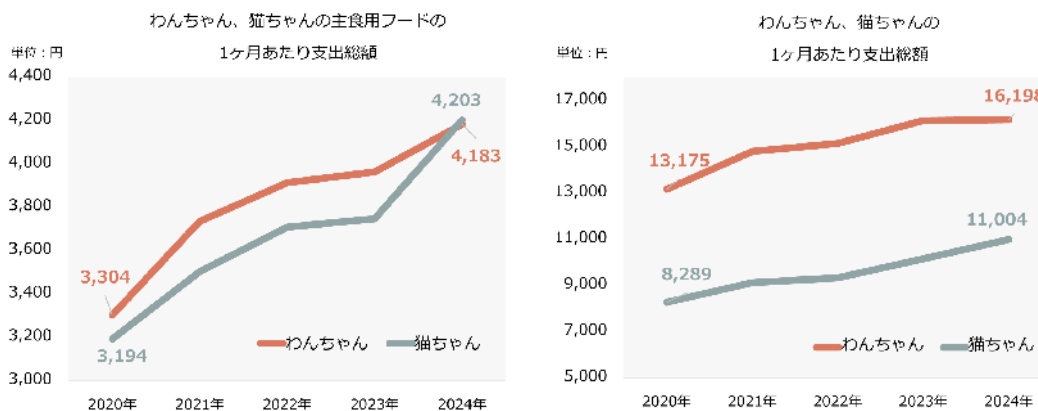


出典：ペットフード末端市場規模推移 矢野経済研究所「2025年版 ペットビジネスマーケティング総覧」
飼育頭数の推移 一般社団法人ペットフード協会「全国犬猫飼育実態調査（2024年）」

ペット関連市場について、わんちゃん、猫ちゃん全体の飼育頭数が減少する一方で、ペット関連市場の市場規模は拡大を続ける背景としては、「ペットの家族化」のさらなる進展により、高価格帯のプレミアムフードといった高付加価値商品の需要が増加したためであると考えられております。

具体的には、高品質で栄養バランスの取れたプレミアムフードや、特定の健康ニーズに応じたフードが人気を集め、一頭あたりのフードにかかる支出額が大幅に増加しています。

一般社団法人ペットフード協会の「全国犬猫飼育実態調査（2024年）」によると、わんちゃんの主食用フードの月々の支出額は、2020年の3,304円から2024年には4,183円へと26.6%増加しており、同様に、猫ちゃんの主食用フードの月々の支出額も、2020年の3,194円から2024年には4,203円へと31.6%増加しています。



出典：一般社団法人ペットフード協会「全国犬猫飼育実態調査（2024年）」

一部には原材料費や資材費の高騰による値上げの影響もありますが、それ以上に高価格帯の商品が選ばれる傾向が顕著であり、この消費行動の変化が、飼育頭数の減少を上回る市場拡大の原動力となっていると考えられます。このような「ペットの家族化」とプレミアムフードへの移行という市場動向は、高品質な商品を展開する当社にとって大きな成長機会であると認識しております。

一方で、ペットフード市場は、既に多くの大手企業や外国ブランドが参入し顧客獲得競争は激化しており、国内外の大手メーカーと競争するには、差別化された商品やサービスが必要となり、消費者にアピールできる独自

の価値（プレミアム製品、特殊ニーズに応える製品など）を提供する必要があると考えております。

また、昨今の地政学的リスクや為替変動等を背景とした原材料価格、資材費、物流費等の高騰は、当社の製造原価を押し上げる要因となっており、当社の利益率や経営成績に悪影響を及ぼすリスクとして認識しております。

進展する「ペットの家族化」の中で、ペットフードに対する消費者の期待は年々高まっており、特に、以下の3つのニーズが重要視されております。

- ・健康志向に対するニーズ

ペットの健康を重視する消費者が増えており、低カロリー、無添加、アレルギー対応、グレインフリー（穀物不使用）などの健康志向の商品が求められています。

- ・機能的食品としてのニーズ

ペットの年齢や健康状態に合わせた機能的食品の需要が高まっております。

- ・嗜好性に対するニーズ

ペットの嗜好に応じた商品開発と商品ラインナップが重要となります。

このような機会とリスクが混在する市場環境のもと、当社は「犬猫生活」ブランドとしてわんちゃん、猫ちゃん向けの商品を「無添加」、「国内製造」、「ヒューマングレード素材」をキーワードにプレミアムペットフードに属する価格帯の商品開発を続けており、インターネットやSNSを活用したWEBマーケティングを活用したブランド認知を高めるためのマーケティング戦略を行っております。これにより大手競合他社との差別化を図り、ロイヤルティの高い顧客基盤の獲得を進め、あわせて、サプライチェーンの見直しによるコスト削減や適正な価格設定等を行うことで、原材料高騰等の外部要因が当社の利益に与える影響を最小限に抑えるよう取り組んでおります。

また、一般財団法人犬猫生活福祉財団をはじめとした動物福祉団体への寄付を通じた動物福祉にも積極的に取り組むことで消費者からの信頼確保に努め、創業以来堅調に売上を伸ばしております。

② 当社の競争優位性と事業展開

このような市場環境の中、当社は以下の要素を競争優位性の源泉とし、事業を展開しております。

- ・強固な顧客基盤と販売網

当社は、無添加及びグレインフリー（穀物不使用）に対応した高品質なドライフードの製造技術を有しており、ドライフードを主力とした事業展開を行っております。近年増加傾向にあるフレッシュフード（要冷蔵・冷凍のウェットフード等）を専門とする競合他社と比較し、保存性や給餌の利便性に優れるドライフードを中心に、顧客のライフスタイルに合わせた多様な製品選択肢を提供できる点が、当社の技術的および製品的な優位性であると認識しております。

- ・市場動向に即した対象動物の構成とキャットフード市場における強み

プレミアムペットフード市場において、わんちゃん向け商品を主力とする競合他社が多い中、当社の総合栄養食における販売比率は、わんちゃん用と猫ちゃん用で概ね半々となっております。国内の猫ちゃんの飼育頭数が増加傾向にある中、猫ちゃん特有の「置き餌（数回に分けて食べる習慣）」に適した高品質なドライフードを提供できていることは当社の大きな強みであり、鮮度維持の観点からフレッシュフードでの展開が難しいキャットフード市場において、当社は競合他社からシェアを脅かされるリスクが相対的に低く、持続的な優位性を有していると考えております。

- ・強固な顧客基盤と事業展開の幅による相乗効果

当社の主力チャネルである自社ECサイトを通じたD2Cモデルは、売上の約95%（2025年4月期）が定期購入（サブスクリプション）であり、約5万6千人（2025年4月末時点）の定期会員という強固な顧客基盤を有しております。さらに、当社はペットフード事業（生活販売）にとどまらず、動物病院やトリミングサロンといった実店舗（生活サービス）を展開しております。Webメディアやアプリ等のオンライン展開にとどまる競合他社に対し、当社は実店舗の専門的なサービスを通じて顧客や動物と直接的な距離を縮め、深い信頼関係を構築できる点に明確な強みがあり、各事業間で高い相乗効果（相互送客やブランド認知向上）を創出しております。

- ・透明性と継続性のある動物福祉活動を通じたブランド価値

当社は、事業活動から得られた利益の一部を動物福祉活動（殺処分ゼロを目指す支援等）に充てる方針を明確にしております。一過性の取り組みではなく、透明性と継続性のある支援体制を事業モデルに組み込んでい

る点は、他社には見られない当社独自の強みであると認識しており、この姿勢は、動物愛護意識の高い顧客層からの深い共感を生み、他ブランドへの乗り換えを防ぐ強固なブランドロイヤルティ（高い定期購入継続率）の維持に直結していると考えております。

(3) 経営戦略等

①経営の基本方針と事業展開

当社は、「すべての動物とその家族の幸せな生活のために」という経営理念の実現に向け、グローバル総合ペットケアブランドとしての事業拡大を推進しております。なお、主軸となる事業構成は、次のとおりです。

- ・「生活販売」

主力の「犬猫生活」ブランドのオリジナルペットフードを自社ECサイト、他社ECサイト、卸販売で展開

- ・「生活サービス」

動物病院及びトリミングサロン運営

- ・「エンターテインメント」

愛犬・愛猫向けのイベントの開催等

当社の成長戦略の中核は、自社ECの定期購入による「ストック型収益基盤の確立」であります。この強固で安定したオンラインの収益基盤に加え、未だ、国内の過半数を占める「リアルでの購入需要」を卸販売（リテール展開）によって確実に取り込み、オンラインとオフラインを融合させることで、国内マーケットシェアの持続的な拡大を図っております。

商品展開におきましては、適宜新商品の投入も行いますが、成長の基軸はドライフード、手作りごはん、デンタルふりかけ等の既存主力商品のさらなるシェア拡大に置いております。2025年時点での当社の国内ペットフード市場のマーケットシェアは未だ1%未満であるため、国内市場において既存商品が成長する余地が極めて大きく残されております。この大きな成長余地を確実な成長へと繋げるべく、広告宣伝費を積極的に投下してブランド認知を高めるとともに、事業成長を力強く牽引する以下の「3つの具体戦略」を推進しております。

戦略1「誠実さによる信頼の獲得」

動物福祉活動の実践を通じたブランド価値の向上。

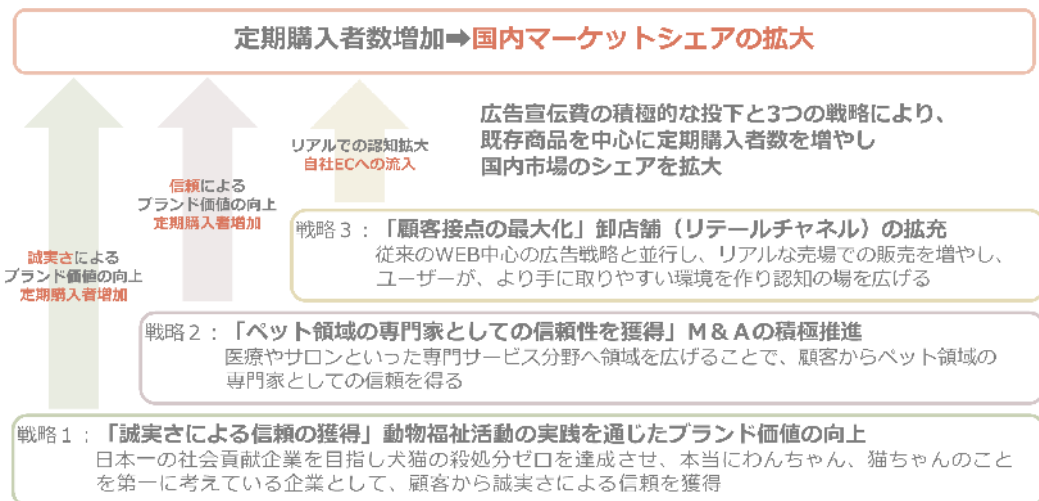
戦略2：「ペット領域の専門家としての信頼性を獲得」

M&Aの積極推進による動物病院の拡充

戦略3：「顧客接点の最大化」

卸店舗（リテールチャネル）の拡充によるブランド認知の拡大及び実店舗から自社ECへの送客モデル構築

これらの取り組みにより、国内市場における盤石なシェアを確立し、海外市場への展開をさらに加速してまいります。



②ブランド戦略および販売チャネル（戦略1、戦略3）

主力の「犬猫生活」ブランドは、「戦略1」に掲げる動物福祉活動を背景とした「誠実さによる信頼」をブランドの求心力とし、総合栄養食、サプリメント、おやつ、トッピング、グッズ等の多様な商品を、自社EC、他社EC、卸販売の各チャネルを通じて展開しております。

ブランド戦略としては、認知拡大を最優先し、商品ごとの独自名称は設けずシンプルなカテゴリ名に統一している点が特徴です。この認知最大化に向けて広告宣伝費を積極的に投下し、効率的かつスピーディーな新規顧客の獲得を図っております。

当社の収益基盤の要である自社ECにおいては、受注の約95%（2025年4月期実績）が定期購入で占められており、高い顧客継続率とストック型収益を実現しております。

加えて「戦略3」として推進する卸販売（リテール展開）は、前述のとおり市場の過半数（約60%）を占める実店舗での購入需要を取り込むための重要施策です。店舗等での商品体験を入口とし、最終的に自社ECの定期購入へ誘導する送客モデルを構築しております。同時に、実店舗は定期購入顧客における緊急時の買い足し需要にも対応しており、オンラインとオフラインが相互補完する販売体制を確立しております。

なお、海外展開については、2025年5月より台湾での販売を開始しており、日本発のプレミアムブランドとしてアジア市場への展開も推進しております。

③生活サービス事業におけるM&Aおよび人材戦略（戦略2）

生活サービス事業においては、「戦略2」としてM&Aを積極的に推進し「ペット領域の専門家」としての地位と機能的な信頼性の獲得を目指しております。

現在の獣医療業界は、都心部における競争激化により経営者の実質所得が低下傾向にあり、事業承継や売却のニーズが高まっております。

一方、地方を含む特定の地域においては、競合が少なく安定した集客が可能で、高い利益率を維持している優良な病院が存在します。こうした病院は、M&Aの対象として魅力的であるだけでなく、組織全体の給与水準に対して、勤務医へ高い報酬を分配できる余力を有しております。

当社は、この「地方、特定地域の高い収益性」を背景とした独自の人材戦略を計画しております。具体的には、好立地の病院をM&Aにより取得・統合し、都心部水準以上の好待遇を提示することで、事業承継を検討するオーナーや、新たなキャリアを求める都心の優秀な獣医師を経営陣または勤務医として迎え入れます。将来的には、全国に展開した拠点間で獣医師を戦略的に配置・確保するため、数年単位で勤務地を異動する「ローテーション制度」の導入も視野に入れております。これにより、特定の地域に定住する従来の「後継者」の概念にとらわれず組織内における獣医師の流動性を高め、地域医療への貢献と、獣医師が多様な経験を積めるキャリアパスの両立を図ってまいります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な経営指標等

当社の経営理念の実現及び継続的な企業価値向上を達成するために、売上高、売上高成長率、限界利益率（注）を経営上の重要な経営指標としております。

限界利益率を高めることで、商品拡充と商品改善のための研究開発活動や認知拡大のためのマーケティング活動など、売上高を継続的に成長させるための施策の自由度を高めることが可能となるため当該指標を経営の重要指標としております。

また、売上高を構成する要素の中においては、自社ECにおけるサブスクリプション会員数（定期購入者数）、平均購買単価及び卸販売における卸業者を経由した展開店舗数について、主要な経営指標として考えております。

（注）限界利益率は、売上高に対する限界利益の割合を示す指標であり、限界利益とは、売上高から変動費を差し引いた金額を指します。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

①信用力及び知名度の向上

数あるペットフードのなかで当社の商品を選んでいただくためには、「犬猫生活」ブランドの知名度と信頼性、信用力の向上が不可欠であると考えております。当社は、「犬猫生活」ブランドの知名度及び信頼性向上のため、よりお客様のニーズに応えた商品の開発にとどまらず、動物福祉活動の実施による「誠実さによる信頼の獲得」、M&Aの積極推進を通じての「ペット領域の専門家としての信頼の獲得」、卸店舗の拡大によるリアル販売での

リーチの拡大等を行い信用力及び知名度の向上に努めてまいります。

②商品ポートフォリオの多様化および既存商品の改善

当社は、「犬猫生活」ブランドとして、現在、わんちゃん、猫ちゃん用の「総合栄養食」、「サプリ」、「おやつ」、「トッピング」、「グッズ」をそれぞれ販売しておりますが、今後も継続して新商品の開発を行い、特定の商品への依存度を引き下げ、リスクの分散を図ることが重要であり、また、既存商品についても、時代に合わせた品質の改善が必要不可欠であると認識しております。

当社は、自社でカスタマーセンターを設置しているため、直に顧客のニーズを商品開発に生かせる体制づくりができておりますが、今後のユーザーのニーズを的確に把握し商品開発・改善に生かせる体制の構築に努めてまいります。

③販売チャネルの拡充

当社は自社E C、他社E C、卸業者を経由した小売店への卸販売という3つの販売チャネルにて商品販売を行っております。

当社は、自社E Cによる商品販売からスタートした経緯から、自社E Cによる売上が約91%程度（2025年4月期）となっておりますが、卸販売による売上は1%未満となっております。

卸販売は、E C中心の当社にとって、リアルに消費者と触れ合え、商品アピールができる貴重な機会であり、当社の売上高の拡大だけでなく、当社商品の認知度やブランド力の強化、自社E Cへの送客にも重要な役割を担っております。

今後はホームセンター等を中心に取扱店舗数の拡大を図るとともに、新商品導入により各店舗での売場面積を拡大させることで店舗当たり売上高の成長も目指してまいります。

④品質管理の安定化及び製造拠点・保管拠点の分散

当社の商品は、製造業務、保管業務を外部に委託しており、当社は委託先と協働して商品の品質と供給の安定化に努めております。

製造された商品に品質問題が発生、または製造委託先が法令違反等により操業の全部又は一部を停止せざるを得ない状況等が生じた場合においては、当社の供給体制やブランドイメージ、顧客の離反等へ影響を及ぼす可能性があります。

したがって、当社の更なる事業拡大には、品質の安定化を目的とした製造工程や環境の維持改善に加えて、商品の安定供給を目的とした製造拠点の分散が重要であると認識しております。

さらに、生産拠点内における工程に留まらず、製造拠点出荷後から顧客に届けられるまでの工程においても、品質管理を向上させることが重要であると考えており、今後それらの取り組みも強化してまいります。

⑤収益基盤の強化

当社は、「すべての動物とその家族の幸せな生活のために」という経営理念のもと、商品の拡充・改善のための研究開発や人材採用、顧客拡大のためのマーケティング活動、グローバル展開等を目的に事業投資を行っております。

今後も、事業投資の自由度や持続可能性を高めるためには、営業利益率の改善が重要であると認識しております。そのため、最適なセールスマックスの追求、製造取引先との良好な関係の構築により売上総利益率を高めてまいります。また、生産性の高い組織作り等により、広告宣伝費や人件費を中心とした販売管理費の投資効率を改善することにより、高い営業利益率を目指しております。

⑥コーポレート・ガバナンスの強化

当社の更なる事業の拡大、継続的な成長のためには、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの更なる強化が重要であると認識しております。積極的な採用の継続に加えて、定期的な内部監査の実施及び監査役と内部監査部門の連携を通して、事業上のリスクを十分に把握・分析し、適切に対応してまいります。

⑦財務基盤の強化

当社は、財務基盤の強化においては、業績の黒字化が最も重要であると考えており、2025年4月期より営業黒字を達成し、以降の事業年度についても安定して営業黒字を計画しております。以上のことから、当社は現時点において財務上の課題は認識しておりませんが、継続的かつ安定的な事業の拡大を図る上では、手許資金の流動性確保や金融機関との良好な取引関係が重要であると考えております。このため、一定の内部留保の確保や費用対効果の検討による各種コストの見直しを継続的に行うことで、財務基盤の強化を図ってまいります。

⑧人材の確保及び育成強化

当社は、更なる事業拡大を実現していく上で、優秀な人材の採用と、継続的な人材育成及び組織への長期的な定着が必要不可欠であると考えております。引き続き、積極的な採用活動による優秀な人材確保を推進してまいります。また、従業員の心理的安全性を重視した社内コミュニケーションの制度設計、教育制度の充実、個々人の能力開発の強化に取り組み、高い生産性を発揮できる組織体制の構築に努めてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は、持続可能性の観点から、持続可能な開発目標(SDGs)へのアプローチを行うことで、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。そのため、サステナビリティに関する課題への対応は重要な経営課題であると認識しており、今後、サステナビリティ基本方針の策定を検討する予定です。

なお現時点では、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続等の体制をその他のコーポレート・ガバナンスの体制と区別しておりません。詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(2) 戦略

当社は、当社の経営戦略を実現し、持続的な事業の成長や企業価値の向上を図るためには、人材が最も重要な経営資源であると認識しております。人材に関する方針として、事業環境の変化に柔軟に対応するため、性別や国籍、年齢や中途採用等の区別なく多様性のある人材確保と維持を行うために、人材の育成と社内環境整備に取り組んでおります。

・人材育成の方針

具体的な取り組みとしては、全従業員を対象とした部署単位での定期的な1 on 1面談及び代表取締役社長による定期的な1 on 1面談を通し、会社の経営ビジョンと各従業員に対し期待される役割を明確にするとともに、従業員のキャリアに関する希望を把握し、従業員一人ひとりの成長機会を提供しています。また、当社事業に関連する資格取得費用やビジネス及び技術関連書籍の購入費用を会社負担とすることで、業務スキルの向上と従業員の自己研鑽を支援しております。

・社内環境整備の方針

具体的な取り組みとしては、月に1回実施の全社員参加の全社ミーティングを通して会社の状況や方針、部署ごとの主な取り組みや課題、事例や情報などを共有しており、全従業員がベクトルを合わせ交流するための場として活用しております。また、組織の一体感の醸成を目的として、定期的に社内イベントを実施し、従業員間の対話が活発に行われるように努めております。

(3) リスク管理

当社では、サステナビリティ関連のリスクが事業活動に与える影響についてコンプライアンス・リスクマネジメント委員会等で確認を行っております。コンプライアンス・リスクマネジメント委員会では、サステナビリティを含む様々なリスクの洗い出し、影響度や発生可能性に基づく評価や管理を行い、「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」を作成し、必要に応じて責任部署を定めて重要課題の見直しや人的資本に対する各種施策の実施状況を管理するなど、予防的な対策をしております。また、識別された重要なリスクへの対応状況については、必要に応じて取締役会へ報告し、全社的なリスク管理プロセスに統合しております。

なお、当社が認識する事業上のリスクに関する詳細は、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご参照ください。

(4) 指標及び目標

当社では、「(2)戦略」において記載した、多様性のある人材確保と維持における、性別や国籍、年齢や中途採用等の区分で、人数や管理職の構成割合等の目標値は現時点において当社の組織規模が比較的小さく、実績値の変動が大きくなる傾向があること等から定めておりませんが、多様性の確保は当社の持続的な成長に不可欠であると認識しております。今後、従業員数等の組織規模の拡大や事業の進展に応じて、今後、その具体的な目標設定や状況の開示について検討してまいります。なお、当社の環境整備方針の進捗を測る指標として、離職率の推移について定期的にモニタリングを実施し、施策の見直しに活用しております。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 当事業に係るリスク

① 商品の製造委託について

(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

当社の商品は、製造業務を外部に委託しております。当社といたしましては、製造委託開始時および年に一度の内部監査及び管理部により製造委託先における製造に必要な許認可の有無、法令遵守状況、品質管理等を確認するなど定期的に製造委託先への監査を実施しております。

しかしながら、製造委託先が法令違反等により操業の全部又は一部が停止した場合、当社商品の供給に影響を及ぼす可能性があり、また、製造委託先の賃金の上昇などの雇用情勢の変化によって製造委託費の値上げ等があった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定の商品への依存等について

(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

当社の2025年4月期の生活販売における商品ごとの売上比率は「デンタルふりかけ」が44.1%、「ドライフード」が27.8%、「手作りごはん」が13.1%と、現時点では「デンタルふりかけ」と「ドライフード」の占める割合が高い状態にあります。今後、両主力商品への依存度が高い状態が続く場合、市場環境の変化や競合商品の影響等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、主力商品以外のラインナップ拡充や新商品の開発を進めることにより、商品ポートフォリオの多様化を図り、特定商品への依存の低減に努めてまいります。

③ 特定の製造委託先への依存について

(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

当社の商品は、商品ごとに別の取引先に対して製造を委託しておりますが、仕入先上位3社の仕入金額全体に占める割合が77%超（2025年4月期末時点）となっております。当社は製造委託先との良好な関係を保つことにより、商品を安定的に供給できるよう努めるとともに、製造拠点の分散化及び他の製造委託先起用の拡充を行い、また、製造委託開始時および年に一度の内部監査及び管理部により製造委託先における製造に必要な許認可の有無、法令遵守状況、品質管理等を確認するなど定期的に製造委託先への監査を実施し、特定の製造委託先への依存による不測のリスク軽減に努めております。

しかしながら、天災、火災、事故、製造委託先の経営状態の急変などの事情により、製造委託先における当社商品の製造能力に支障が発生した場合、当社商品の生産・供給に影響することとなり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、本書提出日現在において、当社と製造委託先との関係は良好であります。今後製造委託先が他社商品の生産を優先するなど、何らかの事情での契約解除の申し出や製造量の制限など、契約内容に変更が生じた場合には、製造委託先との安定的な取引の継続が困難になり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、商品の製造委託先との急な契約の解消や天災等による生産設備への被害など不測の事態が生じた場合には、当社商品の円滑な供給に支障を来すことが考えられ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 商品の配送の外部委託について

(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は卸売業者を経由する小売店への卸販売も一部行っておりますが、2025年4月期における当社売上高2,901,938千円のうち、97.9%はECチャネル（自社EC及び他社EC）を経由した販売によるものであり、かかるECチャネルを経由して購入された商品の配送業務については、外部に委託しております。商品の配送業務については、定期的に実地調査を実施しております。委託開始時や年に一度の内部監査、及び管理部による確認を通じて、委託先における必要な許認可の有無、法令遵守状況、品質管理等の確認を定期的に実施しております。

しかしながら、委託先である外部業者において、業務の遅延や天災、人災、交通事故等の事態が発生した場合や契約内容の変更等により、当該外部業者からのサービスの提供の中断・停止が生じた場合には、当社商品の遅配等が発生する可能性があり、これによる当社及び当社商品に対する社会的信用の失墜等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 風評被害について

(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社及び当社商品に対して、インターネット上の掲示板への書き込みや、それを起因とするマスコミ報道等によって、何らかの否定的な風評が広まった場合、その内容の正確性にかかわらず、企業イメージの毀損や信用の失墜等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。当社は、SNSやインターネットへの書き込み等について定期的にモニタリングを実施し、顧問弁護士を通じて必要な対応への協議を行っております。

⑥ 自社ECでの定期購入について

(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、当社ホームページを経由した自社ECにおいて商品の販売を行っており、インターネットを通じて直接購入者へ商品を販売しております。自社ECにおける顧客の当社商品の購入の多くはサブスクリプションモデル（定期購入）となっております。このため、当社の継続的な成長には、新規顧客の獲得のみならず、既存顧客の維持が重要であると考えております。

既存顧客の維持については、その継続率が非常に重要な要素であり、商品開発による更なる味や品質の向上、商品ラインナップの拡充、ユーザーの利便性の向上等の施策を通じて、顧客継続率の向上を図っております。

当社の策定する予算及び経営計画においては、過去の実績を基に算出した解約率を踏まえた顧客継続率を前提としておりますが、当社の商品やサービスの魅力の低下、競合会社に対する競争力の低下、追加機能やサポートに対する満足度の低下等により、当社の想定を大幅に下回る継続率となる可能性があります。そのような事態が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑦ 卸販売について

(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：小)

当社商品は、卸業者を経由してホームセンターにて販売する他、小売店、飲食店等にも販売しております。当該小売店や卸業者とは良好な関係を構築しており、現時点において取引関係等に支障を来す事象は生じておらず、当社としては今後も継続的な取引が維持されるものと見込んでおります。

また、特定の取引先への依存度を下げるべく既存取引先の拡販及び新規取引先の開拓により、リスクの低減に努める方針であります。

しかしながら、当該取引先からの解約通知等により継続的な取引が維持されなくなった場合や、取引条件の変更が生じる場合等には当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 過剰在庫及び在庫不足について

(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：小～中)

当社は、製造委託先から商品を仕入れ、顧客からの注文の都度、当社から個々の顧客、卸業者へ商品を出荷することから、取扱商品の在庫リスクが常に存在しております。

過去の販売実績等に基づく需要予測と商品在庫状況等に基づき商品を発注し、常に適正な在庫の確保に努めておりますが、競合他社との競争激化、消費者の需要動向等の要因により販売計画と実績との乖離が顕著に発生し、結果として商品在庫の陳腐化等により商品評価損を計上する場合や、在庫不足に陥ることによって獲得できる収益機会を逸する場合は、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑨ 原材料、資材の調達と価格高騰について

(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、当社商品に使用される原材料や資材について製造委託先及び自社で調達しております。原材料の安定的な調達及び価格変動リスクに対応するため、原材料の調達網の構築・最適化、取引先との良好な関係の構築、

在庫管理の強化に努めております。

しかしながら、想定を超える原材料価格の高騰や為替相場の変動により、当社の製造委託先からの商品仕入価格が上昇する可能性や原材料等の調達が困難となるおそれがあり、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 法的規制に係るリスク

① 特定商取引に関する法律（特定商取引法）について

（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、主として自社ECを経由した当社商品の通信販売事業を行っており、当該事業においては、広告の表示に関する規制や誇大広告の禁止等を定めた特定商取引に関する法律の規制を受けております。

当社では定期的なコンプライアンス研修の実施により、法令遵守の徹底を図るとともに、管理部による定期的な法令遵守状況の確認を行うことにより、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおりますが、万が一、かかる法令に違反する行為があった場合には、業務停止命令などの行政処分のほか、罰則の対象となる可能性があり、またこれにより当社の社会的信用が毀損し、当社の事業及び業績に影響が生じる可能性があります。

② 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）について

（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、主としてウェブマーケティングによる広告宣伝活動を行っており、当該活動につき本法の規制を受けております。

自社の商品の内容や取引条件等に関して広告を行う場合に、商品の内容について、実際よりも著しく優良と誤認されるおそれのある表示をした場合（優良誤認表示）や、取引条件について、実際よりも著しく有利な取引条件だと誤認させるような表示（有利誤認表示）を行った場合には、所轄官庁である消費者庁による行政処分として、不当表示により一般消費者に与えた誤認を排除すること、再発防止策を講ずること、その違反行為を将来繰り返さないことなどの措置を講じることなどを命ずること（措置命令）、違反行為による売上額に3%を乗じた金額を課徴金として納付すること（課徴金納付命令）が規定されております。

当社は、広告で使用する文言等について、顧問弁護士への確認を行い、また、社内でも新規の広告出稿時に確認体制を構築しておりますが、当社による広告宣伝活動において景品表示法に反する広告の表示があった場合には、広告表示の使用停止などの措置命令や、課徴金制度の対象となる可能性があり、これにより当社の事業及び業績に影響が生じる可能性があります。

③ 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）について

（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は、主としてペットフードの販売事業を行っており、当該事業においては、ペットフードの安全性の確保を目的とした「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）」の規制を受けております。本法により、ペットフードの製造・輸入・販売に際しては、有害物質の規制や適切な表示義務が課されており、当社では管理部による定期的な法令遵守状況の確認を行うことにより、法令の遵守を徹底しておりますが、万が一、かかる法令に違反する行為があった場合には、当社に対する行政指導や回収命令等の措置が講じられる可能性があるほか、当社の社会的信用が毀損し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 獣医療法、獣医師法について

（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、動物病院を運営しており、当該事業においては、動物の診療業務に関するルールを定めた「獣医療法」及び「獣医師法」の規制を受けております。本法により、獣医療を提供するにあたっては、獣医師の資格要件を満たした者が診療を行うことが義務付けられており、診療録の作成・保存、適正な動物用医薬品の管理、広告表現の制限等が求められます。当社では、獣医療サービスの品質向上とコンプライアンス強化のため、コンプライアンス研修の定期的な実施、管理部による定期的な法令遵守状況の確認、内部監査による定期的な監査を実施しておりますが、万が一、かかる法令に違反する行為があった場合には、業務停止命令や罰則の対象となる可能性があり、またこれにより当社の社会的信用が毀損し、当社の事業及び業績に影響が生じる可能性があります。

す。

⑤ 動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）

（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、トリミングサロンの運営及び獣医療サービスの提供を行っており、当該事業においては、動物の適正な取扱いを定めた「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）」の規制を受けております。本法により、動物取扱業者には適切な飼養管理や虐待防止の義務が課されており、当社は事業運営にあたり、コンプライアンス研修の定期的な実施、管理部による定期的な法令遵守状況の確認、内部監査による定期的な監査を実施しておりますが、万が一、かかる法令に違反する行為があった場合には、行政処分や業務停止命令の対象となる可能性があるほか、当社の社会的信用が毀損し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 事業に関連するその他の法令について

（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、ペットフード商品の販売のほか往診クリニック、トリミングサロンの運営において、上記以外に消費者契約法、個人情報保護法、商標法、著作権法、特許法、製造物責任法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）、狂犬病予防法等の法定規制を受けております。当社はこれらの法令遵守は重要な企業の責務と認識しており、規程の制定、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会の開催、コンプライアンス研修の実施等の対策を行い、法令遵守の徹底を図っております。しかしながら、万が一、かかる法令に違反する行為があった場合には、行政処分や業務停止命令の対象となる可能性があるほか、当社の社会的信用が毀損し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3)事業環境に係るリスク

① 競争激化によるリスクについて

（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社はペットフード商品の開発と販売を行っており、獣医師等の助言、また、商品を購入した顧客からのフィードバックや購入情報を基に商品の改良、研究開発及び開発体制の強化を続けることで今後も商品の改善に努める方針であります。

しかしながら、新規参入者を含めた競争激化、競合会社の優位的な新商品の投入や競合会社同士の戦略的提携といったことが発生した場合、当社商品の競争力が低下する可能性があり、当社が市場優位性を確保できない場合や、価格競争や供給過剰により商品価格が下落し、または利用者獲得のための広告宣伝費等の費用の増加を余儀なくされる場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 国内景気の動向及び人口減少等によるリスクについて

（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、国内での商品販売が中心となっております。2025年より台湾での商品の販売を開始する等、海外に向けて市場の拡大を進めておりますが、今後の国内景気の動向、消費意欲の減退、日本国内での飼育頭数の減少等によって想定以上に国内での販売量が減少した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 知的財産権に係るリスクについて

（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、自社商品に関して保有する商標権等の知的財産権について、知的財産管理規程を制定し、適切な保護及び管理を行っております。また、当社が販売する商品及びその広告内容が、第三者の知的財産権を侵害することがないように留意し、監視・管理を行っております。

今後不測の事態によって、第三者から知的財産権の侵害を理由とするクレームや訴訟が提起される可能性、または、当社が保有する知的財産権について、第三者により侵害される可能性や、当社が申請した知的財産権が認可されない可能性もあります。そのような事態が発生した場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 情報流出によるリスクについて

(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、事業遂行に関連して多数の顧客の個人情報を持っており、個人情報保護規程等の社内規程を制定し、セキュリティ研修を実施することで個人情報保護及び情報セキュリティの重要性について社内に周知徹底を図り、機密保持に努めております。しかしながら、サイバー攻撃、不正アクセス、コンピューターウイルスの侵入、事故等により、万一情報漏洩や情報流出が生じた場合や、不適切な利用が発生した場合には、社会的信用の失墜、損害賠償請求やその対応に係るコストの発生等により当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、営業上・技術上の機密情報や事業活動を通して得た取引先、製造委託先の情報等に対して、サイバー攻撃、不正アクセス、コンピューターウイルスの侵入、事故等による情報流出、重要データの破壊、改ざん、システム停止等が生じた場合には、社会的信用の失墜、損害賠償請求の発生やその対応に係るコストの発生等だけでなく、新たな商品開発の中止や営業上・技術上の競争優位性の喪失等を招くおそれもあり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ システムトラブルについて

(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、当社商品の販売において、他社が管理・運営するECプラットフォームシステムを利用しており、また、国内外の他社ECに商品を出品して販売を行っております。システムトラブルに備え、一つのECプラットフォームに依存しない運営体制を構築しておりますが、ECプラットフォーム運営会社の運営方針変更や当該事業会社との関係悪化、規約違反による出店契約解消、ECモールシステム不良等のトラブル、ECプラットフォーム閉鎖、サイバーアタック等が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 経営体制に関するリスク

① 内部管理体制について

(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、内部関係者の不正行為等が発生しないよう、国内外の法令・ルールの遵守を役職員に徹底し、また、内部監査等で遵守状況の確認を行っております。

しかしながら、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為が発生する可能性は皆無ではないため、これらの事態が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 優秀な人材の確保や育成について

(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：小)

当社は、事業拡大に伴って優秀な人材の確保とその育成が重要な課題となっており、内部での人材育成と外部からの人材登用に努めております。

しかしながら、当社の属する市場が今後拡大し、競争が激化した場合、競合他社との人材獲得競争も激化し、当社グループの人材が外部に流出することや、人材確保に支障をきたす可能性があり、競争力が失われ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 配当政策について

(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：小)

当社では、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題として位置付けております。現時点では、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

④ 税務上の繰越欠損金について

(発生可能性：高、発生時期：特定時期なし、影響度：小)

2025年4月期末時点において、当社は税務上の繰越欠損金を有しております。当社の業績が順調に推移することにより、繰越欠損金が解消された場合には、所定の税率に基づく納税負担が発生するため、当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 特定の人物への依存について

(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：小)

当社代表取締役である佐藤淳は創業者兼代表取締役として、創業以来、商品開発や事業推進に重要な役割を担ってまいりました。当社は取締役会やその他会議体にて役員および従業員への適切な情報共有や権限委譲を進めており、同氏への依存度を低減させるよう努めてまいりました。しかしながら何らかの理由により同氏による経営執行の継続が困難になった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ のれんの減損に関するリスク

(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、2025年4月末時点で22,872千円ののれんがございます。今後、取得した事業の収益性が著しく低下し追加の損失の計上が必要となった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 訴訟、係争について

(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は本書提出日現在において、重大な訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社が事業活動を行う中で、顧客及び取引先等から当社商品についての不備等により、訴訟を受けた場合には、当社の社会的信用が毀損され、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また当社は、コンプライアンス研修の推進等、役員及び従業員の法令違反等の低減努力を実施しております。しかしながら、当社並びに役員及び従業員の法令違反等の有無にかかわらず、取引先、従業員その他第三者との予期せぬトラブル、訴訟等が発生する可能性があります。

個々の係争が発生する可能性を予測することはできず、また個々の係争にかかる発生時期も予測することは困難ですが、訴訟等の結果にかかわらず、多大な訴訟対応費用の発生や信用及びブランドイメージ低下等により事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、訴訟等の結果、当社の商品販売停止等の事態が生じた場合には当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 株式会社前澤ファンドによる株式の所有について

(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

本書提出日時点において、当社の発行済株式総数は2,286,000株であり、このうち、株式会社前澤ファンドが所有している株式数は1,142,000株であり、その所有割合は49.9%となっております。

株式会社前澤ファンドとは、その運営会社である株式会社スタートトゥデイより社外取締役が派遣されているほか、経営課題や経営方針に関して定期的に意見交換を行っております。株式会社前澤ファンドからは、上場後も当社株式を継続保有する方針と聞いておりますが、一般的にベンチャーキャピタル等による株式の所有目的は、株式上場後に株式を売却してキャピタルゲインを得ることにあるため、将来的に、株式会社前澤ファンドが所有する当社株式の全部又は一部を売却する可能性があります。その場合、当社株式の需給バランスが一時的に変動し、株価が下落する等、当社株式の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：小)

当社は、当社の役員及び従業員等に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しており、今後も優秀な人材確保やその維持のために新株予約権その他のインセンティブプランを発行する可能性があります。本書提出日時点において発行済株式総数に対する潜在株式数の割合は12.0%となっております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社の株式が発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可

能性があります。

⑩ 借入について

(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：小)

当社の事業資金の一部は金融機関からの借入により調達しています。景気の後退、金融収縮等の全般的な市況の悪化や業績悪化による信用力の低下等の要因により、当社が望む条件で適時に資金調達をできない可能性があります。また、今後、長期金利や短期金利が上昇した場合、借入コストの増加により当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 株式の流動性について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、株式会社東京証券取引所グロース市場への上場を予定しており、上場に際しては、公募増資によって当社株式の流動性の確保に努めることとしておりますが、当社の流通株式時価総額及び流通株式比率は上場維持基準に近接しております。今後は、大株主による売出しの協力、公募増資による当社の事業計画に沿った成長資金の調達、ストック・オプションの行使による流通株式数の増加分を勘案し、これらの組み合わせにより、流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により上場時よりも流動性が低下する場合には、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があります、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 動物福祉への取り組みについて

(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：低)

当社は、動物福祉活動への取り組みのひとつとして、「経常利益を原資とした寄付について」以下のとおり方針を定めております。

・寄付の方針

当社は、「すべての動物とその家族の幸せな生活のために」という経営理念を掲げ、事業運営を行い、一般財団法人 犬猫生活福祉財団をはじめとした動物福祉団体に対して支援を行い、社会課題でもある動物の殺処分問題に取り組む。

・寄付先の決定について

経常利益を原資とした寄付先については、活動実績が明確に確認でき、かつ月次で経営状況、財政状況、入出金状況が把握できる一般財団法人 犬猫生活福祉財団を優先的な寄付先としたうえで、他の動物福祉団体も寄付先の対象とする。

・寄付の決定機関について

経常利益を原資とした寄付の決定機関は取締役会とし、決定にあたっては、取締役管理部長が草案を作成したうえで、取締役会実施前までに社外取締役・監査役含む独立役員に提出し金額の妥当性の確認を得るものとする。

なお、一般財団法人 犬猫生活福祉財団を寄付先とする際の決議にあたっては、代表取締役 佐藤淳は特別利害関係者に該当することから参加を制限する。

・寄付先と寄付金額の決定方針について

寄付の額を決定するにあたっては、寄付先の実績を重視し過度な寄付は行わず、資金使途の適切性（動物福祉活動への充当が明確か）が確認できた寄付先に限定する。また、寄付金が不必要に長期間滞留していないかを確認するため、寄付先の預金残高および今後の資金支出計画の整合性を確認する。

・寄付の決定時期について

寄付の決定は、毎期7月、10月、1月、4月の年4回行うものとする。

・経常利益を原資とした寄付金額の上限

前期の経常利益の20%又は100,000,000円を上限とする。

※ 1社あたりの上限額ではなく、全体での上限額

・経常損失の場合の対応

経常損失が発生した年度については経常利益を原資とした寄付は実施しない。

当社における動物福祉活動への支援は、経営理念実現への取り組みであるとともに、「社会貢献を通じた独自のブランド価値創造」として位置付けており、動物愛護という明確な社会的ミッションを持つことで、単なる商品の提供に留まらない、価値あるブランドイメージを確立し、動物福祉活動に積極的に取り組むことにより、顧客からのブランドに対する信頼と好感度を高めることに繋がっております。

そのため、支援先である一般財団法人 犬猫生活福祉財団をはじめとした動物福祉団体において、運営および方針等について疑義が生じた場合、当社の動物福祉活動への取り組み自体が停止となり、ブランドに対する信頼と好感度が低下する可能性があり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑬一般財団法人犬猫生活福祉財団との取引について

(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

前項のとおり、当社は、「すべての動物とその家族の幸せな生活のために」という経営理念のもと、社会問題である動物福祉活動に取り組んでおりますが、特に、寄付先のひとつである一般財団法人犬猫生活福祉財団（以下「同財団」とする）については、寄付以外の取引も実施しております。同財団は当社の関連当事者には該当しないものの、当社代表取締役である佐藤淳が同財団の代表理事を務めていること、同財団の所在地が当社所在地と同一であること等の点を踏まえ、関連当事者取引と同等であると判断しております。なお、佐藤氏が同財団の代表理事を兼務することにより、企業の経営戦略と財団の社会福祉活動との連携を強化するとともに、ガバナンス体制を厳格化し、資金の適正な運用および活動成果の透明性向上に寄与しております。

同財団の概要については以下のとおりです。

同財団は、「収容ゼロ」、「殺処分ゼロ」、「不適切飼育環境ゼロ」という3つのゼロを目標に掲げ、犬猫の命を守り、新しい家族へと引き継ぐ活動を行っております。さらに地域との連携を大切に、動物福祉活動を通じて社会全体に対して動物に優しい社会の実現を目指しております。

・財団概要

| | |
|--------|--|
| 名称 | 一般財団法人 犬猫生活福祉財団 |
| 所在地 | 事務局：東京都新宿区市谷船河原町9-1 NBC アネックス市谷ビル 動物保護シェルター：群馬県前橋市、群馬県北群馬郡吉岡町 スパイククリニック：群馬県前橋市 |
| 設立日 | 2021年9月1日 |
| 設立人 | 犬猫生活株式会社 |
| 役員等の構成 | 代表理事 佐藤淳（犬猫生活株式会社 代表取締役） 理事 奥田順之（特定非営利活動法人 人と動物の共生センター理事長/獣医師） 理事 箱崎加奈子（女性獣医師ネットワーク代表/獣医師） 監事 齋藤直哉（齋藤直哉公認会計士・税理士事務所/公認会計士・税理士） 評議員 小林充子（株式会社CaFelier 代表取締役 クリニック院長/獣医師） 評議員 田中晴基（モニターデロイト CSV/Sustainability Leadディレクター） 評議員 中間隼人（弁護士法人なかま法律事務所代表/弁護士） |
| 事業内容 | 動物保護シェルターの運営 野良猫の手術のための不妊去勢&ケア専用の病院の運営（スパイククリニック） ボランティア情報サイト（犬猫ワークス）の運営 他の動物保護団体への助成金の提供 |

(注) 1. 当社代表取締役の佐藤は同財団の代表理事を兼務しておりますが、同財団から報酬を一切受け取っておりません。

2. 財団の役員及び評議員の役割は以下の通りです。

理事：財団の業務執行を担い、理事会を構成して財団の意思決定および運営を行う。

監事：理事の職務執行および財団の会計を監査し、不正や法令違反の有無を監督する。

評議員：理事・監事の選解任等の重要事項について決議し、財団運営を監督する。

当社から同財団への寄付内容については、主に前期経常損益額を基礎とした寄付（経常利益を原資とした寄付の方針については前項に記載のとおり）、当社商品の販売促進キャンペーンに関連した寄付（当社商品の販

売個数に応じた額の寄付)、フード等の寄付の3つとなります。これらの寄付は、当社規程や基準書等に則り、取締役会で慎重に審議・決議を経て実行されます。今後も当社経営理念の実現に向けて、取引の必要性を含め、一般株主の利益保護の観点から慎重に判断し、継続的に同財団の活動を支援していく方針であります。

なお、設立以降の当社から同財団への寄付額の実績は以下のとおりです。

| | 2023年4月期 | 2024年4月期 | 2025年4月期 | 2026年4月期 中間期 | 2026年4月期 第3四半期 |
|---------------------------------|----------|----------|----------|-----------------|-------------------|
| 前期経常損益額を基礎とした寄付金額 | 7,000千円 | — | 13,000千円 | 17,920千円 | 17,920千円 |
| 当社商品の販売促進キャンペーンに関連した寄付及びフード等の寄付 | 439千円 | 464千円 | 3,381千円 | 607千円 | 747千円 |
| 合計 | 7,439千円 | 464千円 | 16,381千円 | 18,527千円 | 18,667千円 |

(注) 2024年4月期より前期経常損益額を基礎とした寄付については、定時株主総会終了後の臨時取締役会にて決議を取ることにしたため、当該期の寄付額は翌期の2025年4月期の損益計算書に計上されております。

なお、当社の大株主である株式会社前澤ファンドより同財団に対して過去に寄付が行われており（同財団の直前事業年度（2025年7月期）においては32百万円）、今後も同様の寄付が行われる可能性があります。

当社では同財団との関係において、主に以下のリスクを認識しております。

- ・利益相反取引によるリスク

同財団との取引は関連当事者取引と同等であるため、取引条件が当社に不利な形で決定されるなど、利益相反により当社の一般株主の利益を害するリスクがあります。このリスクに対処するため、当社では財団との取引にあたって、取締役会において取引の必要性及び取引金額の妥当性を慎重に審議し、適正な取引が行われるよう管理体制を整備しております。また、同財団との取引に関する決議に際しては、同財団の代表理事を兼務する代表取締役を特別利害関係者として決議への参加を制限し、利益相反の防止を徹底しております。さらに、内部監査により同財団の運営状況を確認するなど定期的な監査を実施しております。

- ・寄付金が意図しない用途で使用されるリスク

当社から支出した寄付金が当社の意図しない用途（資金使途の不透明さ、シェルターの飼育環境の放置、不適切な先への助成金提供など）で使用された場合、当社の社会的信用が著しく毀損するリスクが考えられます。

このリスクに対処するため、寄付の実施にあたっては取締役会で慎重に審議・決議を経て実行しており、資金使途の適切性（動物福祉活動への充当が明確か）や資金が不必要に長期間滞留していないかをより厳格に確認するため、寄付の決定時期を年4回（7月、10月、1月、4月）設け、寄付の決定手続きにおいて、事前に社外取締役や監査役を含む独立役員に対して金額の妥当性の確認を得たうえで審議を行っております。また、内部監査により同財団の運営状況を確認するなど定期的な監査を実施しております。

- ・財団関係者の本社出入り（同一所在地）に関するリスク

当社の本社事務所と財団の本社事務所が同一であることから、社外の人間である財団の役職員が当社本社内に出入り可能となっており、当社の営業秘密や個人情報等の機密情報が漏洩するリスクが存在しております。このリスクに対処するため、当社と財団との間で「執務室の立ち入り及び設備利用に関する覚書」を締結し、各々の執務エリアの独立性を確保するとともに、業務上正当な理由のない互いの執務エリアへの立ち入りを禁止しております。財団の役職員が当社の執務エリアに立ち入る際は、必ず当社社員や財団の理事長・事務局長の立会いのもとで行うこととし、無断での単独立ち入りや当社のキャビネット等の利用を固く禁じております。また、適切な物理的セキュリティ体制を維持するため、ルールの運用状況等について当社が随時確認を行い、必要に応じて是正を求めることができる体制とするなど、情報管理体制の徹底を図っております。

しかしながら、これらの対策を講じているものの、今後、同財団との取引において、適正性に疑義が生じた場合や当社の財務状況に影響を与えるような取引が発生した場合には、当社の社会的信用が毀損するおそれがあり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑭特定の外部コミュニティを通じた販売促進支援及び当該支援の終了について

(発生可能性：高、発生時期：2026年4月頃、影響度：低)

当社は、大株主の株式会社前澤ファンドの関係会社である株式会社MZITとの間で「スタートアップ支援事業に関する覚書」を締結しており、同社からの側面支援として新規顧客獲得のサポートを受けております。具体的には、同社の会員が当社商品を購入等した場合に、同社から当該会員に対して独自のポイントが付与される仕組みを通じた、特定の外部コミュニティによる販売促進支援となります。

当該支援に基づく第7期及び第8期第3四半期における同コミュニティ経由の売上高は、それぞれ158,847千円、100,193千円（全体の売上高の概ね3～5%程度）となっております。

本スタートアップ支援事業は当社のエグジット支援を目的としているため、当社株式が上場した際には、会員に付与されたポイントが精算（現金還元）されるとともに、本覚書に基づく連携は終了いたします。したがって、上場後は当該サポートに基づく新規顧客獲得はなくなる見通しです。

同コミュニティ経由の売上高が全体に占める割合は限定的であり、また当該支援経由の顧客の多くは定期契約を利用していることから、連携終了に伴う業績への直接的な影響は軽微であると見込んでおります。しかしながら、上場以降において他の施策等による代替の新規顧客獲得が計画通りに進捗しない場合や、想定以上の解約が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という)の状況の概要は次のとおりであります。

① 経営成績の状況

第7期事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

当事業年度におけるわが国経済は、円安効果に伴うインバウンド需要の増加や各種政策の効果もあり、雇用・所得環境は改善傾向にある一方、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、エネルギー価格の高騰、金融市場の変動など依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社は積極的な広告費の投下による新規顧客の獲得を行い、また、2024年6月にはM&Aの実施によりトリミングサロンの運営を新たに開始する等、事業の拡大に取り組んでまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は2,901,938千円(前期比62.0%増)、売上原価865,516千円(同55.7%増)、売上総利益は2,036,422千円(同64.8%増)となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、広告宣伝費が1,019,313千円(同55.2%増)、給与手当が182,829千円(同73.5%増)となったこと等により合計で1,944,095千円(同52.4%増)となり、この結果、営業利益は92,327千円(前期は営業損失39,400千円)となりました。

営業外収益は4,956千円(前期比77.7%増)、営業外費用は7,681千円(同21.7%増)の計上により、経常利益は89,601千円(前期は経常損失42,922千円)、税引前当期純利益は89,601千円(前期は税引前当期純損失42,922千円)となりました。

法人税、住民税及び事業税を516千円(前期比78.1%増)計上し、税効果会計の分類変更により法人税等調整額を△118,526千円計上したことにより、当期純利益は207,611千円(前期は当期純損失43,212千円)となりました。

なお、当社は、ペット関連事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第8期中間会計期間(自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)

当中間会計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の緩やかな改善が見られる一方、不安定な世界情勢の長期化や継続的な物価上昇に加え、グローバルな通商政策の変動が景気の下振れリスクを高めており、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社は自社E C販売をはじめとした生活販売の拡大を進めるとともに、2025年5月にはM&Aの実施により動物病院の運営を新たに開始する等、事業の拡大に取り組んでまいりました。

この結果、当中間会計期間の業績につきましては、売上高は2,127,643千円、売上原価は550,408千円、売上総利益は1,577,235千円となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、広告宣伝費が687,503千円、給与手当が140,156千円となったこと等により合計で1,303,540千円となり、この結果、営業利益は273,695千円となりました。

営業外収益は3,690千円、営業外費用は2,003千円の計上により、経常利益は275,382千円、税引前中間純利益は275,382千円となりました。また、法人税、住民税及び事業税を589千円、法人税等調整額を22,082千円計上したことにより中間純利益は252,710千円となりました。

なお、当社は、ペット関連事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

第8期第3四半期累計期間(自 2025年5月1日 至 2026年1月31日)

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の緩やかな改善が見られる一方、不安定な世界情勢の長期化や継続的な物価上昇に加え、グローバルな通商政策の変動が景気の下振れリスクを高めており、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社は自社E C販売をはじめとした生活販売の拡大を進めるとともに、2025年5月にはM&Aの実施により動物病院の運営を新たに開始する等、事業の拡大に取り組んでまいりました。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高は3,331,739千円、売上原価860,533千円、売上総利益は2,471,205千円となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、広告宣伝費が1,108,734千円、給与及び手当が214,635千円となったこと等により合計で2,058,929千円となり、この結果、営業利益は412,275千円となりました。

営業外収益は5,392千円、営業外費用は4,337千円の計上により、経常利益は413,331千円となりました。

特別損失として、トリミングサロン1店舗の撤退の決定に伴い、店舗撤退損を2,463千円、減損損失を1,283千円計上したことにより税引前四半期純利益は409,583千円となりました。また、法人税等69,342千円の計上により、四半期純利益は340,241千円となりました。

なお、当社は、ペット関連事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

② 財政状態の状況

第7期事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

(資産)

当事業年度末における流動資産は721,724千円となり、前事業年度末に比べ302,821千円増加いたしました。これは事業規模の拡大に伴い、主に現金及び預金が141,545千円、売掛金が88,399千円増加し、また、M&Aに係る前払金が88,770千円増加したことによるものであります。固定資産は155,907千円となり、前事業年度末に比べ153,080千円増加いたしました。これは主にM&Aの実施により有形固定資産が5,028千円、のれんが22,872千円、敷金及び保証金が3,056千円増加し、また、税効果会計の分類変更により繰延税金資産が120,468千円増加したことによるものであります。

(負債)

当事業年度末における流動負債は407,531千円となり、前事業年度末に比べ174,924千円増加いたしました。これは事業規模の拡大に伴い、主に買掛金が33,197千円、未払金が60,007千円増加し、また、金融機関からの新規借入に伴い1年内返済予定の長期借入金が43,702千円増加したことによるものであります。固定負債は107,416千円となり、前事業年度末に比べ73,366千円増加いたしました。これは金融機関からの新規借入に伴い長期借入金73,366千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は362,684千円となり、前事業年度末に比べ207,611千円増加いたしました。これは当期純利益が207,611千円となったことによるものであります。

第8期中間会計期間(自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)

(資産)

当中間会計期間末における流動資産は922,660千円となり、前事業年度末に比べ200,936千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が184,822千円増加したことによるものであります。

固定資産は215,824千円となり、前事業年度末に比べ59,916千円増加いたしました。これは主にM&Aの実施により、のれんが61,407千円増加したことによるものであります。

(負債)

当中間会計期間末における流動負債は460,382千円となり、前事業年度末に比べ52,851千円増加いたしました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金34,980千円、未払消費税等25,302千円減少した一方で、買掛金33,701千円、未払金が66,487千円増加したことによるものであります。

固定負債は62,708千円となり、前事業年度末に比べ44,707千円減少いたしました。これは長期リース債務が7,128千円増加した一方で、長期借入金51,836千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は615,394千円となり、前事業年度末に比べ252,710千円増加いたしました。これは中間純利益が252,710千円となったことによるものであります。

第8期第3四半期累計期間(自 2025年5月1日 至 2026年1月31日)

(資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産は1,035,818千円となり、前事業年度末に比べ314,094千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が179,611千円、商品及び製品が120,252千円増加したことによるものであります。

固定資産は195,210千円となり、前事業年度末に比べ39,303千円増加いたしました。これは主にM&Aの実施により、のれんが56,439千円増加したことによるものであります。

(負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債は471,938千円となり、前事業年度末に比べ64,407千円増加いたしました。これは主に1年内返済予定の長期借入金が35,200千円減少した一方で、買掛金が39,020千円、未払金が41,565千円増加したことによるものであります。

固定負債は56,164千円となり、前事業年度末に比べ51,251千円減少いたしました。これは長期リース債務が7,247千円増加した一方で、長期借入金が58,499千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産合計は702,926千円となり、前事業年度末に比べ340,241千円増加いたしました。これは四半期純利益が340,241千円となったことによるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況

第7期事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は243,441千円となり、前事業年度末に比べ141,545千円増加しました。

当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は154,266千円(前事業年度は33,615千円の資金の増加)となりました。これは主に、税引前当期純利益の計上89,601千円(前事業年度は税引前当期純損失△42,922千円)、未払金の増加59,215千円(前事業年度は未払金の増加額59,596千円)により、資金が増加したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は129,788千円(前事業年度は10千円の資金の減少)となりました。これは主に、事業譲受による支出により129,095千円資金が減少したものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の増加は117,068千円(前事業年度は48,570千円の資金の増加)となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出32,932千円(前事業年度は長期借入金の返済による支出△1,430千円)があったものの、長期借入れによる収入150,000千円(前事業年度は長期借入れによる収入50,000千円)によって資金が増加したものであります。

第8期中間会計期間(自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は428,263千円となり、前事業年度末に比べ184,822千円増加しました。

当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は281,001千円となりました。これは主に、税引前中間純利益の計上275,382千円により資金が増加したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は8,767千円となりました。これは主に、敷金及び保証金の差入による支出6,000千円により資金が減少したものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は87,411千円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出86,816千円により資金が減少したものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c 販売実績

第7期事業年度、第8期中間会計期間及び第8期第3四半期累計期間における販売実績は次のとおりであります。

| | | 第7期事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日) | | 第8期中間会計期間 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日) | 第8期第3四半期累計期間 (自 2025年5月1日 至 2026年1月31日) |
|----------------|---------------------------|--|---------|---|---|
| | | 販売高(千円) | 前期比(%) | 販売高(千円) | 販売高(千円) |
| 生活販売 | 自社ECサイト による販売 | 2,637,267 | 152.7 | 1,833,485 | 2,867,151 |
| | 他社ECサイト (モール)に よる販売 | 202,419 | 339.2 | 197,461 | 322,649 |
| | 卸販売 | 9,348 | 256.6 | 10,766 | 18,051 |
| | 海外販売 | — | — | 1,064 | 2,630 |
| 生活サービス | | 49,644 | 5,179.9 | 83,258 | 119,340 |
| エンターテインメント、その他 | | 3,258 | 571.9 | 1,606 | 1,916 |
| 合計 | | 2,901,938 | 162.0 | 2,127,643 | 3,331,739 |

(注) 1. 当社は、「ペット関連事業」を単一の報告セグメントとしているため、サービス別、販売チャネル別の販売実績を記載しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため記載を省略しております。

3. 第7期事業年度にM&Aを実施したことにより生活サービスの販売高が前期比で大幅に増加しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

第7期事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

(売上高)

売上高のうち、生活販売については、積極的な広告費の投下により、期末時点の定期会員数は56,824人（前期比80.8%増）と着実に増加したことから、自社E C販売による売上は2,637,267千円（前期比52.7%増）と大幅に伸びました。なお、定期会員数と平均購買単価の推移は以下のとおりです。

| | 第6期事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日) | | | | 第7期事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日) | | | |
|-----------------|---------------------------------------|--------|--------|--------|---------------------------------------|--------|--------|--------|
| | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
| 定期会員数 (件) | 31,042 | 31,852 | 32,818 | 31,430 | 36,272 | 46,842 | 53,128 | 56,824 |
| 月平均購買 単価 (円) | 4,843 | 4,588 | 4,377 | 4,588 | 4,965 | 4,917 | 4,761 | 4,439 |

続いて、Amazon、楽天市場及びYahoo!ショッピング等の他社E C販売による売上は202,419千円(同239.2%増)となり、卸販売については、ホームセンター、トリミングサロン、飲食店向け等の新規取扱い店舗の拡大を行ったことにより売上は9,348千円(同156.6%増)となりました。生活サービスについては、M&Aの実施によりトリミングサロンの運営を開始したこと等により、動物病院(往診クリニック)の売上も合わせ、49,644千円となり、その他売上3,258千円も合わせ、全体で売上高は2,901,938千円(前期比62.0%増)となりました。

自社E Cによる販売形態は定期購入サービスであり、お客様に当社の商品を継続して購入いただくことで、安定的な収益とキャッシュ・フローが期待できるストック型のビジネスであります。また、他社E C販売は、Amazon、楽天市場及びYahoo!ショッピングなどのE Cプラットフォームに当社商品を出品し販売を行うものであり、当社ホームページに訪れたことのない顧客もこれらのプラットフォームに訪問した際に、当社商品を発見し購入することができるため、当社商品の認知および商品体験の拡大に繋がっております。さらに、卸販売については、小売店向けに直接または卸業者を経由してホームセンター、トリミングサロン、飲食店向けに当社商品を販売するものであり、実店舗で販売を行うことで、オンラインでリーチできなかった顧客に対して、オフラインでの当社商品の認知および商品体験の拡大を行っております。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は事業規模の拡大に伴い865,516千円(前期比55.7%増)となり、その結果、売上総利益は2,036,422千円(同64.8%増)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は、新規顧客開拓を目的とした広告宣伝費が1,019,313千円(同55.2%増)、事業規模の拡大による荷造運賃が205,538千円(同24.0%増)、荷造外注費が80,158千円(同26.0%増)、給与手当が182,829千円(同73.5%増)等の計上により合計で1,944,095千円(同52.4%増)となり、この結果、営業利益は92,327千円(前期は営業損失39,400千円)となりました。

(営業外収益、営業外費用及び経常利益)

営業外収益は主に事業規模の拡大に伴いクレジットカード決済によるポイント還元収入4,613千円が発生したことにより4,956千円(前年同期比77.7%増)となり、営業外費用は主に金融機関からの借入に対する支払利息の発生が3,286千円、広告費の分割払い決済に伴う手数料の発生が2,635千円等により、7,681千円(前年同期比21.7%増)となりました。その結果、経常利益は89,601千円(前期は経常損失42,922千円)となりました。

(特別損益、当期純利益)

特別利益及び特別損失の発生はありません。その結果、税引前当期純利益は89,601千円(前期は税引前当期純損失42,922千円)となり、法人税、住民税及び事業税を516千円(前期比78.1%増)計上し、税効果会計の分類変更により法人税等調整額を△118,526千円計上したことにより、当期純利益は207,611千円(前期は当期純損失43,212千円)となりました。

第8期中間会計期間(自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)

(売上高)

売上高のうち、生活販売については、積極的な広告費の投下により、中間会計期間末時点の定期会員数は

68,067人（前期比19.8%増）と着実に増加したことから、自社E C販売による売上は1,833,485千円と大幅に伸びました。なお、定期会員数と平均購買単価の推移は以下のとおりです。

| | 第7期事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日) | | | | 第8期事業年度 (自 2025年5月1日 至 2026年4月30日) | | | |
|----------------|---------------------------------------|--------|--------|--------|---------------------------------------|--------|-------|-------|
| | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
| 定期会員数 (件) | 36,272 | 46,842 | 53,128 | 56,824 | 62,616 | 68,067 | — | — |
| 月平均購買 単価(円) | 4,965 | 4,917 | 4,761 | 4,439 | 4,874 | 4,838 | — | — |

続いて、Amazon、楽天市場及びYahoo!ショッピング等の他社E C販売による売上は197,461千円となり、卸販売については、ホームセンター、トリミングサロン、飲食店向け等の新規取扱い店舗の拡大を行ったことにより売上は10,766千円となり、また、海外（台湾）での販売を開始したことにより、海外販売による売上を1,064千円計上いたしました。生活サービスについては、M&Aの実施により動物病院1店舗の運営を開始したこと等により、トリミングサロン、往診クリニックの売上も合わせ、83,258千円となり、その他売上1,606千円を合わせ、全体で売上高は2,127,643千円となりました。

自社E Cによる販売形態は定期購入サービスであり、お客様に当社の商品を継続して購入いただくことで、安定的な収益とキャッシュ・フローが期待できるストック型のビジネスであります。また、他社E C販売は、Amazon、楽天市場及びYahoo!ショッピングなどのE Cプラットフォームに当社商品を出品し販売を行うものであり、当社ホームページに訪れたことのない顧客もこれらのプラットフォームに訪問した際に、当社商品を発見し購入することができるため、当社商品の認知および商品体験の拡大に繋がっております。さらに、卸販売については、小売店向けに直接または卸業者を経由してホームセンター、トリミングサロン、飲食店向けに当社商品を販売するものであり、実店舗で販売を行うことで、オンラインでリーチできなかった顧客に対して、オフラインでの当社商品の認知および商品体験の拡大を行っております。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は事業規模の拡大に伴い550,408千円となり、その結果、売上総利益は1,577,235千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は、新規顧客開拓を目的とした広告宣伝費が687,503千円、事業規模の拡大による荷造運賃が121,488千円、荷造外注費が50,982千円、給与手当が140,156千円等の計上により合計で1,303,540千円となり、この結果、営業利益は273,695千円となりました。

(営業外収益、営業外費用及び経常利益)

営業外収益は主に事業規模の拡大に伴いクレジットカード決済によるポイント還元収入3,276千円が発生したことにより3,690千円となり、営業外費用は主に金融機関からの借入に対する支払利息の発生が1,872千円により、2,003千円となりました。その結果、経常利益は275,382千円となりました。

(特別損益、中間純利益)

特別利益及び特別損失の発生はありません。その結果、税引前中間純利益は275,382千円となり、法人税、住民税及び事業税を589千円、法人税等調整額を22,082千円計上したことにより、中間純利益は252,710千円となりました。

第8期第3四半期累計期間(自 2025年5月1日 至 2026年1月31日)

(売上高)

売上高のうち、生活販売については、積極的な広告費の投下により、当第3四半期会計期間末時点の定期会員数は71,290人（前期比25.5%増）と着実に増加したことから、自社E C販売による売上は2,867,151千円と大幅に伸びました。なお、定期会員数と平均購買単価の推移は以下のとおりです。

| | 第7期事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日) | | | | 第8期事業年度 (自 2025年5月1日 至 2026年4月30日) | | | |
|-----------------|---------------------------------------|--------|--------|--------|---------------------------------------|--------|--------|-------|
| | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
| 定期会員数 (件) | 36,272 | 46,842 | 53,128 | 56,824 | 62,616 | 68,067 | 71,290 | — |
| 月平均購買 単価 (円) | 4,965 | 4,917 | 4,761 | 4,439 | 4,874 | 4,838 | 4,824 | — |

続いて、Amazon、楽天市場及びYahoo!ショッピング等の他社EC販売による売上は322,649千円となり、卸販売については、ホームセンター、トリミングサロン、飲食店向け等の新規取扱い店舗の拡大を行ったことにより売上は18,051千円となり、また、海外（台湾）での販売を開始したことにより、海外販売による売上を2,630千円計上いたしました。生活サービスについては、M&Aの実施により動物病院1店舗の運営を開始したこと等により、トリミングサロン、往診クリニックの売上も合わせ119,340千円となり、その他売上1,916千円と合わせ、全体で売上高は3,331,739千円となりました。

自社ECによる販売形態は定期購入サービスであり、お客様に当社の商品を継続して購入いただくことで、安定的な収益とキャッシュ・フローが期待できるストック型のビジネスであります。また、他社EC販売は、Amazon、楽天市場及びYahoo!ショッピングなどのECプラットフォームに当社商品を出品し販売を行うものであり、当社ホームページに訪れたことのない顧客もこれらのプラットフォームに訪問した際に、当社商品を発見し購入することができるため、当社商品の認知および商品体験の拡大に繋がっております。さらに、卸販売については、小売店向けに直接または卸業者を経由してホームセンター、トリミングサロン、飲食店向けに当社商品を販売するものであり、実店舗で販売を行うことで、オンラインでリーチできなかった顧客に対して、オフラインでの当社商品の認知および商品体験の拡大を行っております。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は事業規模の拡大に伴い860,533千円となり、その結果、売上総利益は2,471,205千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は、新規顧客開拓を目的とした広告宣伝費が1,108,734千円、事業規模の拡大による荷造運賃が193,675千円、荷造外注費が80,943千円、給与手当が214,635千円等の計上により合計で2,058,929千円となり、この結果、営業利益は412,275千円となりました。

(営業外収益、営業外費用及び経常利益)

営業外収益は主に事業規模の拡大に伴いクレジットカード決済によるポイント還元収入4,909千円が発生したことにより5,392千円となり、営業外費用は主に金融機関からの借入に対する支払利息の発生が2,140千円により、4,337千円となりました。その結果、経常利益は413,331千円となりました。

(特別損益、四半期純利益)

特別利益の発生はありません。特別損失は店舗の撤退に伴う店舗撤退損2,463千円及び減損損失1,283千円を計上した結果、税引前四半期純利益は409,583千円となり、法人税、住民税及び事業税を883千円、法人税等調整額を68,458千円計上したことにより、四半期純利益は340,241千円となりました。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の資金需要の主なもののは商品の仕入及び販売費及び一般管理費に含まれる広告宣伝費、荷造運賃、外注費、給与手当等ですが、これらの運転資金につきましては営業活動によるキャッシュ・フローを財源としております。なお、M&A資金や一時的な資金の不足等に対応すべく金融機関から借入を行う他、金融機関1行と300,000千円の当座貸越契約を締結しております。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたり、会計年度における資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える将来に関する見積りを実施する必要があります。経営者は、これらの見積りについて、事業年度末において過去の実績やその他の様々な要因を勘案し、総合的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、将来においてこれらの見積りとは異なる場合があります。

当社の財務諸表作成において採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 (注記事項)」に記載しております。

④ 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の将来の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるリスク要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載しております。

⑤ 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおり、売上高、売上高成長率、限界利益率(注)を経営上の重要な経営指標としております。

限界利益率を高めることで、商品拡充と商品改善のための研究開発活動や認知拡大のためのマーケティング活動など、売上高を継続的に成長させるための施策の自由度を高めることが可能となるため当該指標を経営の重要指標としております。

また、売上高を構成する要素の中においては、自社ECにおけるサブスクリプション会員数(定期購入者数)、解約率、平均購買単価及び卸販売における卸業者を経由した展開店舗数について、主要な経営指標として考えております。

(注) 限界利益率は、売上高に対する限界利益の割合を示す指標であり、限界利益とは、売上高から変動費を差し引いた金額を指します。

5 【重要な契約等】

(1) 商品の製造委託契約

| 契約会社名 | 相手先の名称 | 相手先の所在地 | 契約品目 | 契約締結日 | 契約期間 | 契約内容 |
|--------------|----------------|---------|------------------|------------|--|---------------|
| 犬猫生活株式会社（当社） | 株式会社レガールファクトリー | 石川県金沢市 | ドライフード | 2020年4月17日 | 2020年4月17日 ～2022年4月16日 （以後、2年間の自動更新） | ペットフードの製造委託 |
| 犬猫生活株式会社（当社） | 株式会社ソーシン | 東京都清瀬市 | デンタルふりかけ等のサプリメント | 2021年1月26日 | 2021年1月26日 ～2022年1月25日 （以後、1年間の自動更新） | サプリメントの製造委託 |
| 犬猫生活株式会社（当社） | アイサービズ株式会社 | 広島県尾道市 | 犬用手作りごはん | 2023年4月1日 | 2023年4月1日 ～2024年3月31日 （以後、1年間の自動更新） | 犬用手作りごはんの製造委託 |

(2) 倉庫内商品管理発送契約

| 契約会社名 | 相手先の名称 | 相手先の所在地 | 契約品目 | 契約締結日 | 契約期間 | 契約内容 |
|--------------|------------|---------|------|------------|--|------------------------|
| 犬猫生活株式会社（当社） | 塚本郵便通送株式会社 | 富山県富山市 | - | 2024年6月14日 | 2024年6月14日 ～2025年6月13日 （以後、1年間の自動更新） | 当社商品の保管業務、入出荷作業、在庫管理業務 |

6 【研究開発活動】

当社は、「すべての動物とその家族の幸せな生活のために」という経営理念のもと、無添加、国内製造、ヒューマングレード素材の利用により、安全で安心な商品の提供を目的として研究開発に取り組んでおります。

当社の研究開発体制はCRM／商品開発部により実施され、獣医師から栄養設計等のアドバイス、社内カスタマーサポートセンターを設置しお客様の反応や要望を直接商品の企画・開発に活用することができる仕組みを構築し、それらの情報を基に既存商品の改良、新商品の開発等、研究開発に努めております。

当社は、設備投資によるリスクを抑えるべく、取扱う商品のすべてを外部の製造会社に委託しており、当該製造会社と商品レシピの開発を行っております。

第7期事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

第7期事業年度における当社が支出した研究開発費の総額は1,796千円であります。

第8期中間会計期間（自 2025年5月1日 至 2025年10月31日）

当中間会計期間における当社が支出した研究開発費の総額は178千円であります。

第8期第3四半期累計期間（自 2025年5月1日 至 2026年1月31日）

当第3四半期累計期間における当社が支出した研究開発費の総額は218千円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第7期事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

当事業年度において実施した設備投資の総額は33,859千円であり、その主なものはトリミングサロン3店舗の事業譲受に係るのれん計上額28,007千円であります。

なお、当社は、ペット関連事業の単一のセグメントであるため、セグメントごとの設備の状況の記載は省略しております。

第8期中間会計期間（自 2025年5月1日 至 2025年10月31日）

当中間会計期間において実施した設備投資の総額は83,503千円であり、その主なものは動物病院の事業譲受に係るのれん計上額71,341千円であります。

なお、当社は、ペット関連事業の単一のセグメントであるため、セグメントごとの設備の状況の記載は省略しております。

第8期第3四半期累計期間（自 2025年5月1日 至 2026年1月31日）

当第3四半期累計期間において実施した設備投資の総額は83,833千円であり、その主なものは動物病院の事業譲受に係るのれん計上額71,341千円であります。

なお、当社は、ペット関連事業の単一のセグメントであるため、セグメントごとの設備の状況の記載は省略しております。

2 【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】（2026年2月28日現在）

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 9,144,000 |
| 計 | 9,144,000 |

(注) 2025年12月23日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2025年12月23日付で定款の変更を行い、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式に係る定款の定めを廃止するとともに、2026年1月1日付で、普通株式の発行可能株式総数を9,144,000株としております。

② 【発行済株式】

| 種類 | 発行数(株) | 上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|------|-----------|--------------------------------|--|
| 普通株式 | 2,286,000 | 非上場 | 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。 |
| 計 | 2,286,000 | — | — |

- (注) 1. 2025年12月15日付でB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価としてB種優先株主、C種優先株主、D種優先株主及びE種優先株主にB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、当社が取得したB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式について、2025年12月15日開催の定例取締役会決議により、同日付で会社法第178条の規定に基づき、すべて消却しております。
2. 当社は、2025年12月15日開催の取締役会決議に基づき、2026年1月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。
3. 2025年12月23日開催の臨時株主総会により、2026年1月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 |
|--|---|---|
| 決議年月日 | 2022年5月16日 | 2025年1月15日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) ※ | 当社取締役 2 当社従業員 16 [15] | 当社取締役 3 当社従業員 35 [34] |
| 新株予約権の数(個) ※ | 69 [67] (注) 2 | 707 [705] (注) 2 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※ | 普通株式 690 [134,000] (注) 1、7、8、9 | 普通株式 707 [141,000] (注) 1、7、9 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) ※ | 110,000 [550] (注) 2、8、9 | 150,000 [750] (注) 2、9 |
| 新株予約権の行使期間 ※ | 自 2024年5月17日 至 2032年5月16日 | 自 2027年1月16日 至 2035年1月15日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※ | 発行価格 110,000 [550] 資本組入額 55,000 [275] (注) 8、9 | 発行価格 150,000 [750] 資本組入額 75,000 [375] (注) 9 |
| 新株予約権の行使の条件 ※ | (注) 3 | (注) 3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※ | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。 | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※ | (注) 7 | (注) 7 |

※ 当事業年度の末日(2025年4月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項については提出日における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、第1回新株予約権は10株、第2回新株予約権は1株であります。ただし、当社が、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする

2. 新株予約権の割当後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。当社が行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会の決議(取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議)において認められた場合については、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところに

よる。

4. 新株予約権の権利行使が可能となる条件

新株予約権者は、新株予約権が行使可能となった場合であっても、当社の株式が国内又は国外の証券取引所に上場される日までは、これを行使することができない。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役の過半数をもって決定(当社が取締役会設置会社である場合は「当社取締役会が決議」と読み替える。))した場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社は、新株予約権者が上記3に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、その他新株予約権の喪失事由に該当した場合には、その新株予約権を無償で取得することができるものとする。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2に準じて決定する。

⑤新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記5に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の株主総会または取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の行使条件

前記3に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得条項

前記6に準じて決定する。

8. 2025年1月31日付で当社株式1株につき10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

9. 2026年1月1日付で当社株式1株につき200株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|---------------------|---|---|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 2021年1月22日 (注) 1 | B種優先株式 300 | 普通株式 584 A種優先株式 100 B種優先株式 300 | 180,000 | 227,600 | 180,000 | 222,600 |
| 2021年1月22日 (注) 2 | 普通株式 △12 A種優先株式 △100 B種優先株式 112 | 普通株式 572 B種優先株式 412 | — | 227,600 | — | 222,600 |
| 2022年3月25日 (注) 3 | C種優先株式 75 | 普通株式 572 B種優先株式 412 C種優先株式 75 | 82,500 | 310,100 | 82,500 | 305,100 |
| 2022年9月28日 (注) 4 | D種優先株式 30 | 普通株式 572 B種優先株式 412 C種優先株式 75 D種優先株式 30 | 37,500 | 347,600 | 37,500 | 342,600 |
| 2023年1月19日 (注) 5 | E種優先株式 54 | 普通株式 572 B種優先株式 412 C種優先株式 75 D種優先株式 30 E種優先株式 54 | 81,000 | 428,600 | 81,000 | 423,600 |
| 2024年4月30日 (注) 6 | — | 普通株式 572 B種優先株式 412 C種優先株式 75 D種優先株式 30 E種優先株式 54 | △329,600 | 99,000 | △324,314 | 99,285 |
| 2025年1月31日 (注) 7 | 普通株式 5,148 B種優先株式 3,708 C種優先株式 675 D種優先株式 270 E種優先株式 486 | 普通株式 5,720 B種優先株式 4,120 C種優先株式 750 D種優先株式 300 E種優先株式 540 | — | 99,000 | — | 99,285 |

| | | | | | | |
|----------------------|---|-------------------|---|--------|---|--------|
| 2025年12月15日 (注) 8 | 普通株式 5,710 B種優先株式 △4,120 C種優先株式 △750 D種優先株式 △300 E種優先株式 △540 | 普通株式 11,430 | — | 99,000 | — | 99,285 |
| 2026年1月1日 (注) 9 | 普通株式 2,274,570 | 普通株式 2,286,000 | — | 99,000 | — | 99,285 |

- (注) 1. 有償第三者割当 発行価格1,200,000円 資本組入額600,000円
割当先 前澤友作、株式会社前澤ファンド
2. 2021年1月22日付で全株主の同意により、普通株式12株及びA種優先株式のすべてにつき、B種優先株式に転換しております。また、転換により当社が取得した普通株式12株及びA種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。
3. 有償第三者割当 発行価格2,200,000円 資本組入額1,100,000円
割当先 前澤友作、株式会社前澤ファンド
4. 有償第三者割当 発行価格2,500,000円 資本組入額1,250,000円
割当先 前澤友作、株式会社前澤ファンド
5. 有償第三者割当 発行価格 3,000,000円 資本組入額1,500,000円
割当先 前澤友作、株式会社前澤ファンド
6. 財務内容の健全性を維持しつつ、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図ることを目的として、2024年4月30日付で実施した無償減資（減資割合76.9%）によるものです。
7. 株式分割（1：10）によるものであります。
8. 2025年12月15日付でB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価としてB種優先株主、C種優先株主、D種優先株主及びE種優先株主にB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、当社が取得したB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式について、2025年12月15日開催の定例取締役会決議により、同日付で会社法第178条の規定に基づき、すべて消却しております。
9. 株式分割（1：200）によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2026年2月28日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | 単元未満株式の状況(株) | |
|-------------|--------------------|------|----------|--------|-------|----|--------|--------------|---|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | | 計 |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | — | — | — | 3 | — | — | 9 | 12 | — |
| 所有株式数(単元) | — | — | — | 12,060 | — | — | 10,800 | 22,860 | — |
| 所有株式数の割合(%) | — | — | — | 52.8 | — | — | 47.2 | 100.0 | — |

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年2月28日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-------------------|----------|---|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | — | — | — |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 2,286,000 | 22,860 | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 |
| 単元未満株式 | — | — | — |
| 発行済株式総数 | 2,286,000 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 22,860 | — |

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号によるB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

| 区分 | 株式数 (株) | 価額の総額 (円) |
|------------------|---------|-----------|
| 最近事業年度における取得自己株式 | — | — |
| 最近期間における取得自己株式 | B種優先株式 | 4,120 |
| | C種優先株式 | 750 |
| | D種優先株式 | 300 |
| | E種優先株式 | 540 |
| | | — |

(注) 2025年12月15日付でB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価としてB種優先株主、C種優先株主、D種優先株主及びE種優先株主にB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 最近事業年度 | | 最近期間 | |
|----------------------------------|---------|-------------|--|-------------|
| | 株式数 (株) | 処分価額の総額 (円) | 株式数 (株) | 処分価額の総額 (円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | — | — | — | — |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | — | — | B種優先株式 4,120 C種優先株式 750 D種優先株式 300 E種優先株式 540 | — |
| 合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | — | — | — | — |
| その他 (一) | — | — | — | — |
| 保有自己株式数 | — | — | — | — |

(注) 2025年12月15日開催の定例取締役会により、同日付で会社法第178条の規定に基づき、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式について、すべて消却しております。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しておりますが、将来の事業の継続的發展や経営基盤の長期安定に向けた財務体制の強化に係わる内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、利益配当を行っていく方針であり、会社設立以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。

今後は、業績の推移や財務状況、将来的な事業・投資計画等の成長戦略などを総合的に勘案し、内部留保とのバランスを取りながら決定していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

また、内部留保資金につきましては、収益力強化や事業基盤整備のための投資や今後の成長に資する人員の採用等に有効活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、取締役会の決議によって配当を行うことができる旨を定款で定めており、また、「基準日を定めて剰余金の配当をすることができる」旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社の「すべての動物とその家族の幸せな生活のために」という経営理念のもと、また継続的な企業価値の向上及び事業の継続的な成長のためには、株主をはじめとする各ステークホルダーとの良好な関係構築が不可欠であり、そのためには、経営の透明性、効率性、健全性を確保し、日常的に強化させていく必要があると認識しております。

今後においても、法令等の遵守、適時適切な情報開示、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制の強化に加え、経営監視体制の充実に努めてまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a 企業統治の体制の概要

当社は会社法に規定する機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

また、経営上の重要課題については、取締役会に付議されております。

(a) 取締役会

当社の取締役会は、5名（うち社外取締役2名）で構成され、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に定められた事項の報告を受け、経営方針、経営戦略、事業計画、重要な業務執行に係る事項、株主総会決議により授權された事項、法令、定款、及び取締役会規程に定められた事項を決議するとともに、取締役による業務執行を監督しております。なお、取締役会は月1回定期的に開催され、担当取締役より業務報告が実施されているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整えております。

当事業年度において当社は取締役会を18回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

| 役職名 | 氏名 | 開催回数 | 出席回数 |
|-------|--------|------|------|
| 代表取締役 | 佐藤 淳 | 18回 | 18回 |
| 取締役 | 近藤 誠人 | 18回 | 18回 |
| 取締役 | 岩見 真人 | 18回 | 18回 |
| 社外取締役 | 濱道 佐和子 | 18回 | 18回 |
| 社外取締役 | 西井 敏恭 | 2回 | 2回 |

(注) 西井敏恭は、2025年3月14日開催の臨時株主総会において、新たに取締役に選任されましたので取締役就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

取締役会における具体的な検討事項は、予算及び中期経営計画の策定、M&A等の投資に関する事項、店舗の出退店に関する事項等であります。

(b) 監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成されており、3名全員が社外監査役であります。社外監査役は、それぞれの知見を活かして独立・中立の立場から客観的な意見表明を行っております。

監査役は、監査役会で定めた監査役監査計画に基づき、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員・監査法人からの報告收受などを通して、経営全般に関して幅広く検討を行っております。各監査役は、監査役会が定めた業務分担に従い、独立した立場から取締役の業務執行状況を監査しております。また、会計監査人並びに内部監査担当者と三様監査を定期的実施する等、連携を密にとり、効率的かつ効果的な監査の実施に取り組んでおります。

監査役会は月1回定期的に開催されるほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しており、監査役会では情報を共有し実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。

(c) 会計監査人

当社は、OAG監査法人と監査契約を締結しており、適時適切な監査が実施されております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

(d) 内部監査

当社の内部監査は内部監査人が代表取締役社長からの指示を受け業務監査を行っております。内部監査人は当社のすべての部署をカバーするように業務監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び要改善事項を傳達し、改善状況報告を内部監査人に提出させることとしております。また、内部監査人は監査役及び会計監査人と連携し、三様監査を実施しております。

(e) コンプライアンス・リスクマネジメント委員会

コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、取締役3名、監査役1名、執行役員3名で構成されており、四半期に1回定例開催しております。当該会議では、全社的なコンプライアンス管理及びリスク管理に関する情報共有や再発防止策の検討等をする機関としております。

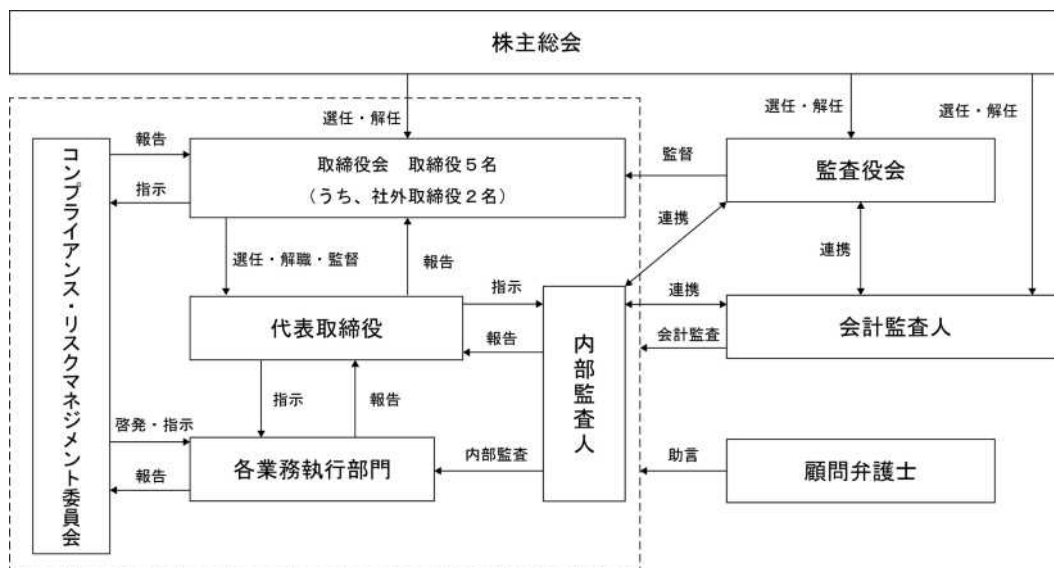
なお、機関ごとの構成員は次のとおりです。（◎は機関の議長、○は構成員、△は構成員以外の出席者を表します。）

| 役職名 | 氏名 | 取締役会 | 監査役会 | コンプライアンス・リスクマネジメント委員会 |
|-------|--------|------|------|-----------------------|
| 代表取締役 | 佐藤 淳 | ◎ | — | ◎ |
| 取締役 | 近藤 誠人 | ○ | — | ○ |
| 取締役 | 岩見 真人 | ○ | — | ○ |
| 社外取締役 | 濱道 佐和子 | ○ | — | — |
| 社外取締役 | 西井 敏恭 | ○ | — | — |
| 常勤監査役 | 内田 潤 | △ | ◎ | ○ |
| 社外監査役 | 長谷川 雄史 | △ | ○ | — |
| 社外監査役 | 宇田川 敦史 | △ | ○ | — |
| 執行役員 | 坂本 賢 | — | — | ○ |
| 執行役員 | 相馬 弘太郎 | — | — | ○ |
| 執行役員 | 塩澤 美和 | — | — | ○ |

b 当該体制を採用する理由

当社は、経営の透明性・健全性の確保、経営環境の変化に迅速に対応するため、現在の体制を採用しております。業務執行に対しては、取締役会による監督と監査役会による監査を行っております。また、社外取締役（2名）及び社外監査役（3名）は、客観的、中立的な立場からの助言・提言を行い、監視・監督機能の強化を図っております。

当社の企業統治の体制の概要は以下のとおりであります。



③ 企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において、次の通り「内部統制システムに関する基本方針」を定め、実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、「すべての動物とその家族の幸せな生活のために」を経営理念とし、取締役及び使用人は、当該経営理念のもと、法令、定款、社内規程、社会規範等を遵守するとともに、その遵守の重要性を情報発信することにより周知徹底をはかる。

ロ. 意思決定及び業務執行について関係諸規程を定め、業務分掌及び職務権限を明確にするとともに、相互に必要な牽制を行う体制を構築し、適正かつ効率的な業務運営を実現する。

ハ. 監査役は、取締役の職務の執行について、法令及び定款に基づき、独立した立場から監査する。

ニ. 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合しているかを確認し、必要に応じて、その改善を促す。また、内部監査担当者は、監査の結果を代表取締役及び監査役に報告する。

ホ. 取締役及び使用人に対して、継続的にコンプライアンスに係る研修、啓蒙を行う。

ヘ. 内部通報制度を整備するとともにその利用を促進し、法令違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。

ト. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し毅然とした態度で対応する。

チ. 会社の重要な情報について、開示すべき情報を網羅的に収集したうえで、法令等に従い適時かつ適切に開示する。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。

ロ. 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録に記録し保存する。

ハ. 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう保存、管理する。

ニ. 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. コンプライアンス・リスクマネジメント規程を定め、当社のリスクの把握、分析及び評価をするとともに、その結果に基づきリスクの回避、軽減等の対応を適切に行う。

ロ. コンプライアンス・リスクマネジメント規程の各部門における実施に関する責任を負う実施責任者は、各部門における個別のリスクを把握し、分析・評価するとともに、適切にコンプライアンス・リスクマネジメント委員会に報告する。

ハ. 内部監査責任者は、各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役及び監査役に報告する。

ニ. 情報セキュリティに係るリスクは当社の事業運営において重要なものと位置付け、個人情報保護法、個人情報管理規程、情報セキュリティ管理規程等に従い厳重に管理する。

ホ. 当社は、必要に応じて弁護士、税理士、社会保険労務士等の外部の専門家の助言を受けられる体制を整備し、リスクの未然防止及び早期発見に努める。

(d) 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

イ. 取締役会は原則として毎月1回開催し、取締役会規程に基づき、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役からその業務執行状況の報告を徴収し、必要な監督を行う。

ロ. 当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」、及び「業務分掌規程」を制定し、取締役の職務執行について責任の範囲及び執行手続を明確にし、効率的な意思決定を行う体制を確保する。

(e) 監査役監査の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の独立性に関する事項

監査役が必要と認める場合、監査役の職務を補助すべく独立性を有する使用人を置くことができる。

(f) 監査役への報告に関する体制

イ. 監査役は、定期的または随時、取締役、使用人等からその職務の執行状況等の報告を受ける。

ロ. 内部監査責任者は、内部通報制度の運用状況を確認するとともに、監査役に定期的に報告する。

ハ. 内部通報制度に基づく通報または監査役に対する職務の執行状況等の報告を行ったことを理由として、当社の取締役及び使用人に対する不利な取り扱いは行われない。

(g) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、必要と認める重要な会議に出席する。

ロ. 監査役は、内部監査部門に対して、連携を通じた指導を行うほか、必要に応じて指示することができる。

ハ. 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。

ニ. 監査役は、会計監査人及び内部監査部門から定期的に各々が実施した監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

ホ. 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

b リスク管理体制の整備状況

当社は、持続的な成長を確保するために「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」を定めており、リスクの分析や予防対策の検討などを進めるほか、必要に応じて役職員に対する研修の実施、マニュアルの制定などを行っております。また、法務上の問題については、弁護士等と顧問契約を締結し、必要に応じて助言及び指導等を受け、適切な対応を行なえる体制となっております。

c 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、取締役会の決議によって会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される

役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

d 責任限定契約の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

e 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、取締役及び監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「本保険契約」という。）を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（但し、本保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を本保険契約により填補することとしております。

なお、本保険契約の保険料は全額当社が負担しております。本保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

f 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨定款に定めております。

g 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

h 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の要件を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性7名 女性1名(役員のうち女性の比率12.5%)

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-----------------------|--------|-------------|--|-------|--------------|
| 代表取締役 社長 | 佐藤 淳 | 1985年7月16日 | 2008年12月 株式会社リップル 代表取締役 就任 2010年3月 株式会社デコラボ 代表取締役 就任 2013年8月 オイシックス株式会社 (現 オイシックス・ラ・大地株式会社) 入社 2018年5月 当社 設立 代表取締役社長 就任 (現任) 2021年9月 一般財団法人犬猫生活福祉財団 設立 代表理事 就任 (現任) | (注) 3 | 926,000 |
| 取締役兼 マーケティング部 長 | 近藤 誠人 | 1994年8月27日 | 2017年4月 株式会社VOYAGE GROUP (現 株式会社CARTA HOLDINGS) 入社 2020年3月 当社 入社 2020年6月 当社 取締役兼マーケティング部長 就任 (現任) | (注) 3 | 58,000 |
| 取締役兼 管理部長 | 岩見 真人 | 1980年10月20日 | 2006年10月 ニッシン債権回収株式会社 (現 ブルーホライズン債権回収株式会社) 入社 2013年10月 株式会社エヌリンクス (現 株式会社コレックホールディングス) 入社 管理部長 就任 2021年3月 同社 執行役員兼管理部長 就任 2022年1月 当社 入社 管理部長 就任 2022年7月 当社 取締役兼管理部長 就任 (現任) | (注) 3 | — |
| 取締役 | 濱道 佐和子 | 1992年3月17日 | 2014年4月 ポストン・コンサルティング・グループ合同会社 入社 2017年7月 Google Japan (グーグル合同会社) 入社 2018年10月 Google UK Limited 転籍 2020年4月 株式会社スタートトゥデイ 入社 (現任) 2021年3月 mederi株式会社 取締役 就任 2021年9月 当社 取締役 就任 (現任) 2021年11月 きょうの日本酒株式会社設立 代表取締役 就任 (現任) 2022年3月 GROOVE X株式会社 取締役 就任 (現任) 2024年4月 合同会社HI 代表社員 就任 (現任) 2025年8月 株式会社VVV 取締役 就任 (現任) | (注) 3 | — |
| 取締役 | 西井 敏恭 | 1975年5月24日 | 2000年5月 株式会社ワイズ 入社 2003年10月 株式会社オズ・インターナショナル 入社 2006年1月 株式会社Blau 入社 2007年4月 株式会社ドクターシーラボ 入社 2014年7月 オイシックス株式会社 (現 オイシックス・ラ・大地株式会社) 入社 執行役員 CMT(Chief Marketing Technologist) 就任 2014年7月 株式会社warmth 代表取締役 就任 2016年2月 株式会社シンクロ 代表取締役 就任 (現任) 2017年10月 株式会社メディアシーク 監査役 就任 2019年5月 鎌倉インターナショナル株式会社 取締役CDO 就任 (現任) 2019年6月 特定非営利活動法人ジャパンハート 理事就任 (現任) 2019年11月 GROOVE X株式会社 取締役CMO 就任 2020年8月 株式会社カラーニング (現 株式会社グロースX) 取締役CMO 就任 (現任) 2021年3月 FabricTOKYO株式会社 社外取締役 就任 (現任) 2021年4月 オイシックス・ラ・大地株式会社 専門役員CMT (Chief Marketing Technologist) 就任 (現任) 2022年7月 株式会社NTTドコモ コンシューママーケティング部 シニアマーケティングディレクター 就任 2024年10月 同社 マーケティング戦略部 サービスマーケティング室 シニアマーケティングディレクター 就任 2025年4月 当社 取締役 就任 (現任) 2025年7月 株式会社NTTドコモ コンシューマサービスカンパニー マーケティング推進部 シニアマーケティングディレクター 就任 (現任) | (注) 3 | — |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------|--------|--------------|---|-------|--------------|
| 常勤監査役 | 内田 潤 | 1949年10月 8 日 | 1972年 4月 日商岩井株式会社 (現 双日株式会社) 入社 2000年10月 アイ・ティー・エックス株式会社(日商岩井株式会社の子会社) 転籍 2001年 6月 株式会社エヌジーシー (アイ・ティー・エックス株式会社の子会社) 代表取締役社長 就任 2003年 7月 ITXイー・グローバレッジ株式会社 監査役 就任 2006年 1月 ニスコム株式会社 入社 2010年10月 株式会社ダンネット 入社 2014年 4月 株式会社東京リーガルマインド 入社 2015年 1月 株式会社マネジメントソリューションズ 監査役 就任 2015年11月 元嵩管理顧問股份有限公司 監察人 就任 2015年11月 株式会社ProEver 監査役 就任 2016年 9月 株式会社キタゾエアンドカンパニー 監査役 就任 2018年11月 麦嵩隆管理咨询(上海)有限公司 監事 就任 2023年 2月 当社 監査役 就任 (現任) | (注) 4 | — |
| 監査役 | 長谷川 雄史 | 1985年 5月 18日 | 2009年 3月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2013年 3月 公認会計士 登録 2013年11月 株式会社AGSコンサルティング 入社 2017年 5月 長谷川雄史公認会計士事務所 設立 (現 長谷川雄史公認会計士・税理士事務所) 代表 就任 (現任) 2017年 7月 株式会社h.a.o (現 株式会社haoアドバイザリー) 設立 代表取締役 就任 2018年 6月 株式会社テンダ 社外監査役 就任 2018年11月 ゼロス監査法人 (現ゼロス有限責任監査法人) パートナー 就任 2019年 1月 株式会社h.a.o (現 株式会社haoアドバイザリー) 代表取締役 辞任、取締役 就任 2019年 2月 株式会社匠堂 社外監査役 就任 2019年 7月 株式会社h.a.o (現 株式会社haoアドバイザリー) 代表取締役 就任 (現任) 2024年 1月 税理士 登録 2024年 4月 当社 監査役 就任 (現任) 2024年12月 株式会社リバルテ 取締役 就任 (現任) 2025年 8月 株式会社テンダ 社外監査役 退任、社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任) | (注) 4 | — |
| 監査役 | 宇田川 敦史 | 1985年 6月 30日 | 2014年4月 SMBC日興証券株式会社 入社 2016年6月 弁護士 登録 (第二東京弁護士会) 2016年6月 高井総合法律事務所 入所 2016年6月 明治大学法制研究所所属 指導員 (現任) 2019年2月 桜橋法律事務所 (現 桜大橋法律事務所) 設立 代表 就任 2021年4月 SENSY株式会社 入社 2023年4月 社会福祉法人すずらん 評議員 就任 (現任) 2023年9月 NOT A HOTEL株式会社 入社 (現任) 2024年10月 当社 監査役 就任 (現任) 2024年12月 桜大橋法律事務所 共同代表 就任 (現任) | (注) 4 | — |
| 計 | | | | | 984,000 |

- (注) 1. 取締役濱道佐和子及び西井敏恭は、社外取締役であります。
2. 監査役内田潤、長谷川雄史及び宇田川敦史は、社外監査役であります。
3. 2025年12月23日開催の臨時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 2025年12月23日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社は、2025年1月31日付で株式1株につき10株の割合で株式分割を、2026年1月1日付で株式1株につき200株の割合で株式分割をおこなっており、上記「所有株式数」は、当該株式分割後の「所有株式数」を記載しております。

6. 当社は、意思決定の迅速化及び経営責任を明確にするため、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

| 役名 | 氏名 |
|---------------------|--------|
| 執行役員兼CS／運用部長 | 坂本 賢 |
| 執行役員兼マーケティング部マネージャー | 相馬 弘太郎 |
| 執行役員兼CRM／商品開発部長 | 塩澤 美和 |

② 社外役員の状況

当社では、社外取締役2名及び社外監査役3名を選任しております。

当社は、社外取締役には、独立した立場からの監督・助言機能を求め、社外監査役には、取締役の影響を受けず業務執行を客観的に監査することを求めています。

社外取締役濱道佐和子氏は、コンサルティング会社等での経験により、経営全般について独立した立場から適切に助言・提言いただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。

なお、同氏は株式会社スタートトゥデイの社員として、大株主である株式会社前澤ファンドの運営に携わっております。また、当社の新株予約権を137個保有しておりますが、それ以外に当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役西井敏恭氏は、長年にわたりマーケティング会社の代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般について独立した立場から適切に助言・提言いただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

なお、同氏は株式会社シクロの代表取締役であり、同社は当社の株主であります。それ以外に当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役内田潤氏は、監査役としての専門知識と豊富な業務経験を有しており、客観的な立場から監査を行うことができることを期待し、社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。なお、当社と同氏との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役長谷川雄史氏は、公認会計士として会計・税務に関する専門知識と豊富な業務経験に基づき客観的な立場から監査を行うことができることを期待し、社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。なお、当社と同氏との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役宇田川敦史氏は、弁護士として法律に関する専門知識と豊富な業務経験に基づき客観的な立場から監査を行うことができることを期待し、社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。なお、当社と同氏との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し、決議事項に関する審議や決定に参加するほか、他の取締役の業務執行報告に関しての監督等を行っております。また、監査役監査、内部監査と連携をとりながら、適宜、情報交換・意見交換を行っております。

社外監査役は、取締役会及び監査役会において、専門知識及び豊富な経験に基づき意見・提言を行っております。また、常勤監査役は、取締役や社内様々な部門に対してヒアリングを行うことや、他の監査役からの報告をまとめ、適正な内部統制に関する指摘・指導を行っております。また、会計監査人及び内部監査人とは、定期的にミーティングを実施し、三者間の意見交換を行うこと等により、業務の適正性の確保に努めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

監査役は常勤監査役1名、非常勤社外監査役2名の3名体制であり、監査役会で決議された監査計画に基づき、取締役会への出席に加えて、常勤監査役を中心としたその他重要会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、取締役の業務執行状況の調査等により監査を実施しております。

また、原則として月1回監査役会を開催し、監査役監査計画及び監査スケジュールの策定、監査内容及び監査結果等を共有しております。

なお、常勤監査役の内田潤氏は、管理業務等の幅広い業務実績と豊富な職務経験を有しており、社外監査役の長谷川雄史氏は、公認会計士としての専門知識と豊富な業務経験及び他社の企業経営に携わるなど幅広い知見を有しており、社外監査役の宇田川敦史氏は、弁護士としての専門知識と豊富な業務経験及び法務の面で高い知見を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

| 氏名 | 開催回数 | 出席回数 |
|--------|------|------|
| 内田 潤 | 7回 | 7回 |
| 長谷川 雄史 | 7回 | 7回 |
| 宇田川 敦史 | 7回 | 7回 |

監査役会の具体的な検討事項として、監査の方針、監査計画、監査報告、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法・結果の相当性及び取締役の職務執行の適法性・経営判断の妥当性について検討しております。

常勤監査役の活動として、必要に応じ取締役及び各部門責任者との面談を実施しており、各取締役及び責任者と意見交換を行うことなどにより社内の情報収集に努め、内部統制システムの構築・運用の状況を監視・検証するとともに、各監査役間における情報の共有及び意思の疎通を図っております。

また、監査役及び内部監査責任者並びに会計監査人との間で、監査結果報告を行い、三様監査として相互連携できる場を原則四半期ごとに設けております。その他、必要に応じて意見交換を行い、三者間での情報共有を適宜図ることで、監査機能の有効性・効率性を高めております。

② 内部監査の状況

当社は、代表取締役社長に直属の内部監査責任者1名を置いています。内部監査責任者は専任とし、これを補佐する管理部の担当者1名とともに、年間の内部監査計画をもとに、業務執行部門から独立した立場から、当社の業務執行全般について各拠点における補助者のサポートを得て内部監査を実施しております。

具体的な手続として、当社が定める内部監査規程に基づき、前事業年度の内部監査の結果及び内部監査実施中に発見された事項等を踏まえ、内部監査計画を策定し、代表取締役の承認を得たうえで、内部監査責任者が当社における適正な職務執行の状況、法令及び定款並びに社内規程等の遵守、会社資産の保全、財務情報の適正性の把握並びに適正な職場環境の維持等の監査を実施しております。

内部監査終了後、内部監査責任者は、監査報告書を作成し、代表取締役に提出し、その内容を報告しております。また同時に、内部監査責任者は監査役にもその写しを提出し、その内容を報告しております。

内部監査実施中に発見された指摘事項等について、内部監査責任者は、その改善状況についてフォローアップ監査を実施し、この結果についても、代表取締役に提出し、その内容を報告しております。また同時に、内部監査責任者は監査役にもフォローアップ監査の結果の写しを提出し、その内容を報告し、適正な業務運営の維持・向上を図っております。なお、取締役会へは直接報告しておりません。

内部監査人は、監査役と定期的な会合を行い、相互の情報交換や意見交換などを行うことで、監査の有効性・効率性を高めております。また、内部監査人は、監査役、会計監査人と定期的に三様監査ミーティングを行い、それぞれの監査計画や監査の実行状況等の情報交換や意見交換などを行うことで、監査の有効性・効率性を高めております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

○ A G 監査法人

b 継続監査期間

4年間

c 業務を執行した公認会計士

指定社員業務執行社員 今井 基喜

指定社員業務執行社員 田中 莊治

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名 その他 4名

e 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定について、品質管理体制、独立性、法令遵守状況、専門性、職務遂行状況、報酬水準の妥当性等を総合的に検討し、判断することとしております。これらの観点から、当社監査役会において O A G 監査法人の品質管理体制、独立性・専門性を評価し、また、監査日数・監査期間及び監査報酬等を総合的に勘案した結果、同法人が会計監査人として適任であると判断して選定を行っております。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、O A G 監査法人に対して、公益社団法人日本監査役協会の「会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権行使に関する監査役への対応指針」並びに「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務遂行状況等の観点から、O A G 監査法人に対する評価を行った結果、同法人による会計監査は適格であると判断しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

| 最近事業年度の前事業年度 | | 最近事業年度 | |
|------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) |
| 9,000 | — | 12,500 | — |

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりませんが、当社の会社規模、特性に基づいた、監査公認会計士等の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討の上、監査役会の同意を得たうえで決定することとしております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、また監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠を確認のうえ審議した結果、当社の会計監査人に対する監査報酬等について適切と判断し、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、会社法第399条第1項の同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役報酬規程を定めており、役員報酬の決定は、業績、業種や規模等に応じてベンチマークする他社の水準、経営内容・経営環境とのバランス等を考慮して、各取締役の役位、業績貢献、管掌範囲、在籍期間に応じ、取締役会の決議により決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2025年4月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その内容は次のとおりです。

1. 報酬体系

当社の取締役の報酬は、原則として固定報酬のみで構成しております。ただし、会社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬等として新株予約権を付与することがあります。なお、将来的には、業績目標の達成度合いに応じて支給額が変動する業績連動報酬の導入も検討してまいります。

2. 報酬等の額の決定に関する基本方針

取締役の報酬等の額は、以下の要素を総合的に勘案して決定しております。

役位・職責…代表取締役、取締役、監査役等の役割と責任に応じた報酬水準としております。

職務内容・責任範囲…業務の難易度、責任の重さ等を考慮しております。

貢献度…会社の業績への貢献度を考慮しております。

経験・能力…業務遂行に必要な経験、知識、スキル等を考慮しております。

在任期間…長年の貢献に対して適切に報いることを重視しております。

同業他社の報酬水準…優秀な人材を確保・維持できる水準を維持することを目的としております。

経済状況…マクロ経済の動向を踏まえております。

3. 固定報酬の決定方法

代表取締役社長が、各取締役の役職、責任、貢献度、会社の業績、同業他社の水準等を総合的に勘案して、固定報酬の案を作成し、その後、取締役会にて、代表取締役社長の案に基づき、各取締役の固定報酬の額を審議・決定しております。なお、社外取締役の固定報酬は、その独立性及び専門性を考慮し、適切な水準としております。

4. 固定限度額

取締役の報酬限度額は、2022年7月22日開催の第4期定時株主総会の決議により、年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）としております。なお、各取締役の固定報酬の額は、上記報酬限度額の範囲内で決定しております。

5. 報酬額の決定プロセス

取締役報酬案については、代表取締役社長が、本決定方針に基づき各取締役の報酬等の案を作成し、その後、取締役会は、代表取締役社長の案に基づき、各取締役の報酬等の額を審議・決定しております。なお、その際に、社外取締役の意見を尊重することとしております。

最近事業年度における当社の取締役の報酬等の額の決定においては、当社取締役会は、取締役の個人別の報酬等の原案について検討を行い、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の監査役の報酬は固定報酬を基本としており、監査役の報酬の額は、株主総会により承認された報酬限度

額の範囲内で、監査役の協議にて決定しております。

なお、監査役の報酬限度額は、2024年10月31日開催の臨時株主総会において年額7百万円以内と決議されております。同決議時の当該定めに係る監査役は3名となっております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|--------------------|----------------|----------------|--------|-------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動報酬 | 退職慰労金 | |
| 取締役 (社外取締役を除く。) | 33,600 | 33,600 | — | — | 3 |
| 監査役 (社外監査役を除く。) | — | — | — | — | — |
| 社外役員 | 5,500 | 5,500 | — | — | 4 |

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有しておりません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び中間財務諸表並びに四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表規則」に基づいて作成しております。

なお、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。

(3) 当社の第3四半期会計期間(2025年11月1日から2026年1月31日まで)及び第3四半期累計期間(2025年5月1日から2026年1月31日まで)に係る四半期財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般的に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて作成しております。

2 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2023年5月1日から2024年4月30日まで)及び当事業年度(2024年5月1日から2025年4月30日まで)の財務諸表について、OAG監査法人の監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2025年5月1日から2025年10月31日まで)に係る中間財務諸表について、OAG監査法人の期中レビューを受けております。

(3) 当社は、第3四半期会計期間(2025年11月1日から2026年1月31日まで)及び第3四半期累計期間(2025年5月1日から2026年1月31日まで)に係る四半期財務諸表について、OAG監査法人の期中レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに四半期連結財務諸表を作成していません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、必要に応じて監査法人との協議を実施し、その他会計専門家からの情報共有、財務・会計専門情報誌の定期購読などを通じて積極的な情報収集活動に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2024年4月30日) | 当事業年度 (2025年4月30日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 101,895 | 243,441 |
| 売掛金 | 130,067 | 218,467 |
| 商品及び製品 | 131,423 | 110,505 |
| 仕掛品 | 19,303 | 11,909 |
| 原材料及び貯蔵品 | 7,042 | 7,075 |
| 前渡金 | 21,894 | 31,339 |
| 前払費用 | 4,675 | 8,406 |
| 前払金 | — | 88,770 |
| 未取還付法人税等 | 2,236 | 12 |
| その他 | 363 | 1,796 |
| 流動資産合計 | 418,902 | 721,724 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物附属設備 | 78 | 4,949 |
| 減価償却累計額 | △78 | △751 |
| 建物附属設備（純額） | 0 | 4,198 |
| 工具、器具及び備品 | 70 | 1,051 |
| 減価償却累計額 | △70 | △221 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 0 | 830 |
| 有形固定資産合計 | 0 | 5,028 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | — | 22,872 |
| ソフトウェア | 0 | 0 |
| 無形固定資産合計 | 0 | 22,872 |
| 投資その他の資産 | | |
| 敷金及び保証金 | 2,817 | 5,873 |
| 繰延税金資産 | — | 120,468 |
| その他 | 10 | 1,664 |
| 投資その他の資産合計 | 2,827 | 128,006 |
| 固定資産合計 | 2,827 | 155,907 |
| 資産合計 | 421,729 | 877,631 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2024年4月30日) | 当事業年度 (2025年4月30日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 31,069 | 64,267 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 18,480 | 62,182 |
| 未払金 | 121,898 | 181,905 |
| 未払費用 | 20,463 | 31,227 |
| 未払法人税等 | 290 | 516 |
| 未払消費税等 | 35,550 | 65,336 |
| その他 | 4,854 | 2,094 |
| 流動負債合計 | 232,606 | 407,531 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 34,050 | 107,416 |
| 固定負債合計 | 34,050 | 107,416 |
| 負債合計 | 266,656 | 514,947 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 99,000 | 99,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 99,285 | 99,285 |
| 資本剰余金合計 | 99,285 | 99,285 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | △43,212 | 164,398 |
| 利益剰余金合計 | △43,212 | 164,398 |
| 株主資本合計 | 155,072 | 362,684 |
| 純資産合計 | 155,072 | 362,684 |
| 負債純資産合計 | 421,729 | 877,631 |

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間
(2025年10月31日)

| | |
|---------------|-----------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 現金及び預金 | 428,263 |
| 売掛金 | 249,935 |
| 商品及び製品 | 178,731 |
| 仕掛品 | 10,386 |
| 原材料及び貯蔵品 | 10,491 |
| その他 | 44,852 |
| 流動資産合計 | 922,660 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | 12,407 |
| 無形固定資産 | |
| のれん | 84,279 |
| その他 | 2,380 |
| 無形固定資産合計 | 86,659 |
| 投資その他の資産 | |
| 繰延税金資産 | 103,687 |
| その他 | 13,069 |
| 投資その他の資産合計 | 116,756 |
| 固定資産合計 | 215,824 |
| 資産合計 | 1,138,484 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 買掛金 | 97,968 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 27,202 |
| リース債務 | 1,570 |
| 未払金 | 248,393 |
| 未払費用 | 41,517 |
| 未払法人税等 | 589 |
| 未払消費税等 | 40,034 |
| その他 | 3,104 |
| 流動負債合計 | 460,382 |
| 固定負債 | |
| 長期借入金 | 55,580 |
| 長期リース債務 | 7,128 |
| 固定負債合計 | 62,708 |
| 負債合計 | 523,090 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 99,000 |
| 資本剰余金 | 99,285 |
| 利益剰余金 | 417,109 |
| 株主資本合計 | 615,394 |
| 純資産合計 | 615,394 |
| 負債純資産合計 | 1,138,484 |

② 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2023年 5月 1日 至 2024年 4月 30日) | 当事業年度 (自 2024年 5月 1日 至 2025年 4月 30日) |
|-----------------------|--|--|
| 売上高 | 1,791,774 | 2,901,938 |
| 売上原価 | 555,734 | 865,516 |
| 売上総利益 | 1,236,040 | 2,036,422 |
| 販売費及び一般管理費 | ※1、2 1,275,440 | ※1、2 1,944,095 |
| 営業利益又は営業損失(△) | △39,400 | 92,327 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 0 | 83 |
| その他 | 2,787 | 4,873 |
| 営業外収益合計 | 2,788 | 4,956 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 74 | 3,286 |
| 支払手数料 | 3,744 | 2,683 |
| その他 | 2,491 | 1,711 |
| 営業外費用合計 | 6,310 | 7,681 |
| 経常利益又は経常損失(△) | △42,922 | 89,601 |
| 税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△) | △42,922 | 89,601 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 290 | 516 |
| 法人税等調整額 | - | △118,526 |
| 法人税等合計 | 290 | △118,009 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) | △43,212 | 207,611 |

【売上原価明細書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自2023年 5月 1日 至2024年 4月 30日) | 当事業年度 (自2024年 5月 1日 至2025年 4月 30日) |
|----------|----------|--|--|
| | | 金額(千円) | 金額(千円) |
| 期首商品等棚卸高 | | 140,665 | 157,769 |
| 当期商品仕入高 | | 572,837 | 837,238 |
| 合計 | | 713,503 | 995,007 |
| 期末商品等棚卸高 | | 157,769 | 129,490 |
| 当期売上原価 | | 555,734 | 865,516 |

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【中間損益計算書】

(単位：千円)

| | 当中間会計期間 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日) |
|--------------|---|
| 売上高 | 2,127,643 |
| 売上原価 | 550,408 |
| 売上総利益 | 1,577,235 |
| 販売費及び一般管理費 | ※1 1,303,540 |
| 営業利益 | 273,695 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 334 |
| その他 | 3,356 |
| 営業外収益合計 | 3,690 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 1,872 |
| 支払手数料 | 131 |
| その他 | 0 |
| 営業外費用合計 | 2,003 |
| 経常利益 | 275,382 |
| 税引前中間純利益 | 275,382 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 589 |
| 法人税等調整額 | 22,082 |
| 法人税等合計 | 22,671 |
| 中間純利益 | 252,710 |

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | 純資産合計 |
|----------|----------|----------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | |
| 当期首残高 | 428,600 | 423,600 | — | 423,600 | △653,914 | △653,914 | 198,285 | 198,285 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 減資 | △329,600 | △324,314 | 653,914 | 329,600 | — | — | — | — |
| 欠損填補 | — | — | △653,914 | △653,914 | 653,914 | 653,914 | — | — |
| 当期純損失(△) | — | — | — | — | △43,212 | △43,212 | △43,212 | △43,212 |
| 当期変動額合計 | △329,600 | △324,314 | — | △324,314 | 610,701 | 610,701 | △43,212 | △43,212 |
| 当期末残高 | 99,000 | 99,285 | — | 99,285 | △43,212 | △43,212 | 155,072 | 155,072 |

当事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | 純資産合計 |
|---------|--------|--------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | |
| 当期首残高 | 99,000 | 99,285 | — | 99,285 | △43,212 | △43,212 | 155,072 | 155,072 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 当期純利益 | — | — | — | — | 207,611 | 207,611 | 207,611 | 207,611 |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | 207,611 | 207,611 | 207,611 | 207,611 |
| 当期末残高 | 99,000 | 99,285 | — | 99,285 | 164,398 | 164,398 | 362,684 | 362,684 |

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2023年 5月 1日 至 2024年 4月 30日) | 当事業年度 (自 2024年 5月 1日 至 2025年 4月 30日) |
|-------------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△) | △42,922 | 89,601 |
| 減価償却費 | — | 5,957 |
| 支払利息 | 74 | 3,286 |
| 受取利息 | △0 | △83 |
| 売上債権の増減額 (△は増加) | △13,735 | △87,128 |
| 棚卸資産の増減額 (△は増加) | △17,103 | 28,777 |
| 前渡金の増減額 (△は増加) | 8,964 | △9,445 |
| 前払費用の増減額 (△は増加) | △1,105 | △2,335 |
| 仕入債務の増減額 (△は減少) | 10,769 | 34,108 |
| 未払金の増減額 (△は減少) | 59,596 | 59,215 |
| 未払費用の増減額 (△は減少) | 4,261 | 5,700 |
| 未払消費税等の増減額 (△は減少) | 22,904 | 29,786 |
| その他 | 2,271 | 1,731 |
| 小計 | 33,973 | 159,173 |
| 利息の受取額 | 0 | 83 |
| 利息の支払額 | △68 | △4,687 |
| 法人税等の支払額 | △289 | △302 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 33,615 | 154,266 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 出資金の払込による支出 | △10 | — |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | — | △3,400 |
| 敷金及び保証金の回収による収入 | — | 2,706 |
| 事業譲受による支出 | — | ※2、3 △129,095 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △10 | △129,788 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 長期借入れによる収入 | 50,000 | 150,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | △1,430 | △32,932 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 48,570 | 117,068 |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | 82,175 | 141,545 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 19,719 | 101,895 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | ※1 101,895 | ※1 243,441 |

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | | 当中間会計期間 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日) |
|-------------------------|----|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前中間純利益 | | 275,382 |
| 減価償却費 | | 12,337 |
| 支払利息 | | 1,872 |
| 受取利息 | | △334 |
| 売上債権の増減額 (△は増加) | | △31,468 |
| 棚卸資産の増減額 (△は増加) | | △65,702 |
| 前渡金の増減額 (△は増加) | | 2,142 |
| 前払費用の増減額 (△は増加) | | △7,171 |
| 仕入債務の増減額 (△は減少) | | 33,701 |
| 未払金の増減額 (△は減少) | | 65,073 |
| 未払費用の増減額 (△は減少) | | 10,290 |
| 未払消費税等の増減額 (△は減少) | | △16,277 |
| その他 | | 3,104 |
| 小計 | | 282,950 |
| 利息の受取額 | | 334 |
| 利息の支払額 | | △1,728 |
| 法人税等の支払額又は還付額 (△は支払) | | △555 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | 281,001 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | | △217 |
| 無形固定資産の取得による支出 | | △2,550 |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | | △6,000 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | △8,767 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 長期借入金の返済による支出 | | △86,816 |
| その他 | | △595 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | △87,411 |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | | 184,822 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | | 243,441 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | ※1 | 428,263 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自2023年5月1日 至2024年4月30日)

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 6～15年

工具、器具及び備品 4年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は、ペットフード等の販売を主な事業内容としており、これら商品の販売については、商品の引き渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

また、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから2か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

当事業年度(自2024年5月1日 至2025年4月30日)

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 6～15年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

また、のれんの償却については、その効果の発現する期間を見積り、5年間で均等償却しております。

3 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は、ペットフード等の販売を主な事業内容としており、これら商品の販売については、商品の引き渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

また、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の場合には、出荷時に収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから2か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. のれんの評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|-----|-------|--------|
| のれん | — | 22,872 |

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

企業結合により取得したのれんは、被取得事業の今後の事業活動によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得事業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。

のれんの金額は、被取得事業の事業計画に基づく将来キャッシュ・フロー等の仮定に基づいて、回収可能性を判断した上で計上しております。

これらの仮定について、将来の経済環境の変化等により、実績値が事業計画から大きく乖離した場合に、のれんの減損損失を計上する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|--------|-------|---------|
| 繰延税金資産 | — | 120,468 |

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の金額は、過去の業績及び翌事業年度以降の事業計画を基礎として見積もった将来の課税所得に基づいて、回収可能性を判断し計上しております。

これらの仮定について、税制改正や経営環境の変化により、課税所得の見積りが大きく変動した場合に、繰延税金資産を取崩す可能性があります。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自2023年5月1日 至2024年4月30日)

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年4月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度(自2024年5月1日 至2025年4月30日)

リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年4月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響については、現時点では、評価中であり、ます。

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自2023年5月1日 至2024年4月30日) | 当事業年度 (自2024年5月1日 至2025年4月30日) |
|---------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 広告宣伝費 | 656,717 千円 | 1,019,313 千円 |
| 荷造運賃 | 165,792 " | 205,538 " |
| 支払手数料 | 120,133 " | 179,840 " |
| 給料及び手当 | 105,350 " | 182,829 " |
| 外注費 | 97,525 " | 125,887 " |
| おおよその割合 | | |
| 販売費 | 94.57 % | 93.91 % |
| 一般管理費 | 5.43 " | 6.09 " |

※2 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりです。

| | 前事業年度 (自2023年5月1日 至2024年4月30日) | 当事業年度 (自2024年5月1日 至2025年4月30日) |
|--|--------------------------------------|--------------------------------------|
| | 1,710 千円 | 1,796 千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2023年5月1日 至2024年4月30日)

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|-----------|---------|----|----|--------|
| 普通株式(株) | 572 | — | — | 572 |
| B種優先株式(株) | 412 | — | — | 412 |
| C種優先株式(株) | 75 | — | — | 75 |
| D種優先株式(株) | 30 | — | — | 30 |
| E種優先株式(株) | 54 | — | — | 54 |
| 合計 | 1,143 | — | — | 1,143 |

2 新株予約権等に関する事項

| 内訳 | 目的となる 株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | | | | 当事業 年度末残高 (千円) |
|------------------------|----------------|--------------|----|----|--------|----------------------|
| | | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 | |
| 第1回ストック・オプションとしての新株予約権 | — | — | — | — | — | |
| 合計 | | — | — | — | — | |

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自2024年5月1日 至2025年4月30日)

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|-----------|---------|--------|----|--------|
| 普通株式(株) | 572 | 5,148 | — | 5,720 |
| B種優先株式(株) | 412 | 3,708 | — | 4,120 |
| C種優先株式(株) | 75 | 675 | — | 750 |
| D種優先株式(株) | 30 | 270 | — | 300 |
| E種優先株式(株) | 54 | 486 | — | 540 |
| 合計 | 1,143 | 10,287 | — | 11,430 |

当社は、2025年1月31日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っております。発行済株式の増加株式数は、当該株式分割によるものであります。

2 新株予約権等に関する事項

| 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度末残高(千円) |
|------------------------|------------|--------------|----|----|--------|--------------|
| | | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 | |
| 第1回ストック・オプションとしての新株予約権 | — | — | — | — | — | — |
| 第2回ストック・オプションとしての新株予約権 | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | | — | — | — | — | — |

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自2023年5月1日 至2024年4月30日) | 当事業年度 (自2024年5月1日 至2025年4月30日) |
|-----------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 現金及び預金 | 101,895千円 | 243,441千円 |
| 現金及び現金同等物 | 101,895千円 | 243,441千円 |

※2 現金及び現金同等物を対価とする事業の譲受にかかる資産及び負債の主な内訳

現金及び現金同等物を対価とする事業の譲受にかかる資産及び負債の主な内訳につきましては、「注記事項(企業結合等関係)」に記載しております。

※3 当事業年度の事業譲受による支出 △129,095千円は、重要な後発事象に記載の有限会社益田ペットクリニックを譲り受けるために支払った前払金を含みます。

(金融商品関係)

前事業年度(自2023年5月1日 至2024年4月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については一時的な余剰資金を安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については増資、金融機関からの借入等による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、全て1年以内の支払期日であります。営業債務は、流動性リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で3年であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの期日及び残高を管理するとともに、与信管理規程に基づき、定期的に与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

敷金及び保証金については、契約締結に際し、差入先の信用状況を把握することにより信用リスクを管理しています。

② 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、管理部において資金繰り計画を作成し、適時に更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 敷金及び保証金 | 2,817 | 2,815 | △2 |
| 資産計 | 2,817 | 2,815 | △2 |
| (1) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む） | 52,530 | 52,478 | △51 |
| 負債計 | 52,530 | 52,478 | △51 |

(※) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収還付法人税等」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 101,895 | — | — | — |
| 売掛金 | 130,067 | — | — | — |
| 合計 | 231,962 | — | — | — |

(※) 敷金及び保証金については、償還期日を明確に把握できないため、上記の償還予定額に含めておりません。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|------------------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む） | 18,480 | 18,370 | 15,680 | — | — | — |
| 合計 | 18,480 | 18,370 | 15,680 | — | — | — |

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分 | 時価 (千円) | | | |
|-------------------------|---------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 敷金及び保証金 | — | 2,815 | — | 2,815 |
| 資産計 | — | 2,815 | — | 2,815 |
| 長期借入金 (1年以内に返済予定のものを含む) | — | 52,478 | — | 52,478 |
| 負債計 | — | 52,478 | — | 52,478 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを合理的に見積もった返還予定時期に基づき、当該期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度(自2024年5月1日 至2025年4月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については一時的な余剰資金を安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については増資、金融機関からの借入等による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、全て1年以内の支払期日であります。営業債務は、流動性リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で5年であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの期日及び残高を管理するとともに、与信管理規程に基づき、定期的に与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

② 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、管理部において資金繰り計画を作成し、適時に更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 敷金及び保証金 | 5,873 | 5,793 | △80 |
| 資産計 | 5,873 | 5,793 | △80 |
| (1) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む） | 169,598 | 168,951 | △646 |
| 負債計 | 169,598 | 168,951 | △646 |

(※) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収還付法人税等」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 243,441 | — | — | — |
| 売掛金 | 218,467 | — | — | — |
| 合計 | 461,908 | — | — | — |

(※) 敷金及び保証金については、償還期日を明確に把握できないため、上記の償還予定額に含めておりません。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|------------------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む） | 62,182 | 59,492 | 29,578 | 9,996 | 8,350 | — |
| 合計 | 62,182 | 59,492 | 29,578 | 9,996 | 8,350 | — |

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分 | 時価 (千円) | | | |
|-------------------------|---------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 敷金及び保証金 | — | 5,793 | — | 5,793 |
| 資産計 | — | 5,793 | — | 5,793 |
| 長期借入金 (1年以内に返済予定のものを含む) | — | 168,951 | — | 168,951 |
| 負債計 | — | 168,951 | — | 168,951 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを合理的に見積もった返還予定時期に基づき、当該期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自2023年5月1日 至2024年4月30日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

2025年1月31日に当社株式1株につき10株、2026年1月1日に当社株式1株につき200株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

| | 第1回新株予約権 (ストック・オプション) |
|-------------------------|---|
| 決議年月日 | 2022年5月16日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 2名 当社従業員 18名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 (注) | 普通株式 154,000 株 |
| 付与日 | 2022年5月17日 |
| 権利確定条件 | 「第4提出会社の状況1. 株式等の状況(2)新株予約権等の状況① [ストックオプション制度の内容]」に記載のとおりであります。 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 2024年5月17日～2032年5月16日 |

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

| | 第1回新株予約権 (ストック・オプション) |
|----------|--------------------------|
| 決議年月日 | 2022年5月16日 |
| 権利確定前(株) | |
| 前事業年度末 | 154,000 |
| 付与 | — |
| 失効 | 16,000 |
| 権利確定 | — |
| 未確定残 | 138,000 |
| 権利確定後(株) | |
| 前事業年度末 | — |
| 権利確定 | — |
| 権利行使 | — |
| 失効 | — |
| 未行使残 | — |

② 単価情報

| | 第1回新株予約権 (ストック・オプション) |
|-------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 2022年5月16日 |
| 権利行使価格(円) | 550 |
| 行使時平均株価(円) | — |
| 付与日における公正な評価単価(円) | — |

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を本源的価値の見積りによっております。なお、当該本源的価値の見積りの基礎となる株式の評価方法は、DCF法(ディスカウント・キャッシュ・フロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

| | |
|---|-----|
| 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 一千円 |
| 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | 一千円 |

当事業年度(自2024年5月1日 至2025年4月30日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

2025年1月31日に当社株式1株につき10株、2026年1月1日に当社株式1株につき200株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

| | 第1回新株予約権 (ストック・オプション) | 第2回新株予約権 (ストック・オプション) |
|-------------------------|---|---|
| 決議年月日 | 2022年5月16日 | 2025年1月15日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 2名 当社従業員 18名 | 当社取締役 3名 当社従業員 36名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 (注) | 普通株式 154,000株 | 普通株式 143,400株 |
| 付与日 | 2022年5月17日 | 2025年2月3日 |
| 権利確定条件 | 「第4提出会社の状況1. 株式等の状況(2)新株予約権等の状況① [ストックオプション制度の内容]」に記載のとおりであります。 | 「第4提出会社の状況1. 株式等の状況(2)新株予約権等の状況① [ストックオプション制度の内容]」に記載のとおりであります。 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 2024年5月17日～2032年5月16日 | 2027年1月16日～2035年1月15日 |

(注)株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

| | 第1回新株予約権 (ストック・オプション) | 第2回新株予約権 (ストック・オプション) |
|----------|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 2022年5月16日 | 2025年1月15日 |
| 権利確定前(株) | | |
| 前事業年度末 | 138,000 | — |
| 付与 | — | 143,400 |
| 失効 | — | 2,000 |
| 権利確定 | — | — |
| 未確定残 | 138,000 | 141,400 |
| 権利確定後(株) | | |
| 前事業年度末 | — | — |
| 権利確定 | — | — |
| 権利行使 | — | — |
| 失効 | — | — |
| 未行使残 | — | — |

② 単価情報

| | 第1回新株予約権 (ストック・オプション) | 第2回新株予約権 (ストック・オプション) |
|-------------------|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 2022年5月16日 | 2025年1月15日 |
| 権利行使価格(円) | 550 | 750 |
| 行使時平均株価(円) | — | — |
| 付与日における公正な評価単価(円) | — | — |

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を本源的価値の見積りによっております。なお、当該本源的価値の見積りの基礎となる株式の評価方法は、DCF法(ディスカウント・キャッシュ・フロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

| | |
|---|----------|
| 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 23,352千円 |
| 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | —千円 |

(税効果会計関係)

前事業年度(2024年4月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|--------------------------|------------|
| 税務上の繰越欠損金 (注) 2 | 232,474千円 |
| 減価償却超過額 | 1,810 " |
| 資産除去債務 | 553 " |
| 繰延税金資産小計 | 234,838千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2 | △232,474 " |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △1,589 " |
| 評価性引当額小計 (注) 1 | △234,064 " |
| 繰延税金資産合計 | 773千円 |

繰延税金負債

| | |
|-----------|--------|
| 未収還付事業税 | △773千円 |
| 繰延税金負債合計 | △773千円 |
| 繰延税金資産の純額 | — 千円 |

(注) 1. 評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加であります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 | 合計 |
|-------------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|----------|----------|
| 税務上の繰越 欠損金(※1) | — | — | — | — | — | 232,474 | 232,474 |
| 評価性引当額 | — | — | — | — | — | △232,474 | △232,474 |
| 繰延税金資産 | — | — | — | — | — | — | — |

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度(2025年4月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|--------------------------|-----------|
| 税務上の繰越欠損金 (注) 2 | 196,825千円 |
| 減価償却超過額 | 1,734 " |
| 資産除去債務 | 733 " |
| 資産調整勘定 | 8,074 " |
| その他 | 480 " |
| 繰延税金資産小計 | 207,848千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2 | △79,635 " |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △7,745 " |
| 評価性引当額小計 (注) 1 | △87,380 " |
| 繰延税金資産合計 | 120,468千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 120,468千円 |

(注) 1. 評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少であります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 | 合計 |
|---------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|---------|
| 税務上の繰越欠損金(※1) | — | — | — | — | — | 196,825 | 196,825 |
| 評価性引当額 | — | — | — | — | — | △79,635 | △79,635 |
| 繰延税金資産 | — | — | — | — | — | 117,190 | 117,190 |

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金196,825千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産117,190千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | |
|--------------------|----------|
| 法定実効税率 | 34.59% |
| (調整) | |
| 寄付金等永久に損金に算入されない項目 | 6.57% |
| 住民税均等割等 | 0.58% |
| のれん償却額 | 1.98% |
| 評価性引当額の増減 | △176.86% |
| その他 | 1.44% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | △131.70% |

(企業結合等関係)

前事業年度(自2023年5月1日 至2024年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自2024年5月1日 至2025年4月30日)

(事業譲受)

当社は、2024年6月17日開催の取締役会において、Inu to Town株式会社のトリミングサロン事業を譲り受けることを決議し、2024年6月19日付で事業譲渡契約を締結いたしました。

1. 事業譲受の概要

(1) 譲受先企業の名称及び事業の内容

譲受先企業の名称 Inu to Town株式会社

事業の内容 トリミングサロンの運営

(2) 事業譲受を行った主な理由

当社およびInu to Town双方の顧客へのサービスの紹介等による相乗効果が見込まれ、当社としては、プラットフォームとして顧客情報に基づいた最適なサービス及び商品を提供することで、新たな体験価値の創出が可能であると判断いたしました。また、トリミングサロン運営に関するノウハウを基に、更なる事業展開が可能であると考え、本事業の譲受を決定いたしました。

(3) 事業譲受日 2024年6月1日

(4) 事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(5) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価として事業を譲受けたことによりです。

2. 財務諸表に含まれる取得した事業の業績の期間

2024年6月1日から2025年4月30日まで

3. 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

| | |
|-----------|----------|
| 取得の対価(現金) | 30,000千円 |
| 取得原価 | 30,000千円 |

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 1,900千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額 28,007千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって、期待される将来の超過収益力から発生したものです。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 事業譲受日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

| | |
|------|----------|
| 流動資産 | 8,346千円 |
| 資産合計 | 18,084千円 |
| 負債合計 | 16,680千円 |

7. 事業譲受が事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当事業年度における概算額の算定が困難であるため、記載していません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ペット関連事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を、サービス区分別に分解した情報は以下のとおりであります。

前事業年度(自2023年5月1日 至2024年4月30日)

| | (単位：千円) |
|---------------|-----------|
| | ペット関連事業 |
| 自社E C | 1,726,935 |
| 他社E C | 59,668 |
| 卸販売 | 3,642 |
| その他 | 1,528 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 1,791,774 |
| その他の収益 | — |
| 外部顧客への売上高 | 1,791,774 |

当事業年度(自2024年5月1日 至2025年4月30日)

| | (単位：千円) |
|---------------|-----------|
| | ペット関連事業 |
| 自社E C | 2,637,267 |
| 他社E C | 202,419 |
| 卸販売 | 9,348 |
| その他 | 52,903 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 2,901,938 |
| その他の収益 | — |
| 外部顧客への売上高 | 2,901,938 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針) 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約残高及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

| | (単位：千円) | |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 前事業年度 (2024年4月30日) | 当事業年度 (2025年4月30日) |
| 顧客との契約から生じた債権(期首残高) | 116,331 | 130,067 |
| 顧客との契約から生じた債権(期末残高) | 130,067 | 218,467 |

顧客との契約から生じた債権は売掛金であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ペット関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(2023年5月1日 至2024年4月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社は、ペット関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

損益計算書の売上高に占める割合が10%を超える顧客がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自2024年5月1日 至2025年4月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社は、ペット関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

損益計算書の売上高に占める割合が10%を超える顧客がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自2023年5月1日 至2024年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自2024年5月1日 至2025年4月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自2023年5月1日 至2024年4月30日)

当社は、ペット関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自2024年5月1日 至2025年4月30日)

当社は、ペット関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自2023年5月1日 至2024年4月30日)

当社は、ペット関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自2024年5月1日 至2025年4月30日)

当社は、ペット関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前事業年度(自2023年5月1日 至2024年4月30日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 (千円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----------------------------|----------------------------|------------|------------------|--------------------------|---------------------------|---------------|-------------------------------|--------------|-----|--------------|
| 役員 主要株 主 | 佐藤 淳 | — | — | 当社 代表取締役 | (被所有) 直接 40.5 | 債務被保証 | 当社不動産 賃借に対する 債務被保証(注)1 | 6,281 | — | — |
| 役員が 代表理事 を務める財 団法人 | 一般財団法人 犬猫生活福祉 財団(注)2 | 東京都 新宿区 | — | 動物の保護 及び譲渡活 動等(注)3 | — | 役員の兼任 | 寄附金の支 出(注)4 | 464 | — | — |
| | | | | | | | 出向者給与 等の立替 (注)5 | 6,494 | — | — |
| | | | | | | | 賃料及び事 務所諸経費 の立替 (注)6 | 3,484 | 立替金 | 39 |

- (注) 1. 当社は事務所の賃貸借契約に対して、代表取締役である佐藤淳より債務保証を受けております。なお、当社不動産賃借に対する債務被保証の取引額は、当事業年度末から事務所の賃貸借期間における支払総額を記載しております。また、保証料の支払いは行っておりません。
2. 一般財団法人犬猫生活福祉財団は、関連当事者には該当しないものの、当社が設立し、当社の代表取締役である佐藤淳が同財団の代表理事を務めていること、同財団の所在地が当社所在地と同一であること等の点を踏まえ、同財団との取引については、関連当事者取引と同等であると判断しております。
3. 一般財団法人 犬猫生活福祉財団は、「収容ゼロ」、「殺処分ゼロ」、「不適切飼育環境ゼロ」という3つのゼロを目標に掲げ、犬猫の命を守り、新しい家族へと引き継ぐ活動を行っております。
4. 一般財団法人 犬猫生活福祉財団への寄付は、取締役会の承認に基づき決定しております。
5. 出向元法人の給与相当額に基づき決定しております。
6. 当社は、一般財団法人 犬猫生活福祉財団と同居に関する契約を締結しており、想定使用人数を基に金額を決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自2024年5月1日 至2025年4月30日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 (千円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------------------|----------------------------|------------|------------------|--------------------------|---------------------------|---------------|-------------------------------|--------------|-----|--------------|
| 役員 | 佐藤 淳 | - | - | 当社 代表取締役 | (被所有) 直接 40.5 | 債務被保証 | 当社不動産 賃借に対する 債務被保証(注)1 | 18,076 | - | - |
| 役員が 代表理事を務める財 団法人 | 一般財団法人 犬猫生活福祉 財団(注)2 | 東京都 新宿区 | - | 動物の保護 及び譲渡活 動等(注)3 | - | - | 寄附金の支 出(注)4 | 16,381 | - | - |
| | | | | | | | 往診クリニ ックの提供 (注)5 | 161 | - | - |
| | | | | | | | 出向者給与 等の立替 (注)6 | 6,412 | - | - |
| | | | | | | | 賃料及び事 務所諸経費 の立替 (注)7 | 476 | 立替金 | 39 |

- (注) 1. 当社は事務所の賃貸借契約に対して、代表取締役である佐藤淳より債務保証を受けております。なお、当社不動産賃借に対する債務被保証の取引額は、当事業年度末から事務所の賃貸借期間における支払総額を記載しております。また、保証料の支払いは行っておりません。
2. 一般財団法人犬猫生活福祉財団は、関連当事者には該当しないものの、当社が設立し、当社の代表取締役である佐藤淳が同財団の代表理事を務めていること、同財団の所在地が当社所在地と同一であること等の点を踏まえ、同財団との取引については、関連当事者取引と同等であると判断しております。
3. 一般財団法人 犬猫生活福祉財団は、「収容ゼロ」、「殺処分ゼロ」、「不適切飼育環境ゼロ」という3つのゼロを目標に掲げ、犬猫の命を守り、新しい家族へと引き継ぐ活動を行っております。
4. 一般財団法人 犬猫生活福祉財団への寄付は、取締役会の承認に基づき決定しております。
5. 往診クリニックの提供価格は、市場の実勢価格を勘案して決定しております。
6. 出向元法人の給与相当額に基づき決定しております。
7. 当社は、一般財団法人 犬猫生活福祉財団と同居に関する契約を締結しており、想定使用人数を基に金額を決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (自2023年5月1日 至2024年4月30日) | 当事業年度 (自2024年5月1日 至2025年4月30日) |
|--------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | △ 293円32銭 | △ 202円50銭 |
| 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) | △ 18円90銭 | 90円82銭 |

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であることから、期中平均株価の把握ができないため、記載しておりません。
3. 当社は、2025年1月31日を効力発生日として、当社株式1株につき10株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。
4. 当社は、2026年1月1日を効力発生日として、当社株式1株につき200株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。
5. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自2023年5月1日 至2024年4月30日) | 当事業年度 (自2024年5月1日 至2025年4月30日) |
|------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 純資産の部の合計額(千円) | 155,072 | 362,684 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(千円) | 825,600 | 825,600 |
| (うちB種優先株式払込金額(千円)) | 423,600 | 423,600 |
| (うちC種優先株式払込金額(千円)) | 165,000 | 165,000 |
| (うちD種優先株式払込金額(千円)) | 75,000 | 75,000 |
| (うちE種優先株式払込金額(千円)) | 162,000 | 162,000 |
| 普通株式に係る期末の純資産額(千円) | △ 670,527 | △ 462,915 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の 数(株) | 2,286,000 | 2,286,000 |

6. 1株当たり当期純利益又は当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自2023年5月1日 至2024年4月30日) | 当事業年度 (自2024年5月1日 至2025年4月30日) |
|---|---|---|
| 当期純利益又は当期純損失(△)(千円) | △43,212 | 207,611 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | — | — |
| 普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(千円) | △43,212 | 207,611 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,286,000 | 2,286,000 |
| (うち普通株式(株)) | 1,144,000 | 1,144,000 |
| (うちB種優先株式(株)) | 824,000 | 824,000 |
| (うちC種優先株式(株)) | 150,000 | 150,000 |
| (うちD種優先株式(株)) | 60,000 | 60,000 |
| (うちE種優先株式(株)) | 108,000 | 108,000 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | 第1回新株予約権690個 なお、新株予約権の概要 は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況① ストック・オプション制 度の内容」に記載のと おりであります。 | 第1回新株予約権690個 第2回新株予約権717個 なお、新株予約権の概要 は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況① ストック・オプション制 度の内容」に記載のと おりであります。 |

(重要な後発事象)

前事業年度 (自2023年5月1日 至2024年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自2024年5月1日 至2025年4月30日)

(事業譲受)

当社は、2025年4月24日開催の取締役会において、有限会社益田ペットクリニックの動物病院事業を譲り受けることを決議し、2025年4月27日付で事業譲渡契約を締結いたしました。

1. 事業譲受の概要

(1) 譲受先企業の名称及び事業の内容

譲受先企業の名称 有限会社益田ペットクリニック

事業の内容 動物病院の運営

(2) 事業譲受を行った主な理由

譲受により、動物病院運営のノウハウの習得と地方における当社ブランドの認知拡大につながり、また、当社HP等で動物病院の運営を広くアピールし、ペット領域の専門家としての顧客からの信頼性の向上に資するものと考えることから、本事業の譲受を決定いたしました。

(3) 事業譲受日 2025年5月1日

(4) 事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(5) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価として事業を譲受けたことによります。

2. 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

| | |
|------------|----------|
| 取得の対価 (現金) | 80,700千円 |
| 取得原価 | 80,700千円 |

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

仲介手数料等 11,230千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額 71,341千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって、期待される将来の超過収益力から発生したものです。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

5. 事業譲受日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

| | |
|------|----------|
| 流動資産 | 4,415千円 |
| 資産合計 | 18,906千円 |
| 負債合計 | 10,503千円 |

(優先株式の取得及び消却)

2025年12月15日付でB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価としてB種優先株主、C種優先株主、D種優先株主及びE種優先株主にB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、当社が取得したB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式について、2025年12月15日開催の定例取締役会決議により、同日付で会社法第178条の規定に基づき、すべて消却しております。

1. 取得及び消却した株式数

| | |
|--------|--------|
| B種優先株式 | 4,120株 |
| C種優先株式 | 750株 |
| D種優先株式 | 300株 |
| E種優先株式 | 540株 |

2. 交換により交付した普通株式数 5,710株

3. 交換後の発行済普通株式数 11,430株

(株式分割)

当社は、2025年12月15日開催の取締役会において、株式分割を決議するとともに、株式分割に伴う定款の一部変更について、2025年12月23日開催の臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

① 分割の方法

2025年12月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する普通株式を、1株につき200株の割合をもって分割しました。

② 分割により増加する株式数

| | | |
|-----------------|---|------------|
| 株式分割前の発行済株式総数 | : | 11,430株 |
| 今回の分割により増加する株式数 | : | 2,274,570株 |
| 株式分割後の発行済株式総数 | : | 2,286,000株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数 | : | 9,144,000株 |

③ 分割の日程

| | | |
|--------|---|-------------|
| 基準日公告日 | : | 2025年12月16日 |
| 基準日 | : | 2025年12月31日 |
| 効力発生日 | : | 2026年1月1日 |

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報)に反映させております。

3. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分)

| 株式分割前の定款 | 変更後 |
|---|--|
| (発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>40,000株とし、このうち15,000株は普通株式、10,000株はB種優先株、5,000株はC種優先株式、5,000株はD種優先株式、5,000株はE種優先株式とする。</u> (新設) (新設) | (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>9,144,000株とする。</u> <u>附則</u> (発行可能株式総数の効力発生日) 第3条 第6条(発行可能株式総数)のうち発行可能株式総数の変更は、 <u>2026年1月1日から効力を生ずるものとする。</u> 2 本条は、 <u>2026年1月1日にこれを削除する。</u> |

(単元株制度の採用)

当社は、2025年12月23日開催の臨時株主総会決議により、2026年1月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

| | 当中間会計期間 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日) |
|--------|---|
| 広告宣伝費 | 687,503千円 |
| 給料及び手当 | 140,156 " |
| 荷造運賃 | 121,488 " |
| 支払手数料 | 121,228 " |
| 外注費 | 82,603 " |

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 当中間会計期間 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日) |
|-----------|---|
| 現金及び預金 | 428,263千円 |
| 現金及び現金同等物 | 428,263千円 |

(株主資本等関係)

当中間会計期間(自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)

株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ペット関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

(事業譲受)

当社は、2025年4月24日開催の取締役会において、有限会社益田ペットクリニックの運営する動物病院「益田ペットクリニック」を譲り受けることを決議し、2025年4月27日付で事業譲渡契約を締結いたしました。

1. 事業譲受の概要

(1) 譲受先企業の名称及び事業の内容

譲受先企業の名称 有限会社益田ペットクリニック

事業の内容 動物病院の運営

(2) 事業譲受を行った主な理由

譲受により、動物病院運営のノウハウの習得と地方における当社ブランドの認知拡大につながり、また、当社HP等で動物病院の運営を広くアピールし、ペット領域の専門家としての顧客からの信頼性の向上に資するものと考えることから、本事業の譲受を決定いたしました。

(3) 事業譲受日 2025年5月1日

(4) 事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(5) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価として事業を譲受けたことによります。

2. 中間損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間

2025年5月1日から2025年10月31日まで

3. 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

| | |
|-----------|----------|
| 取得の対価（現金） | 80,700千円 |
|-----------|----------|

| | |
|------|----------|
| 取得原価 | 80,700千円 |
|------|----------|

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

仲介手数料、アドバイザー費用等 11,230千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額 71,341千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって、期待される将来の超過収益力から発生したものです。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 事業譲受日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

| | |
|------|---------|
| 流動資産 | 4,415千円 |
|------|---------|

| | |
|------|----------|
| 資産合計 | 18,906千円 |
|------|----------|

| | |
|------|----------|
| 負債合計 | 10,503千円 |
|------|----------|

7. 事業譲受が事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当中間会計期間の中間損益計算書に及ぼす

影響の概算額及びその算定方法

当中間会計期間における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ペット関連事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を、サービス区分別に分解した情報は以下のとおりであります。

当中間会計期間(自2025年5月1日 至2025年10月31日)

(単位:千円)

| | 報告セグメント |
|---------------|-----------|
| | ペット関連事業 |
| 自社E C | 1,833,485 |
| 他社E C | 197,461 |
| 卸販売 | 10,766 |
| その他 | 85,929 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 2,127,643 |
| その他の収益 | — |
| 外部顧客への売上高 | 2,127,643 |

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 当中間会計期間 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日) |
|---|---|
| 1株当たり中間純利益 | 110円55銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 中間純利益(千円) | 252,710 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | — |
| 普通株式に係る中間純利益(千円) | 252,710 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,286,000 |
| (うち普通株式(株)) | 1,144,000 |
| (うちB種優先株式(株)) | 824,000 |
| (うちC種優先株式(株)) | 150,000 |
| (うちD種優先株式(株)) | 60,000 |
| (うちE種優先株式(株)) | 108,000 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度から重要な変動があったものの概要 | — |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であることから、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 2026年1月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(優先株式の取得及び消却)

2025年12月15日付でB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価としてB種優先株主、C種優先株主、D種優先株主及びE種優先株主にB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、当社が取得したB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式について、2025年12月15日開催の定例取締役会決議により、同日付で会社法第178条の規定に基づき、すべて消却しております。

1. 取得及び消却した株式数

| | |
|--------|--------|
| B種優先株式 | 4,120株 |
| C種優先株式 | 750株 |
| D種優先株式 | 300株 |
| E種優先株式 | 540株 |

2. 交換により交付した普通株式数 5,710株

3. 交換後の発行済普通株式数 11,430株

(株式分割)

当社は、2025年12月15日開催の取締役会において、株式分割を決議するとともに、株式分割に伴う定款の一部変更について、2025年12月23日開催の臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

① 分割の方法

2025年12月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する普通株式を、1株につき200株の割合をもって分割しました。

② 分割により増加する株式数

| | | |
|-----------------|---|------------|
| 株式分割前の発行済株式総数 | : | 11,430株 |
| 今回の分割により増加する株式数 | : | 2,274,570株 |
| 株式分割後の発行済株式総数 | : | 2,286,000株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数 | : | 9,144,000株 |

③ 分割の日程

| | | |
|--------|---|-------------|
| 基準日公告日 | : | 2025年12月16日 |
| 基準日 | : | 2025年12月31日 |
| 効力発生日 | : | 2026年1月1日 |

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報)に反映させております。

3. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分)

| 株式分割前の定款 | 変更後 |
|--|---|
| <p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>40,000株とし、このうち 15,000株は普通株式、10,000株はB種優先株、5,000株はC種優先株式、5,000株はD種優先株式、5,000株はE種優先株式とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>9,144,000株とする。</u></p> <p>附則</p> <p>(発行可能株式総数の効力発生日)</p> <p>第3条 <u>第6条(発行可能株式総数)のうち発行可能株式総数の変更は、2026年1月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 本条は、2026年1月1日にこれを削除する。</u></p> |

(単元株制度の採用)

当社は、2025年12月23日開催の臨時株主総会決議により、2026年1月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

⑤ 【附属明細表】(2025年4月30日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円) | 当期償却額 (千円) | 差引当期末 残高(千円) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------------------|---------------|-----------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物附属設備 | 78 | 4,870 | — | 4,949 | 751 | 672 | 4,198 |
| 工具、器具及び備品 | 70 | 981 | — | 1,051 | 221 | 150 | 830 |
| 有形固定資産計 | 149 | 5,851 | — | 6,001 | 972 | 823 | 5,028 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| のれん | — | 28,007 | — | 28,007 | 5,134 | 5,134 | 22,872 |
| ソフトウェア | 500 | — | — | 500 | 500 | — | 0 |
| 無形固定資産計 | 500 | 28,007 | — | 28,507 | 5,634 | 5,134 | 22,872 |

(注) 当期増加額には、Inu to Town株式会社からの事業譲受による金額が次のとおり含まれております。

| | |
|-----------|-----------|
| 建物附属設備 | 4,656 千円 |
| 工具、器具及び備品 | 777 千円 |
| のれん | 28,007 千円 |

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-------------------------|---------------|---------------|-------------|--------------------------|
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 18,480 | 62,182 | 2.63 | — |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。) | 34,050 | 107,416 | 2.63 | 2026年5月1日～ 2030年2月28日 |
| 合計 | 52,530 | 169,598 | — | — |

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

| 区分 | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 長期借入金 | 59,492 | 29,578 | 9,996 | 8,350 |

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2025年4月30日現在)

① 現金及び預金

| 区分 | 金額(千円) |
|------|---------|
| 現金 | 1,248 |
| 預金 | |
| 普通預金 | 242,193 |
| 小計 | 242,193 |
| 合計 | 243,441 |

② 売掛金

相手先別内訳

| 相手先 | 金額(千円) |
|--------------------|---------|
| GMOペイメントゲートウェイ株式会社 | 86,963 |
| 株式会社ネットプロテクションズ | 81,064 |
| アマゾンジャパン合同会社 | 34,782 |
| 楽天グループ株式会社 | 5,273 |
| 日本郵便株式会社 | 4,304 |
| その他 | 6,078 |
| 合計 | 218,467 |

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 当期首残高(千円) | 当期発生高(千円) | 当期回収高(千円) | 当期末残高(千円) | 回収率(%) | 滞留期間(日) |
|-----------|-----------|-----------|-----------|----------------------------------|--|
| (A) | (B) | (C) | (D) | $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$ | $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$ |
| 130,067 | 2,215,416 | 2,127,016 | 218,467 | 90.7% | 28.7 |

③ 商品及び製品

| 区分 | 金額(千円) |
|-----------|---------|
| 総合栄養食 | 56,655 |
| サプリ | 41,173 |
| おやつ | 8,556 |
| トッピング・グッズ | 4,119 |
| 合計 | 110,505 |

④ 仕掛品

| 品名 | 金額(千円) |
|---------|--------|
| 総合栄養食原料 | 11,909 |
| 合計 | 11,909 |

⑤ 原材料及び貯蔵品

| 区分 | 金額(千円) |
|--------|--------|
| パッケージ等 | 7,075 |
| 合計 | 7,075 |

⑥ 前払金

| 区分 | 金額(千円) |
|-----------|--------|
| 事業譲受の取得対価 | 88,770 |
| 合計 | 88,770 |

⑦ 繰延税金資産

繰延税金資産は、120,468千円であり、その内容については「1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (税効果会計関係)」に記載しております。

⑧ 買掛金

| 相手先 | 金額(千円) |
|---------------|--------|
| 株式会社ソーシン | 30,931 |
| アイサービス株式会社 | 13,406 |
| アピ株式会社 | 7,771 |
| 株式会社北四国グラビア | 3,971 |
| 株式会社シャンティスタイル | 3,840 |
| その他 | 4,345 |
| 合計 | 64,267 |

⑨ 未払金

| 相手先 | 金額(千円) |
|--------------------|---------|
| 株式会社UPSIDER | 61,611 |
| Google Japan合同会社 | 49,291 |
| 塚本郵便通送株式会社 | 11,387 |
| サンインターネット株式会社 | 9,595 |
| 株式会社日本郵便 | 6,430 |
| GMOペイメントゲートウェイ株式会社 | 3,538 |
| 株式会社ネットプロテクションズ | 3,302 |
| 弁護士法人ネクスパート法律事務所 | 2,387 |
| narrative株式会社 | 2,310 |
| しるし株式会社 | 2,242 |
| 株式会社ZEALS | 2,235 |
| その他 | 27,574 |
| 合計 | 181,905 |

⑩ 未払消費税等

| 区分 | 金額(千円) |
|--------|--------|
| 未払消費税等 | 65,336 |
| 合計 | 65,336 |

⑪ 長期借入金

| 区分 | 金額(千円) |
|--------------|---------|
| 株式会社りそな銀行 | 95,558 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 72,830 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 1,210 |
| 合計 | 169,598 |

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

2026年3月16日開催の取締役会において承認された第8期第3四半期会計期間（2025年11月1日から2026年1月31日まで）及び第8期第3四半期累計期間（2025年5月1日から2026年1月31日まで）の四半期財務諸表は次のとおりであります。

当社は、第8期第3四半期会計期間（2025年11月1日から2026年1月31日まで）及び第8期第3四半期累計期間（2025年5月1日から2026年1月31日まで）に係る四半期財務諸表について、OAG監査法人による期中レビューを受けております。

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

| | 当第3四半期会計期間 (2026年1月31日) |
|------------|----------------------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 現金及び預金 | 423,053 |
| 売掛金 | 312,067 |
| 商品及び製品 | 230,757 |
| 仕掛品 | 7,422 |
| 原材料及び貯蔵品 | 8,953 |
| その他 | 53,564 |
| 流動資産合計 | 1,035,818 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | 10,297 |
| 無形固定資産 | |
| のれん | 79,312 |
| その他 | 2,252 |
| 無形固定資産合計 | 81,564 |
| 投資その他の資産 | |
| 繰延税金資産 | 57,311 |
| その他 | 46,036 |
| 投資その他の資産合計 | 103,348 |
| 固定資産合計 | 195,210 |
| 資産合計 | 1,231,028 |

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2026年1月31日)

| | |
|---------------|-----------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 買掛金 | 103,287 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 26,982 |
| リース債務 | 1,094 |
| 未払金 | 223,471 |
| 未払費用 | 48,074 |
| 未払法人税等 | 883 |
| 未払消費税等 | 62,850 |
| その他 | 5,293 |
| 流動負債合計 | 471,938 |
| 固定負債 | |
| 長期借入金 | 48,917 |
| 長期リース債務 | 7,247 |
| 固定負債合計 | 56,164 |
| 負債合計 | 528,102 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 99,000 |
| 資本剰余金 | 99,285 |
| 利益剰余金 | 504,640 |
| 株主資本合計 | 702,926 |
| 純資産合計 | 702,926 |
| 負債純資産合計 | 1,231,028 |

(2) 四半期損益計算書
(第3四半期累計期間)

(単位：千円)

| | 当第3四半期累計期間 (自2025年5月1日 至2026年1月31日) |
|--------------|---|
| 売上高 | 3,331,739 |
| 売上原価 | 860,533 |
| 売上総利益 | 2,471,205 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,058,929 |
| 営業利益 | 412,275 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 404 |
| その他 | 4,988 |
| 営業外収益合計 | 5,392 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 2,140 |
| 支払手数料 | 2,196 |
| その他 | 0 |
| 営業外費用合計 | 4,337 |
| 経常利益 | 413,331 |
| 特別損失 | |
| 店舗撤退損 | 2,463 |
| 減損損失 | 1,283 |
| 特別損失合計 | 3,747 |
| 税引前四半期純利益 | 409,583 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 883 |
| 法人税等調整額 | 68,458 |
| 法人税等合計 | 69,342 |
| 四半期純利益 | 340,241 |

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

| | 当第3四半期累計期間 (自2025年5月1日 至2026年1月31日) |
|-------|---|
| 減価償却費 | 18,588千円 |

(株主資本等関係)

株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ペット関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 当第3四半期累計期間 (自2025年5月1日 至2026年1月31日) |
|---|---|
| 1株当たり四半期純利益 | 148円84銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 四半期純利益(千円) | 340,241 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | — |
| 普通株式に係る四半期純利益(千円) | 340,241 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,286,000 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要 | — |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であることから、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は、2026年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|--------------|---|
| 事業年度 | 毎年5月1日から翌年4月30日まで |
| 定時株主総会 | 毎事業年度末日から3か月以内 |
| 基準日 | 毎年4月30日 |
| 株券の種類 | — |
| 剰余金の配当の基準日 | 毎年4月30日 毎年10月31日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 株式の名義書換え(注)1 | |
| 取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 |
| 取次所 | 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 |
| 名義書換手数料 | 無料 |
| 新券交付手数料 | — |
| 単元未満株式の買取り | |
| 取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 |
| 取次所 | 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店(注)1 |
| 買取手数料 | 無料 |
| 公告掲載方法 | 当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://inuneko-seikatsu.co.jp/ |
| 株主に対する特典 | なし |

(注) 1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有していません。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

| 移動年月日 | 移動前所有者の氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の提出会社との関係等 | 移動後所有者の氏名又は名称 | 移動後所有者の住所 | 移動後所有者の提出会社との関係等 | 移動株数(株) | 価格(単価)(円) | 移動理由 |
|-------------|---------------|-----------|--------------------|-----------------------------|-----------------|--------------------|---|-----------------------------------|-----------------------|
| 2024年3月25日 | 前澤友作 | 千葉県千葉市稲毛区 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 株式会社前澤ファンド 代表取締役 久住拓寛 | 東京都港区麻布台1丁目3番1号 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | B種優先株式 412,000株 C種優先株式 74,000株 D種優先株式 30,000株 E種優先株式 54,000株 | 597,100,000 (1,047.54) (注)4 | 所有者の事情による |
| 2025年12月15日 | - | - | - | 株式会社前澤ファンド 代表取締役 久住拓寛 | 東京都港区麻布台1丁目3番1号 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | B種優先株式 △824,000株 C種優先株式 △150,000株 D種優先株式 △60,000株 E種優先株式 △108,000株 普通株式 1,142,000株 | - | 優先株式の普通株式への転換 (注)5 |

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所グロースへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第266条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、基準事業年度(「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。)の末日から起算して2年前の日(2023年5月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとしてされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとしてされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
DCF法(ディスカウント・キャッシュ・フロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 2025年12月15日付でB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価としてB種優先株主、C種優先株主、D種優先株主及びE種優先株主にB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、当社が取得したB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式について、2025年12月15日開催の定例取締役会決議により、同日付で会社法第178条の規定に基づき、すべて消却しております。なお、当社は、2025年12月23日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
6. 当社は、2025年1月31日付で株式1株につき10株の割合で株式分割を、2026年1月1日付で株式1株につき200株の割合で株式分割をおこなっており、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

| 項目 | 新株予約権 |
|-------------|---|
| 発行年月日 | 2025年2月3日 |
| 種類 | 第2回新株予約権 (ストック・オプション) |
| 発行数 | 普通株式143,400株 |
| 発行価格 | 1株につき750円 |
| 資本組入額 | 375円 |
| 発行価額の総額 | 107,550,000円 |
| 資本組入額の総額 | 53,775,000円 |
| 発行方法 | 2025年1月15日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。 |
| 保有期間等に関する確約 | (注)2 |

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年4月30日であります。
2. 同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 安定株主及び取引先との関係強化を目的としたもので、発行価格は、DCF法(ディスカウント・キャッシュ・フロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 4. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカウント・キャッシュ・フロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

| | 新株予約権 |
|----------------|--|
| 行使時の払込金額 | 1株につき750円 |
| 行使期間 | 2027年1月16日から 2035年1月15日まで |
| 行使の条件 | 「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |

(注) 退職等により従業員2名2,400株分の権利が喪失しております。

6. 2025年12月15日開催の取締役会決議により、2026年1月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っており、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権

| 取得者の氏名 又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の 職業及び 事業の内容等 | 割当株数 (株) | 価格(単価) (円) | 取得者と 提出会社との関係 |
|----------------|------------|------------------------|-------------|---------------------|----------------------|
| 濱道 佐和子 | 東京都港区 | 会社役員 | 27,400 | 20,550,000 (750) | 特別利害関係者等 (当社の取締役) |
| 近藤 誠人 | 東京都江東区 | 会社役員 | 6,000 | 4,500,000 (750) | 特別利害関係者等 (当社の取締役) |
| 岩見 真人 | 神奈川県川崎市中原区 | 会社役員 | 1,200 | 900,000 (750) | 特別利害関係者等 (当社の取締役) |

(注) 1. 表に含まれてない、当社の使用人である取得者の人数は34名、当該取得者の割当株数は106,400株であります。

2. 2024年12月13日開催の取締役会決議により、2025年1月31日付で株式1株につき10株の割合で株式分割を、2025年12月15日開催の取締役会決議により、2026年1月1日付で株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

| 氏名又は名称 | | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%) |
|------------------------------------|------|----------------------------------|--------------------|--|
| 株式会社前澤ファンド | ※1 | 東京都港区麻布台1丁目3番1号 | 1,142,000 | 44.59 |
| 佐藤 淳 | ※1、2 | 東京都豊島区 | 926,000 | 36.16 |
| 近藤 誠人 | ※1、3 | 東京都江東区 | 88,000 (30,000) | 3.44 (1.17) |
| 株式会社シンクロ | ※1、4 | 東京都渋谷区恵比寿南3-1-1 いちご恵比寿グリーンガラス | 54,000 | 2.11 |
| 岩見 真人 | ※3 | 神奈川県川崎市中原区 | 29,200 (29,200) | 1.14 (1.14) |
| 濱道 佐和子 | ※3 | 東京都港区 | 27,400 (27,400) | 1.07 (1.07) |
| 堤 祐輔 | ※1 | 東京都世田谷区 | 20,000 | 0.78 |
| — | ※5 | — | 16,400 (16,400) | 0.64 (0.64) |
| — | ※5 | — | 16,000 (16,000) | 0.62 (0.62) |
| 丸山 晃司 | ※1 | 東京都大田区 | 16,000 | 0.62 |
| — | ※5 | — | 14,400 (2,400) | 0.56 (0.09) |
| 金田 喜人 | ※1 | 東京都三鷹市 | 14,000 | 0.55 |
| 山本 幸央 | ※1 | 東京都港区 | 14,000 | 0.55 |
| 菊川 諒人 | ※1 | 東京都世田谷区 | 12,000 | 0.47 |
| 株式会社Engagement Commerce Lab. ※1 | | 東京都新宿区筑土八幡町4-16 Branz神楽坂407号 | 10,000 | 0.39 |
| — | ※5 | — | 10,000 (10,000) | 0.39 (0.39) |
| — | ※5 | — | 10,000 (10,000) | 0.39 (0.39) |
| — | ※5 | — | 10,000 (10,000) | 0.39 (0.39) |
| — | ※5 | — | 10,000 (10,000) | 0.39 (0.39) |
| — | ※5 | — | 10,000 (10,000) | 0.39 (0.39) |
| 松本 浩平 | ※1 | 東京都荒川区 | 8,000 | 0.31 |
| — | ※5 | — | 8,000 (8,000) | 0.31 (0.31) |
| — | ※5 | — | 8,000 (8,000) | 0.31 (0.31) |
| — | ※5 | — | 8,000 (8,000) | 0.31 (0.31) |
| — | ※5 | — | 6,800 (6,800) | 0.27 (0.27) |
| — | ※5 | — | 6,000 (6,000) | 0.23 (0.23) |
| — | ※5 | — | 6,000 (6,000) | 0.23 (0.23) |
| — | ※5 | — | 4,800 (4,800) | 0.19 (0.19) |

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%) |
|--------|----|------------------------|--|
| — ※5 | — | 4,800 (4,800) | 0.19 (0.19) |
| — ※5 | — | 4,000 (4,000) | 0.16 (0.16) |
| — ※5 | — | 4,000 (4,000) | 0.16 (0.16) |
| — ※5 | — | 3,200 (3,200) | 0.12 (0.12) |
| — ※5 | — | 3,200 (3,200) | 0.12 (0.12) |
| — ※5 | — | 3,200 (3,200) | 0.12 (0.12) |
| — ※5 | — | 2,800 (2,800) | 0.11 (0.11) |
| — ※5 | — | 2,400 (2,400) | 0.09 (0.09) |
| — ※5 | — | 2,400 (2,400) | 0.09 (0.09) |
| — ※5 | — | 2,400 (2,400) | 0.09 (0.09) |
| — ※5 | — | 2,400 (2,400) | 0.09 (0.09) |
| — ※5 | — | 2,400 (2,400) | 0.09 (0.09) |
| — ※5 | — | 2,400 (2,400) | 0.09 (0.09) |
| — ※5 | — | 2,000 (2,000) | 0.08 (0.08) |
| — ※5 | — | 2,000 (2,000) | 0.08 (0.08) |
| — ※5 | — | 2,000 (2,000) | 0.08 (0.08) |
| — ※5 | — | 2,000 (2,000) | 0.08 (0.08) |
| — ※5 | — | 2,000 (2,000) | 0.08 (0.08) |
| — ※5 | — | 2,000 (2,000) | 0.08 (0.08) |
| 計 | — | 2,561,000 (275,000) | 100.00 (10.74) |

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等（大株主上位10名） 2 特別利害関係者等（当社代表取締役社長） 3 特別利害関係者等（当社取締役） 4 特別利害関係者等（役員等により議決権の過半数が所有されている会社） 5 当社従業員
2. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. 当社は、2025年1月31日付で株式1株につき10株の割合で株式分割を、2026年1月1日付で株式1株につき200株の割合で株式分割をおこなっております。

独立監査人の監査報告書

2026年3月13日

犬猫生活株式会社
取締役会 御中

OAG監査法人
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 基 喜

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 荘 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている犬猫生活株式会社の2023年5月1日から2024年4月30日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、犬猫生活株式会社の2024年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要

がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月13日

犬猫生活株式会社
取締役会 御中

OAG監査法人
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 基 喜

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 荘 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている犬猫生活株式会社の2024年5月1日から2025年4月30日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、犬猫生活株式会社の2025年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要

がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年3月13日

犬猫生活株式会社
取締役会 御中

OAG 監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 基 喜

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 荘 治

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている犬猫生活株式会社の2025年5月1日から2026年4月30日までの第8期事業年度の中間会計期間（2025年5月1日から2025年10月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、犬猫生活株式会社の2025年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー

手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年3月13日

犬猫生活株式会社
取締役会 御中

OAG 監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 基 喜

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 荘 治

監査人の結論

当監査法人は、有価証券届出書の「経理の状況」のその他に掲げられている犬猫生活株式会社の2025年5月1日から2026年4月30日までの第8期事業年度の第3四半期会計期間（2025年11月1日から2026年1月31日まで）及び第3四半期累計期間（2025年5月1日から2026年1月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期財

務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。



犬猫
生活